

平成19年2月27日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（20名）

1 番 新 宮 征 一 議員
 3 番 鴨 田 俊 廣 議員
 6 番 松 田 孝 議員
 8 番 石 川 忠 義 議員
 10 番 荒 木 春 吉 議員
 12 番 高 橋 勝 文 議員
 14 番 佐 藤 良 一 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 那 須 稔 議員
 20 番 遠 藤 聖 作 議員

2 番 佐 藤 毅 議員
 5 番 木 村 寿 太 郎 議員
 7 番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 9 番 鈴 木 賢 也 議員
 11 番 柏 倉 信 一 議員
 13 番 高 橋 秀 治 議員
 15 番 佐 藤 暘 子 議員
 17 番 内 藤 明 議員
 19 番 佐 竹 敬 一 議員
 21 番 伊 藤 忠 男 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会 長
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会 長
 尾 形 清 一 総合政策課長
 有 川 洋 一 総合政策課企業
 柏 倉 隆 夫 立地推進室 長
 佐 藤 昭 市民生活課 長
 兼 子 善 男 建設課 長
 鈴木 英 雄 都市整備室 長
 兼 子 良 一 下水道課 長
 熊 谷 英 昭 商工観光課 長
 工 藤 恒 雄 会計課 長
 宇 野 健 雄 病院事務 長
 生 涯 学 習 課 長
 振 興 課 長
 監 査 課 長

荒 木 恒 助 役
 大 谷 昭 男 教育委員長
 佐 藤 勝 義 農業委員会 長
 片 桐 久 志 総合政策課 長
 菅 野 英 行 総合政策課行財
 三 瓶 正 博 政改革推進室 長
 浦 山 邦 憲 税 務 課 長
 犬 飼 一 好 建設課 長
 安孫子 政 一 花・緑・せせらぎ
 斎 藤 健 一 推進課 長
 荒 川 貴 久 農 林 課 長
 芳 賀 友 幸 健康福祉課 長
 菊 地 宏 哉 水道事業所 長
 安孫子 雅 美 教 育 長
 清 野 健 学 校 教 育 課 長
 指導推進室 長
 監 査 委 員
 農 業 委 員 会 長
 農 事 務 局 長

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第 1 号

第 1 回定例会

平成 19 年 2 月 27 日（火曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- // 2 会期決定
- // 3 諸般の報告
- （1）議員の異動について
- （2）定例監査結果等報告について
- （3）第 93 回市議会議員共済会代議員会の報告について
- （4）総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- // 4 行政報告
- （1）寒河江市国民保護計画について
- // 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- // 6 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- // 7 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- // 8 議第 3 号 平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）
- // 9 議案説明
- // 10 委員会付託
- // 11 質疑、討論、採決
- // 12 議第 1 号 平成 18 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）
- // 13 議第 2 号 平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- // 14 議第 4 号 平成 18 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）
- // 15 議第 5 号 平成 19 年度寒河江市一般会計予算
- // 16 議第 6 号 平成 19 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- // 17 議第 7 号 平成 19 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- // 18 議第 8 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- // 19 議第 9 号 平成 19 年度寒河江市老人保健特別会計予算
- // 20 議第 10 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計予算
- // 21 議第 11 号 平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- // 22 議第 12 号 平成 19 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- // 23 議第 13 号 平成 19 年度寒河江市立病院事業会計予算
- // 24 議第 14 号 平成 19 年度寒河江市水道事業会計予算
- // 25 議第 15 号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- // 26 議第 16 号 寒河江市副市長定数条例の制定について
- // 27 議第 17 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- // 28 議第18号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - // 29 議第19号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 - // 30 議第20号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - // 31 議第21号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - // 32 議第22号 寒河江市土地開発基金条例の廃止について
 - // 33 議第23号 寒河江市市税条例の一部改正について
 - // 34 議第24号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
 - // 35 議第25号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
 - // 36 議第26号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - // 37 議第27号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
 - // 38 議第28号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
 - // 39 議第29号 土地の処分について
 - // 40 請願第1号 「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願
 - // 41 請願第2号 すべてのひとのワークルール確立をめざす請願
 - // 42 請願第3号 日豪EPAに関する意見書の提出を求める請願
 - // 43 施政方針説明
 - // 44 議案説明
- 散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

開 会 午前 9 時 3 0 分

○**新宮征一議長** おはようございます。ただいまから平成19年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、市の広報統計係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

○**新宮征一議長** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において、7 番猪倉謙太郎議員、15 番佐藤陽子議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**新宮征一議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○**高橋秀治議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成19年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月22日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から3月15日までの17日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、3月定例会に限り即日採決できる補正予算ではありますが、協議の結果、議第3号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）の1案件とすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**新宮征一議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの17日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成19年2月27日（火）開会

月	日	時	間	会	議	場	所
2月27日 (火)	午前9時30分	本	会	議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、人権擁護委員の候補者 推薦、報告、議案上程、同説明、 委員会付託、質疑・討論 ・採決、議案・請願上程、施 政方針説明、議案説明	議	場
	本会議終了後	総務委員会			副 委 員 長 の 互 選	第2会議室	
2月28日 (水)	午前9時30分	本	会	議	総務委員会副委員長互選結果 報告、質疑、予算特別委員会 設置、委員会付託	議	場
	本会議終了後	予算特別委員会			付 託 案 件 審 査	議 場	
3月 1日 (木)	休 会						
3月 2日 (金)	午前9時30分	本	会	議	一 般 質 問	議	場
3月 3日 (土)	休 会						
3月 4日 (日)	休 会						
3月 5日 (月)	休 会						
3月 6日 (火)	午前9時30分	本	会	議	一 般 質 問	議	場
3月 7日 (水)	午前9時30分	総務委員分会			付 託 案 件 審 査	第2会議室	

3月 7日 (水)	午前 9 時 3 0 分	文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第 4 会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	図 書 室
3月 8日 (木)	午前 9 時 3 0 分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第 4 会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	図 書 室
3月 9日 (金)	午前 9 時 3 0 分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第 4 会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	図 書 室
3月10日 (土)		休	会	
3月11日 (日)		休	会	
3月12日 (月)		休	会	
3月13日 (火)		休	会	
3月14日 (水)	午前 9 時 3 0 分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月15日 (木)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第 3、諸般の報告であります。

（１）議員の異動についてであります。去る平成19年1月26日付で煤津博士氏から平成19年2月1日をもって議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、同年1月26日、これを許可いたしましたので、会議規則第139条第2項の規定により御報告いたします。

次に、（２）定例監査結果等報告について

（３）第93回市議会議員共済会代議員会の報告について

（４）総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

○**新宮征一議長** 日程第 4、行政報告であります。

（1）寒河江市国民保護計画について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** 寒河江市国民保護計画について御説明申し上げます。

寒河江市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、本市の武力攻撃事態等における国民保護措置の実施方法などを定めたものであります。計画の内容につきましては、去る 2 月 19 日の全員協議会において御協議いただいておりますので、これにより報告にかえさせていただきます。以上です。

質 疑

- 新宮征一議長** ただいまの行政報告について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**新宮征一議長** 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 3 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し、意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 新宮征一議長** 日程第 6、報告第 1 号及び日程第 7、報告第 2 号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

- 佐藤誠六市長** 報告第 1 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月2日に、若葉町地内において歩行者が市道の舗装の欠損箇所で転倒し、負傷した事故について示談するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

報告第 2 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年12月18日に、本町一丁目地内において市有自動車が車両と接触した交通事故について示談するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。以上です。

質 疑

- 新宮征一議長** ただいまの報告第 1 号に対する質疑はありませんか。川越議員。
- 川越孝男議員** お尋ねをしたいわけでありますけれども、市道の欠損箇所というふうになりますという、道路の管理者側の責任、過失といえますか、そういうものに基づいて損害を補償するというふうになるんだというふうに思うんですけれども、そうした場合の行政の公正さを担保するために、こういう場合の基準というものはどういうふうなことになるのか。どういう判断で補償なされているのか。この点、お尋ねをしたいと思います。
- 新宮征一議長** 建設課長。
- 浦山邦憲建設課長** お答えします。御案内の場所については、舗装に穴がありまして、それにつまずいて転んだというような内容でございまして、これについては道路賠償責任保険ということで設定しておりますので、その保険屋の段階で保険を支払っております。
その過失の割合ですけれども、これについては今までの保険の対応の中で一般的な流れの中で、今回のものについては市の過失が 7 割、それから本人の過失が 3 割ということで、そういう中でその保険屋のこれまでの状況ですか、その中で過失割合を設定をしているというような内容です。以上です。
- 新宮征一議長** 川越議員。
- 川越孝男議員** こういうふうなものは広く市民に対して公平であらなければならないというふうに思うんですけれども、そういう損害を受けた場合に本人から申し出があった場合、市では保険に入っている、そこの中で対応するというのが、そういう制度があるということも含めて、もっと市の側に過失があるかどうか、そういうようなことで保険屋にかかってみて初めてわかるというふうなことであるのか、そうでなくて、そういう場合には市の管理側に問題がある場合には市民には請求権があるんだとかいうふうなことが公正にというか、的確に市民に周知されておくべきでないかというふうな意味で基準というふうなこともお尋ねをしたんです。ぜひ今後、公平な行政が行われるように検討いただきたいということを申し上げておきます。
- 新宮征一議長** 報告第 2 号に対する質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 案 上 程

○**新宮征一議長** 日程第 8、議第 3 号についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**新宮征一議長** 日程第 9、議案説明であります。

佐藤市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** 議第 3 号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、審査判定会議の開催回数の減少などに伴う委員報酬の減額と、介護認定審査会共同設置負担金の減額に伴う財源調整を行うものであります。

その結果、21万 3 千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,439万 2 千円とするものであります。

以上、御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

○**新宮征一議長** 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成議員 挙手）

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 案 上 程

○**新宮征一議長** 日程第12、議第 1 号から日程第42、請願第 3 号までの31案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○**新宮征一議長** 日程第43、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** 本日、平成19年第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成19年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申し上げます。

日本経済は消費動向に弱さが見られるものの、企業部門が好調さを維持しており、今後も民需中心の景気回復が続くものと見込まれております。しかしながら、こうした回復基調は大都市から離れた地方にまでは十分波及しておらず、税収の大きな伸びは期待できない状況となっております。さらに、国においては、地方歳出にはまだ削減の余地があるとして地方財政計画を毎年縮小しており、これに伴い、地方交付税は減少し、景気回復が十分行き届かない地方の財政は年々厳しさを増しております。

本市におきましては、税収の減少については歯どめがかかったものの、地方交付税については引き続き減少するなど、歳入の伸びが期待されない中で、医療・福祉等の社会保障関係諸費や公債費などの経費が増嵩するなど、厳しい財政運営が余儀なくされております。

このため、事務事業の見直しや経常経費の削減など、行財政改革の断行により財源の確保を図りながら、市民生活や福祉サービスの向上に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、事業厳選により市債借入を抑制し、健全財政の維持に努めてまいります。

昨年、第5次寒河江市振興計画と寒河江市行財政改革大綱がスタートし、さらに寒河江市教育振興計画が策定されるなど、21世紀初頭の寒河江市において、美しく品格あるまちづくりが新たな一步を踏み出した年でありました。

本年度は、市役所庁舎開庁40周年を初め、神輿の祭典が25回目、ギレスン市との姉妹都市締結、フラワーロードの開始から20年、チェリーランド・グランドオープンから15年、グラウンドワーク事業として二の堰親水公園で開催している水辺の夜会が10回目、花咲かフェアINさがえが5回目となり、これまで取り組んできた大きな事業が記念すべき節目の年を迎えることとなります。それぞれが本市のまちづくりを象徴するものであり、最初に取り組んだときの初心に返りながら、新たなまちづくりを思い描きたいと考えております。

本市の美しい自然環境と悠久の昔から培われてきた歴史、地域ではぐくまれてきた文化、ここに暮らしてきた心豊かな人たち、これらすべてがかけがえのない本市特有の財産であります。

第5次振興計画は、これまで築き上げてきたまちづくりを継承し、さらなる発展を目指すため、10年間のまちづくりを方向づけるものであります。将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品たよう美しい都市（まち）寒河江」を描いていくため、感性豊かで情緒あふれるまちを目指し、「より美しく、より豊かに、より元気に」、将来とも誇り得るまちとなれるよう、特に歴史・文化に関する分野に力点を置き、さまざまな施策を展開しようと意を決したところであります。

行財政改革大綱は、市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立を目指し、将来においても活力のある「気品たよう美しい都市（まち）」を創造するために策定いたしました。

本年度は民間のノウハウを活用し、みなみ保育所や市民浴場の管理運営に対する指定管理者制度の導入を初め、図書館の図書管理業務や西根小学校給食調理業務の民間委託、地区公民館長及び図書館長の民間人登用など、市民と行政の協働による行財政運営を行ってまいります。

また、定員・給与の適正化や事務事業の見直しを継続的に行うとともに、電子申請の本格的稼働など、実施計画に基づき、着実に実行へと移し、市民サービスの向上を図ってまいります。

昨年策定されました教育振興計画は、新しい時代を担う力がはぐくまれるものと期待しております。教育を論ずるとき、よく不易と流行という故事が引用されます。今改めて、先人から受け継がれてきた本市の歴史と文化、教育風土に学び、変えてはならない教育の不易を確かめながら、教育の流行を実現していかなければならないものと思っております。

本年度は、教育振興計画の実質的な初年度となることから、市民や地域の学びを広げながら、家庭・地域の教育力を高め合うため、新たな第一歩を踏み出す大事な年でありますので、これに基づい

た施策を積極的に展開してまいります。

次に、特徴的な事業について御説明申し上げます。

チェリークア・パークの寒河江サービスエリアで実施していたETC専用のスマートインターチェンジ社会実験が終了し、運営や安全性とともに利便性向上など課題解消と効果が確認されたことにより、昨年10月から寒河江SAスマートインターチェンジとして恒久設置となりました。スマートインターチェンジの恒久設置により、寒河江中央工業団地やチェリークア・パークに響くつち音が「元気なまち寒河江」を象徴するように弾んで聞こえてまいります。工業団地では新たな建設工事が行われており、チェリークア・パークにおいても自動車学校や温泉施設が相次いでオープンし、さらに新規事業者による建設着工が予定されております。寒河江SAスマートインターチェンジの恒久設置は、広域的な高速交通ネットワークの整備と、それに伴う交流圏域の拡大、新たな産業の振興、さらには周辺地域の活性化にも大きく寄与するものであり、より一層チェリークア・パーク事業や企業誘致に力を注いでまいりたいと思っております。

同じく、チェリークア・パークの最上川ふるさと総合公園で開催しております花咲かフェアINさがえは、昨年28万8千人という多くの来場者を数え、本市のシンボルイベントとして県内外から訪れる多くの方々に、花と緑、せせらぎで彩る「気品ただよう美しい都市（まち）寒河江」の魅力を発信しております。本年は第5回目という節目の年を迎えますので、イベント内容を充実し、フェアに訪れる方々を心からおもてなししなければと思っております。

四季を通じて開催される祭りやイベントに訪れる方々を滞在型観光へと導いていくためにも、「温泉のまち寒河江」としての機能充実とイメージアップが求められております。昨年、温泉開湯50周年を迎えた寒河江温泉では、より一層「温泉のまち寒河江」の情景を醸し出すため、案内用サイン設備を整備するとともに、最も大切とされるおもてなしなどについて、観光産業の関係団体の意識を高め合い、受け入れ態勢の充実に努め、また祭りの内容についても関係団体と検討してまいります。さらに、歴史・文化遺産など、新たな観光資源の発掘と物産の振興にも努めてまいります。

国の農業政策が、本年度から大きく変わろうとしております。国の新たな施策である経営所得安定対策等大綱への対応であります。とりわけ品目横断的経営安定対策への加入対象者が認定農業者と集落営農組織に絞られ、将来の地域農業を背負って立つ認定農業者や担い手の育成、確保が重要な課題となっております。

本市においては、農地の効率的利用を図るための農地利用調整の推進、競争力に強い経営体の育成と地域農業を担う集落営農の推進など、新たな施策に対応した担い手の育成、確保に努める必要があります。今、各地域において、集落営農組織の設立に向けた活動を展開しております。

農政大転換がスタートする年であり、これからの二、三年が農業政策を進めていく上で最も重要な時期であるのとらえ、農業経営改善の支援活動をより一層推進してまいりたいと思っております。

全国のトップランナーとなっているグラウンドワーク活動は、平成9年に市民参加による美しい快適環境づくり基本計画を策定し、本格的始動から10年が経過いたしました。市民・企業・行政がパートナーシップを組みながら、これまで多くの方々から御協力をいただき、花と緑、せせらぎで彩るまちづくりを推進してまいりました。

緑の木立に囲まれた二の堰親水公園へ花一輪を持ち寄りながら、水辺に浮かぶ特設ステージで美しい調べを奏でる水辺の夜会がことしで10回目を迎えることとなります。また、国道112号沿線に色とりどりの花を植栽し、市民やドライバーに潤いと安らぎを与えるフラワーロードは、寒河江を代表する景観の一つとなっており、ことしで20年を迎えることとなります。

今では市民みずからがさまざまな分野において、積極的にボランティア活動やグラウンドワーク活動に取り組み、市民参加による協働のまちづくりが大きく推進されており、今年度も節目の年に合わせ、市民、関係団体、企業と一体となり、事業を進めてまいります。

木の下土地区画整理事業区域の愛称であるほなみ団地には、豊かな田園都市である寒河江市の原風景をイメージして、稲穂が実るように発展していくまちになってほしいという願いが込められております。昨年7月に起工式を終え、新しいまちづくりの整備が始められており、いよいよ本格的に保留地処分が開始され、さらにほなみ団地と市街地とを結ぶ都市計画道路落衣島線や下釜山岸線についても、一体的に進められております。土地区画整理事業は組合施行であります。市施行のまちづく交

付金事業を初め、幹線道路や住環境整備についても支援し、美しい町並みの形成に努めてまいります。

このほかの投資事業といたしましては、最上川寒河江緑地整備事業を初め、新規事業である市道西寒河江駅谷沢線整備事業への着手、側溝や舗装、用悪水路、橋梁等の整備についても重点的に取り組み、また洪水ハザードマップの作成など、市民生活に密接な事業にも取り組んでまいります。

教育関係といたしましては、陵西中学校大規模改造事業に係る実施設計を初め、読書の盛んな学校づくり事業、いのちと心を育む学校づくり事業等に取り組んでまいります。また、地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるためには、地域のリーダー育成と地域力の向上を図る必要があります。本年度から、地区公民館長に民間人を登用し、地域づくりの創意工夫と地域力の向上を図るとともに、引き続き、活動拠点となる地区公民館分館等に対する施設整備補助を行い、市民みずからが主体となる事業を展開してまいります。

さらに、地域で暮らす人たちが地域の歴史や生活文化、伝統行事などを探り、学習することによって地域ならではの宝物を発見し、愛着を深めていくことは地域力の醸成に役立つものであり、夢ある未来づくりへとつながるものであります。このため、今年度から新たに歴史文化ふるさと回帰事業を創設し、地域住民みずからの手による歴史文化に係る諸活動を支援してまいります。

本年2月、県内全市町村による山形県後期高齢者医療広域連合が発足し、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行に向け、本格的な準備作業に入ることとなりますので、本市としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、児童養護施設寒河江学園の改築工事や学童クラブへの支援などを初め、少子化対策として特定不妊治療費助成事業や児童手当支給額の増額、さらに特別養護老人ホームしらいわへの支援、障害者自立支援法による新サービスへの対応など、保健・福祉・医療の充実を図る事業についても力を注いでまいります。

国においては、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、地方分権改革をより一層推進しようとしております。また、県においては、山形県事務・権限移譲推進プログラムに基づき、市町村の事務権限の拡大を図っていかうと考えており、本市においても農地法関係の事務が権限移譲されることとなっており、新たな事務の権限移譲についても、県との検討、協議を行い、地方分権の推進に取り組んでまいります。

人口減少社会にあって、団塊の世代と呼ばれる人々が定年を迎えようとしており、数多くの退職者が見込まれております。本市においても、昭和22年から24年までの団塊の世代人口は2千人を超え、男女を問わず多くの方々が就業しておりますので、退職後においても熟練の技術や知識、経験をまちづくりに活用していただきたいと考えております。

また、都市圏からのふるさと回帰や二地域居住など、田舎への転入が期待されていることから、交流や定住、短期・長期を問わず県内外や都市圏から訪れる方々からの意見や感想をまちづくりに生かしていきたいと考えております。このため、団塊の世代対策支援チームを庁内に設置し、さまざまな情報を広域的に発信しながら、団塊の世代の活力を本市の活性化につなげていけるよう事業を実施してまいります。

次に、これらの事業の実現に向けた平成19年度の予算について申しあげます。

本市におきましては、今後とも厳しい財政運営が続くものと見込んでおり、このような状況のもと、本年度においては市税等の収納体制の強化、充実を図り、歳入の確保に努めるほか、課を超えた事務執行体制の本格的な実施、保育所や市民浴場の指定管理者制度の導入や民間委託の実施など、事務の効率化と経費の縮減等に努めてまいります。

本年度における事業への取り組みといたしましては、厳しい行財政状況下においても知恵を出し合い、創意工夫しながら着実に半歩でも前進を図る予算として、将来都市像の具現化に向けて、より元気に豊かにするもの、また市民の願いにこたえ、時代のニーズに即応する事業を厳選したところであります。

「歴史と文化の織りなす気品ある都市（まち）」の形成を目指し、めり張りの効いたものにしたところであり、その結果、一般会計の予算額は135億7,000万円、前年度比で0.7%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は308億4,498万2千円、1.6%の減となります。

「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市（まち）寒河江」を描いていくため、本市がより

美しく、より豊かに、より元気になるように、市民一人一人の気持ちと心を市政に反映しながら、気品あるまちづくりを実践してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、第5次振興計画の施策の大綱ごとの主な施策につきましては、お手元にお配りしております平成19年度市政運営の要旨の8ページから29ページまで、詳細を記載させていただいております。

以上、平成19年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要などについて御説明申し上げたところで、第5次寒河江市振興計画の将来都市像の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○**新宮征一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時25分といたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時25分

○**新宮征一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

○**新宮征一議長** 日程第44、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** 初めに、議第 1 号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、土地売払収入を計上するほか、病院事業会計補助金などを追加し、県施行柴橋日田線整備事業負担金などを減額するものであります。その結果、1 億138万 8 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ142億5,684万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、第 2 款総務費は市土地開発公社への補償金2,123万 4 千円を計上するのが主なものであります。

第 3 款民生費は、児童手当2,700万円を減額するのが主なものであります。

第 4 款衛生費は、病院事業会計補助金 1 億5,800万円を追加するのが主なものであります。

第 8 款土木費は、県施行柴橋日田線整備事業負担金2,235万円を減額するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率市債を繰り上げ返済する償還金5,167万 8 千円を追加するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国県支出金2,308万 6 千円、財政調整基金繰入金 3 億4,517万 2 千円、減債基金5,000万円などを減額し、土地売払収入 3 億2,637万 5 千円などを計上するほか、市税 1 億4,000万円、市債4,750万円などを追加し、対応することといたしました。

第 2 表地方債補正については、減税補てん債ほか 5 事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 2 号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、介護予防サービス受給者の減少に伴い、保険給付費などを減額するほか、後期高齢者等の医療保険制度改正に対応する介護保険システムの改修事業費を追加するものであります。

その結果、1 億2,111万 5 千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億80万 1 千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、介護保険システム改修事業費588万円を追加するほか、介護予防サービス等諸費 1 億円などを減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫負担金2,000万円、支払基金交付金3,162万円、予防給付費収入2,350万円などを減額することといたしました。

第 2 表繰越明許費については、介護保険システム改修事業の年度内完成が日程的に困難なため、全額翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第 4 号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、入院及び外来患者の減少に伴う入院収益及び外来収益などを減額するほか、他会計補助金を追加するものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

第 2 条は、業務の予定量について入院及び外来患者数を見直すものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出について、医業収益の入院収益 1 億3,008万 6 千円、外来収益6,051万 8 千円を減額し、医業外収益として新たに他会計補助金9,050万円を追加するほか、医業費用の薬品費及び診療材料費を合わせて 1 億円減額するものであります。

第 4 条は、資本的収入について新たに他会計補助金6,750万円を追加するほか、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び補てん額をそれぞれ減額するものであります。

第 5 条は、新たに一般会計からの補助金 1 億5,800万円を定めるものであります。

次に、議第5号平成19年度寒河江市一般会計予算について御説明申しあげます。

国においては、平成19年度予算を2011年度に国、地方を通じた基礎的財政収支を黒字化させるとした、今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけ、歳出抑制路線を堅持、強化するとしております。

平成19年度の本市一般会計予算は、国の歳出歳入一体改革により、地方交付税、臨時財政対策債などが削減される中、将来を見据えた持続可能な財政運営を行っていくために、限られた財源の有効活用や経常経費などの節減に努め、市債、財政調整基金、減債基金を効率的に活用しながら、地域社会の発展につながる予算としたところであります。

本年度は、行財政改革大綱に示された「市民と行政との協働による行財政運営の推進」を基本とし、第5次振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市（まち）寒河江」の実現に向け、市民みずから行う歴史文化に係る諸活動を支援する歴史文化ふるさと回帰事業などに取り組むほか、木の下土地区画整理事業ほなみ団地の造成と、事業区域と市街地を結ぶ下釜山岸線の整備、陵西中学校大規模改造の実施設計、5年目となる本市のシンボル事業、花咲かフェアINさがえなど、本市発展に向けた事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成19年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ135億7,000万円で、前年度当初予算と比較して0.7%の減となりました。

以下、予算の大要について御説明申しあげます。

歳入予算の第1款市税につきましては、個人市民税が税源移譲や定率減税の廃止により増収となることから、市民税全体で24.3%の増、固定資産税は新築家屋の増加を見込み2.1%の増、市税全体では9.4%増の52億935万4千円を計上しました。

第2款地方譲与税については、税源移譲分の所得譲与税が皆減することから、66.1%減の1億6,300万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金から第7款自動車取得税交付金までは、平成18年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第9款地方交付税については、これまで補正予算で対応していた西村山広域行政事務組合の交付税措置分を盛り込み、1.9%増の37億988万9千円を計上したところであります。

第13款国庫支出金については、西寒河江駅谷沢線整備事業の取り組みや児童手当国庫負担金等の増加から、35.1%増の7億5,652万3千円を計上いたしました。

第14款県支出金については、障害者介護給付費等負担金の増加などから、0.6%増の5億4,852万1千円を計上いたしました。

第17款繰入金については、財政調整基金から5億4,000万円、減債基金から1億円などを繰り入れ、2.2%増の6億5,267万8千円を計上いたしました。

第19款諸収入については、平成18年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、貸付金収入が増加し、30%増の9億7,208万5千円を計上いたしました。

第20款市債については、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業負担金の支払いが完了したことから、平成18年度を大幅に下回る5億3,070万円を計上いたしました。その内訳は、投資的事業充当分が1億6,770万円、臨時財政対策債が3億6,300万円であります。

次に、歳出について申しあげます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の精査と事業費の見直しを行うとともに、引き続き退職職員の不補充、特別職給料及び一般職の管理職手当の削減を実施するほか、指定管理者制度の導入、業務の民間委託や民間人の登用を積極的に行うなど、経費の節減に努めたところであります。

性質別に申しあげますと、人件費については5.1%減の27億6,387万2千円、物件費は5%増の16億2,132万1千円、維持補修費については16%増の2億2,837万3千円、扶助費については0.2%増の11億6,741万4千円、補助費等については17.2%増の19億34万7千円を計上いたしました。

投資的事業については、地域社会の活性化、将来の発展につながる事業に優先的に取り組むことといたしました。

主な事業としましては、民生費では放課後児童対策活動施設新設補助に100万円、保育所整備事業に700万円、さらに寒河江学園改築事業負担金として1,043万6千円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置事業補助に1,024万5千円を計上いたしました。

農林水産業費では、強い農業づくり交付金事業に182万7千円、日田中向地区農道橋整備事業に300万円、農道及び用排水路新設改良事業に280万円、さらに県営事業負担金として3,016万円を計上いたしました。

土木費では、木の下土地地区画整理事業にまちづくり交付金事業を含め2億8,350万円、最上川寒河江緑地整備事業に1億円、都市計画道路下釜山岸線整備事業に4,200万円、市道西寒河江駅谷沢線整備事業に1億3,300万円、その他道路改良事業、側溝整備、交通安全施設整備、用悪水路整備等に合わせて5,709万円を計上いたしました。

消防費については、防火水槽設置事業に550万円、ポンプ庫整備事業に200万円、消防ポール設置事業に400万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校の施設整備事業に1,400万円、陵西中学校大規模改造事業に840万円、公民館整備補助事業に156万6千円を計上いたしました。また、文化財の保護と利活用を図るため、白岩の県指定天然記念物である種蒔ザクラ環境整備事業に1,300万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は28.2%減の8億4,480万2千円となりました。

繰出金については、公共下水道事業特別会計に7億5,536万3千円、国民健康保険特別会計に2億1,480万円、老人保健特別会計に3億3,850万7千円、介護保険特別会計に3億7,455万8千円を計上いたしました。

第2表は、特別養護老人ホーム建設基金償還補助金（しらいわ）の債務負担行為を設定するものです。

第3表は、臨時財政対策債など5億3,070万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、一時借入金の最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額について定めようとするものであります。

次に、議第6号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところでありますが、平成19年度の予算は普及率及び水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査と諸経費の一層の節減に努め、編成いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ19億8,621万2千円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億1,592万5千円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業1億7,960万円、単独事業2億5,220万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料など2億491万円、浄化センター建設費に補助事業として1億2,670万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に10億8,887万7千円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に7,150万円、使用料及び手数料に4億8,260万9千円、国庫支出金に1億6,260万円、一般会計繰入金に7億5,536万3千円、また市債については公共下水道事業債などに5億300万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

また、一時借入金の限度額については、8億円と定めるものであります。

次に、議第7号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ960万7千円とするものであり、前年度当初予算と比較して10万円の増となっております。

次に、議第8号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国においては、将来とも良質な医療を確保し、現行制度を持続可能な皆保険制度に再構築するため、昨年、近年にない大幅な医療保険制度の改革を行い、診療報酬の引き下げや患者負担の引き上げなどを実施しております。

また、新たな高齢者医療制度の創設に伴い、本年2月1日に県内全市町村で構成する広域連合が発足し、平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行に向け、準備が進められております。

本会計は、平成18年度に国民健康保険税の減収分に見合う案分率を見直したものの、老人保健拠出金などが増加する中で、依然として厳しい財政状況にあります。

国民健康保険税の収納率の向上及び医療費適正化対策の強化を図るとともに、保健事業の充実などにより、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成19年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,302万8千円で、前年度当初予算と比較して4億4,178万8千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費26億1,339万7千円、老人保健拠出金6億2,329万2千円、介護納付金2億1,537万8千円、共同事業拠出金4億2,522万1千円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が12億1,188万2千円、介護納付金分が1億384万6千円、また国庫支出金10億2,934万9千円、療養給付費交付金7億5,464万2千円、県支出金1億5,092万5千円、一般会計繰入金2億1,480万円、給付基金繰入金9,500万4千円であります。

次に、議第9号平成19年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億4,065万9千円で、前年度当初予算と比較して1億7,940万2千円の減額となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費41億2,825万9千円であります。

歳入予算の主な内容は、支払い基金交付金21億5,590万1千円、国庫支出金13億1,600万7千円、県支出金3億2,872万7千円、一般会計繰入金3億3,850万7千円であります。

次に、議第10号平成19年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度については、介護予防事業の充実と相談窓口の地域包括支援センターが十分機能を発揮することにより、高齢者が住みなれた地域で継続したサービスを受けられる体制整備に努めながら、受給者数の増加に伴う給付額の増に対応できる安定した財政運営を行うべく、予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億2,014万3千円で、前年度当初予算と比較して3,175万円の増額となっております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費20億6,400万円、介護予防サービス等諸費9,000万円、特定入所者介護サービス等費7,560万円、包括的支援事業・任意事業費3,753万2千円であります。

これに対する歳入予算の主な内容は、介護保険料3億9,136万4千円、国庫負担金4億264万3千円、国庫補助金1億4,222万7千円、支払基金交付金7億539万9千円、県負担金3億3,129万5千円、一般会計繰入金3億7,455万8千円、基金繰入金3,728万5千円であります。

次に、議第11号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度は、延べ174回の審査判定会議を見込んでおり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,318万2千円で、前年度当初予算と比較して142万3千円の減額となっております。

次に、議第12号平成19年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ63万8千円とするものであり、前年度当初予算と比較して12万1千円の減額となっております。

次に、議第13号平成19年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度は、医療機器を効果的に更新するなど、地域の医療ニーズに的確にこたえるべく予算編成したところであり、効率的な事業運営により健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数160床で、年間患者数を入院患者4万5,750人、外来患者7万8,400人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしま

した。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が27億3,255万5千円で、このうち医業収益に25億246万8千円、医業外収益に2億3,008万6千円を計上いたしました。

支出総額は27億3,255万5千円で、このうち医業費用は26億7,989万8千円、医業外費用は5,095万7千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が2,762万6千円で、このうち企業債は2,500万円、他会計負担金は262万5千円であります。支出総額は1億308万円で、このうち建設改良費に3,000万円、企業債償還金に7,308万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,545万4千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法などについて定め、第6条は一時借入金の限度額を8億円と定めるものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は一般会計からの負担金額を1億8,000万円と定め、第10条は一般会計からの補助金額を4,000万円と定めるものであります。

第11条は、棚卸し資産の購入限度額を10億500万円と定めるものであります。

次に、議第14号平成19年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申しあげます。

平成19年度は、より安全な水道水の確保と安定供給の維持、効率的な事業運営による健全経営を重点目標に編成したものであります。

以下、予算の概要について御説明申しあげます。

第2条の業務の予定量については、給水戸数1万2,817戸、年間総配水量685万4,000立方メートル、1日平均配水量1万8,726立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億9,698万3千円、支出総額11億8,474万4千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額2億3,799万5千円、支出総額6億8,113万4千円であり、支出の主なものとしては第4次拡張事業に係る配水管網整備や三泉ポンプ場の施設更新などの建設改良費5億1,599万6千円、企業債償還金1億6,413万8千円などであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,313万9千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、三泉ポンプ場施設整備工事のため企業債を起こすもので、その限度額を定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、棚卸し資産の購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第15号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

市議会議員の調査研究活動の充実を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第16号寒河江市副市長定数条例の制定について、及び議第17号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2議案について、関連がありますので一括して御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を定めるほか、関係する条例を改正しようとするものであります。

次に、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正、地区公民館長に民間人を登用することなどに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県職員の給与改定の取り扱いに準じ、扶養手当等の額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市土地開発基金条例の廃止について御説明申し上げます。

基金設置の所期の目的が達成されたことから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

障害者の福祉増進を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

チェリーランド河川敷公園の都市計画決定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、山形県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第28号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江市公共下水道寒河江市浄化センター電気設備更新工事の内容変更に伴い、協定金額を変更する必要がありますので、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第29号土地の処分について御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地内の普通財産である土地について、今後行政財産としての利用計画がないことから処分するため、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、28案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午前 11 時 05 分

○**新宮征一議長** 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年2月28日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（20名）

1 番 新 宮 征 一 議員
 3 番 鴨 田 俊 廣 議員
 6 番 松 田 孝 議員
 8 番 石 川 忠 義 議員
 10 番 荒 木 春 吉 議員
 12 番 高 橋 勝 文 議員
 14 番 佐 藤 良 一 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 那 須 稔 議員
 20 番 遠 藤 聖 作 議員

2 番 佐 藤 毅 議員
 5 番 木 村 寿 太 郎 議員
 7 番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 9 番 鈴 木 賢 也 議員
 11 番 柏 倉 信 一 議員
 13 番 高 橋 秀 治 議員
 15 番 佐 藤 暘 子 議員
 17 番 内 藤 明 議員
 19 番 佐 竹 敬 一 議員
 21 番 伊 藤 忠 男 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収 入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会
 尾 形 清 一 総務局
 有 川 洋 一 総合政策課長
 柏 倉 隆 夫 総合政策課長
 佐 藤 昭 市 民 生 活 課 長
 兼 子 善 男 建 設 課 長
 鈴 木 英 雄 都 市 整 備 室 長
 兼 子 良 一 下 水 道 課 長
 熊 谷 英 昭 商 工 観 光 課 長
 工 藤 恒 雄 会 計 課 長
 宇 野 健 雄 病 院 事 務 長
 生 涯 学 習
 振 興 課
 監 査 委 員 長

荒 木 恒 助 役
 大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
 佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
 後 藤 和 博 総 合 政 策 課 長
 菅 野 英 行 補 佐
 三 瓶 正 博 総 合 政 策 課 長
 浦 山 邦 憲 総 合 政 策 課 長
 犬 飼 一 好 政 改 革 推 進 室 長
 安孫子 政 一 税 務 課 長
 斎 藤 健 一 建 設 課 長
 荒 川 貴 久 花 緑 せ せ ら ぎ
 芳 賀 友 幸 推 進 課 長
 菊 地 宏 哉 農 林 課 長
 安孫子 雅 美 健 康 福 祉 課 長
 清 野 健 水 道 事 業 所 長
 教 育 長
 学 校 教 育 課 長
 指 導 推 進 室 長
 監 査 委 員
 農 事 委 員 会 長
 農 事 局 会 長

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成19年3月第1回定例会

議事日程第2号

第1回定例会

平成19年2月28日（水曜日）

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 総務常任委員会副委員長の互選結果報告について

〃 2 質疑

〃 3 予算特別委員会設置

〃 4 委員会付託

散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

再 開 午前 9 時 3 0 分

- 新宮征一議長** おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

総務常任委員会副委員長の互選結果報告

○**新宮征一議長** 日程第 1、総務常任委員会副委員長の互選結果報告についてであります。

総務委員長の報告を求めます。6 番松田総務委員長。

○**松田 孝総務委員長** おはようございます。

総務常任委員会副委員長の互選結果について御報告申しあげます。

本委員会は 2 月 27 日午前 11 時 9 分から市議会第 2 会議室において、委員 6 名全員出席し、開会いたしました。

総務常任委員会副委員長の互選についてを議題とし、直ちに互選に入りました。互選の方法は、指名推選によることに決し、私から副委員長に佐藤良一委員を指名し、異議もなく全会一致で副委員長に佐藤良一委員が当選されましたので、御報告申しあげます。

質 疑

○**新宮征一議長** 日程第 2、これより質疑に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 14 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

○**遠藤聖作議員** この議案は、政務調査費の増額にかかわる条例の改正であります。

それで、議会の中の行政改革を進めるための検討委員会では、定数の削減あるいは海外行政視察の見直し等々、いろんな議会にかかわる経費の削減について大いに議論されて、一定の方向性が出されたわけでありすけれども、その中で特異だったのがこの政務調査費の増額の問題であります。私たちは市民の理解や納得が得られないのではないかとということもありまして、増額に関しては反対をしたわけでありすけれども、市長は議会の要望を受けたということなのかもしれませんけれども、この提案をされております。その理由についてお聞きをしたいと思います。

○**新宮征一議長** 総務課長。

○**那須義行総務課長** それでは、改正の理由について御説明を申し上げます。

一つは、市民の行政に対するニーズが高度化、多様化しておりまして、きめ細かな議員の調査研究活動の必要性が高まっているということが一つであります。

2 つ目としましては、昨年地方自治法の改正が行われまして、議会の制度が非常に充実されまして、議員の調査研究活動の重要性が高まっております。

それから、3 つ目は先ほど遠藤議員のお話にもありましたが、議会そのものが行財政改革に真摯に取り組んでおります。

これらの三つのことを総合的に勘案し、今回政務調査費を増額しようとするものであります。

○**新宮征一議長** 遠藤議員。

○**遠藤聖作議員** ちょっと理解できないですね。行政に対するニーズが高度化したと。これはいつの時

代もそういう問題はあるわけでありまして、何も議会に限ったことではないわけでありまして。にもかかわらず、今回の行財政改革大綱の実施状況などを見ますと、実に多くの分野にわたって補助金や予算の見直し、事業費の見直しなどもやられておりまして、市民生活にかかわるかなりの分野で大幅な削減がなされているのであります。

それと比較しても、いわゆる行政全体のニーズの高まり、あるいは市民の期待の高まりということと必ずしも調査費の増額というのはつながらないのではないかと思います。ましてや、使途等についても、全国的に注目を浴びておりまして、寒河江の場合は領収書の添付や、あるいは調査内容の正確な報告などが添付が義務づけられておりまして、疑義が発生する事由はあんまりないと思うんですけれども、少なくとも与えられた金額の中できちっと調査を果たすというのが基本だと思うんです。あえてお金がないときに増額をする、しかも1.5倍ですよ。そういうふうな増額をする理由としては、余りにも希薄ではないのかなと私は思います。

それで、今さらここでどうのこうのやっても始まりませんけれども、改めてこの議案の取り下げをする気はないのかどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 行財政改革というのは、寒河江市におきましても全国的にこれを基本構造的に進めておる課題でございまして、そういう中で本市におきましても行財政改革を実施しようということで、これは執行部はもちろん、そして議会におきましても、あるいは市民を巻き込んで行財政改革というものを実行しようということになって、18年度の効果というようなことにつきましても、過日皆様方にお知らせしたところでございますが、そういう中にありまして、議会の改革につきましては6項目ほど取り上げてきたわけでございますが、これは議会の自主性といいますか、議会において議論をしていただいて、どの項目についてはどうしようか、あるいは何年度から実施しようとかということをも十分議論していただいて、それに基づいて私の方も提案申しあげておるところでございます。

したがいまして、そういう中で行政調査費という問題の件につきましては、提案申しあげたような内容での議会の御意見がまとまると、こういうことでございますので、それに則して今回の議会に提案しておるところでございますので、撤回するという気持ちはございません。

○**新宮征一議長** 議第15号に対して、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、地方自治法第117条の規定により、次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤 明議員。以上の方の退席を願います。

（指名議員退席）

議第29号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○**佐藤良一議員** このたび、工業団地内にある公園用地でありますけれども、この用地でありますけれども、実際に市で開発公社から購入して、また開発公社に売するというわけでありますけれども、昨年の路線価格というか、発表になっているわけでありますけれども、寒河江市でも工業団地内でも価格が約4.7%ばかりマイナスのような感じのところがあるわけであります。それに対して、市ではどのように対応なされるのか。開発公社から一たん公園用地として取得した金額で同じような金額で販売なされるのかどうかであります。理事長でありますし、助役がその辺一番把握してるんじゃないかなと私は思っているわけであります。

○**新宮征一議長** 荒木助役。

○**荒木 恒助役** 市の方から開発公社の方に処分をします。開発公社では企業の求めに応じて、それを造成して処分をしますので、同じ金額ではなくて、造成経費と開発公社の経費を加算して処分をするということになります。

○**新宮征一議長** 佐藤良一議員。

○**佐藤良一議員** 造成するにも、やはり道路を切ったり何かしなければならぬんではありますし、その辺の価格の問題も当然なってくると私なりに思うわけであります。やはり路線価格というのは、各自治体で大体決まっております。住宅地なり。今現在も価格の金額が次の年に土地取引に大きく反映されているような感じもするわけであります。それでは、開発公社にまた転売して造成するわけありますけれども、幾らを予定しているのかどうかであります。ただ売るだけですと言われても、その工事はどちらで持つんですか、じゃあ。

○**新宮征一議長** 財務室長。

○**秋場 元総合政策課財務室長** 開発公社からの企業への売却ということですが、開発公社で今後工場用地として使えるように造成するわけありますけれども、造成についてはオーダーメイド方式ということでやりますので、張りつく企業の要望といいますか、造成仕様によって価格というのは変動するのではないかというふうに思っています。今までと同じような造成の形態になりますと、大体同じような金額での売却になろうかというふうに思っています。

○**新宮征一議長** 佐藤良一議員。

○**佐藤良一議員** やはり工業団地に本来ならば公園をつくらなきゃならないわけあります。やはり10年近く更地になっていたわけありますし、やはり本来ならば工業団地で働く人たちの憩いの場でもあったわけあります。それが財政事情でもう公園の面積が小さくてもという、あとその土地を企業にまた転売する。本来ならば目的外のような感じもします。やはり都市公園で取得したならば、当然工業団地で働く人のためにも緑が少ないのでつくるはずだったわけあります。その辺が市長のこの財政難で公園を転売すると私聞いたときありません、全国の自治体でも。何でならば、阪神大震災や災害を受けたとき、新潟県の地震でも大体学校の運動場や公園に仮設住宅が建てられているのが現状であります。

やはり寒河江市で何ぼお金が少ないといっても、その辺のことを考えながらやっていかなきゃならないんじゃないかなと私なりに十分思っているわけあります。やはり災害を受けたときの仮設住宅やいろんなものを想定しながらやっていかなきゃならないと私なりに思うんであります。

市長、このたびどのように感じて、公園用地を転売するとお考えになったのでしょうか。本来ならば、醍醐小学校の跡地やそういうところも考えてやっていかなきゃならないと私は思うんであります。市長、この転売を撤回する気はないのかどうか。やはりその辺のこともはっきりお聞きしたいわけあります。やはりせっきくの土地でありますし、一たん手放せばまた求めるということは大変であり

ますし、その辺の……。

- 新宮征一議長** 佐藤良一議員に申しあげますが、これは先ほどの議員懇談会の中で既に協議が終わっていますので、その辺を踏まえての質問に変えてください。続けてください。
- 佐藤良一議員** 重ねて市長にお尋ねしますが、やはり災害があった場合や、工業地帯であります、いつ災害、工場があるかわかりませんし、そのためにぜひ撤回してもらいたいなど私なりに思うんですけれども、市長の考えをぜひお聞きしたいと思います。
- 新宮征一議長** 失礼しました。先ほど全員協議会と申しあげましたが、これは議員懇談会でしたので、訂正します。

佐藤市長。

- 佐藤誠六市長** 市内にあるところの土地というのは、十分に市民に有効に活用していただきたい。そしてまた、市の発展に貢献できるような活用の仕方ということが私は望ましいと、このように思っております。ですから、すべての土地の有効な利用、そしてまたそれがいかに市の発展に寄与するかというようなことを十分考えていかなくならないと思っております。

そういう中で、都市公園と、あるいは緑の土地とか緑地とか、こういうことについては私も十分これまで配慮しながらやってきたところでございまして、ですから今回のような当該土地につきまして、公園につきまして、どのように工業団地内の中での利用がされておるかというようなことを十分考えたわけでございまして、見てみますとそれぞれの企業というのがそれぞれに運動広場とか、あるいは公園とかというようなものもとられておるのが現状だろうと、このように見ておりまして、そうしたならば今回そのほかの都市公園あるいは緑地というものと十分総合的に勘案しながら、あの土地の今後のあり方というのを見てみなくちゃならないなど、このように思ったわけでございまして、実際にほとんど利用してないのならば、これはやっぱり工業団地という中を見回したときに、じゃあこれを財産として、これを一つの分譲するということも考えられるのじゃなかろうかなと、このように思ったわけでございまして、そういう中でこれはこれまで工業団地の造成なり、あるいは分譲ということになりますと、土地開発公社にお願いして、そして有効な土地の生かし方ということを考えてきたわけでございます。企業の活力というものを工業団地内のみならず、全体に及ぼしていくということにおきましては有効な活用だろうと、このように考えたところでございます。

それで、都市計画審議会にもお諮りし、ほかの公園等々も含めてお諮りし、そしてまた県の都市計画審議会にも御審議をいただきまして御了解をちょうだいしておるところでございまして、そしてこれは今度の企業サイド分での御利用ということに、分譲と、利用ということ考えたところでございます。何もお金が足りないと、指摘されるようなだけの問題ではございません。そういう問題ではございません。それで、撤回する意思はございません。

- 新宮征一議長** 議第29号に対して、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤 明議員の復席を求めます。

（指名議員復席）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**新宮征一議長** 日程第 3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 1 号及び議第 5 号から議第 14 号までの 11 案件については、議長を除く 19 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号及び議第 5 号から議第 14 号までの 11 案件については、議長を除く 19 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○**新宮征一議長** 日程第 4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしたいと思います。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	議第 1 5 号、議第 1 6 号、議第 1 7 号、議第 1 8 号、議第 1 9 号、議第 2 0 号、議第 2 1 号、議第 2 2 号、議第 2 3 号、議第 2 7 号、議第 2 9 号
文教厚生委員会	議第 2 号、議第 4 号、議第 2 4 号、請願第 1 号
建設経済委員会	議第 2 5 号、議第 2 6 号、議第 2 8 号、請願第 2 号、請願第 3 号
予算特別委員会	議第 1 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 1 0 号、議第 1 1 号、議第 1 2 号、議第 1 3 号、議第 1 4 号

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午前 9 時 5 5 分

○**新宮征一議長** 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年3月2日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（20名）

1 番 新 宮 征 一 議員
 3 番 鴨 田 俊 廣 議員
 6 番 松 田 孝 議員
 8 番 石 川 忠 義 議員
 10 番 荒 木 春 吉 議員
 12 番 高 橋 勝 文 議員
 14 番 佐 藤 良 一 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 那 須 稔 議員
 20 番 遠 藤 聖 作 議員

2 番 佐 藤 毅 議員
 5 番 木 村 寿 太 郎 議員
 7 番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 9 番 鈴 木 賢 也 議員
 11 番 柏 倉 信 一 議員
 13 番 高 橋 秀 治 議員
 15 番 佐 藤 暘 子 議員
 17 番 内 藤 明 議員
 19 番 佐 竹 敬 一 議員
 21 番 伊 藤 忠 男 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収 入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会
 尾 形 清 一 総務局
 有 川 洋 一 総合政策課長
 柏 倉 隆 夫 総合政策課長
 佐 藤 昭 市 民 生 活 課 長
 兼 子 善 男 建 設 課 長
 鈴 木 英 雄 都 市 整 備 室 長
 兼 子 良 一 下 水 道 課 長
 熊 谷 英 昭 商 工 観 光 課 長
 工 藤 恒 雄 会 計 課 長
 宇 野 健 雄 病 院 事 務 長
 生 涯 学 習
 振 興 課
 監 査 委 員 長

荒 木 恒 助 役
 大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
 佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
 後 藤 和 博 総 合 政 策 課 長
 菅 野 英 行 補 佐
 三 瓶 正 博 総 合 政 策 課 長
 浦 山 邦 憲 総 合 政 策 課 長
 犬 飼 一 好 政 改 革 推 進 室 長
 安孫子 政 一 税 務 課 長
 斎 藤 健 一 建 設 課 長
 荒 川 貴 久 花 緑 せ せ ら ぎ
 芳 賀 友 幸 推 進 課 長
 菊 地 宏 哉 農 林 課 長
 安孫子 雅 美 健 康 福 祉 課 長
 清 野 健 水 道 事 業 所 長
 教 育 長
 学 校 教 育 課 長
 指 導 推 進 室 長
 監 査 委 員
 農 事 委 員 会 長
 農 事 局 長

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議事日程第 3 号

第 1 回定例会

平成 1 9 年 3 月 2 日（金曜日）

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

再　　　　　開　　　　　午前 9 時 3 0 分

- 新宮征一議長**　おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、答弁時間を含め一議員につき 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 19 年 3 月 2 日（金）

（第 1 回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	高齢者の生きがいづくりについて	①グラウンドゴルフ場の増設について	8 番	市長
2	引きこもりについて	②高齢者の交流場所確保について ①引きこもりの現状について ②引きこもり対策について	石 川 忠 義	市長
3	産業振興について	①暖冬による農作物への影響とその対応について ②有害獣対策について ③ポジティブリスト制施行後の農薬散布の問題点と、本市農産物の評価について ④観光果樹園の駐車場の問題点について	3 番 鴨 田 俊 廣	市長
4	学力向上対策について	①学力テストの結果をどのように評価しているのか ②学力テストの結果を生徒たちの学力向上のためどのように活用しているのか ③教師の残業についてとその減少対策について		教育委員長
5	住みよいまちづくりについて	①農業・食糧問題について (イ)農地・水・環境保全対策に代わる具体的な方策をどのように実施していくのか (ロ)地産地食の機運が高まっている。そのひとつに農産物直売所が各地で大きな役割を果たしている。農家と連携し農産物直売所を設けることについて ②交通安全施設整備事業について (イ)緊急に対処すべきは、市道仲田内の袋線（都市計画道路山西米沢線）の歩道整備と考えるが具体化はいつか ③全市下水道整備計画の見直しについて (イ)事業認可を受け着工寸前であった下水道計画を休止し、合併浄化槽補助事業で対処しようとしている。だが、将来ともに住民負担が増加では	6 番 松 田 孝	市長

		住民は納得しない。環境省が推進している住民と市の負担が少ない「市町村設置型合併浄化槽事業」の導入を		
6	河川管理について	洪水ハザードマップ作成と河川管理について	17番 内 藤 明	市長

石川忠義議員の質問

○新宮征一議長 通告番号 1 番、2 番について、8 番石川忠義議員。

〔8 番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 おはようございます。

きょうは、3 月議会の最初の一般質問ということで、大勢の傍聴者が来てくれたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

私は、緑政会の一員として、今多くの市民との対話の中で私どもに寄せられた市民の多くの要望の中から、以下二つの件につきまして市長にお尋ねいたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

まず、通告番号 1 番、高齢者の生きがいづくりについてお尋ねいたします。グラウンドゴルフのゴルフ場の増設についてであります。少子高齢化に入り、特に高齢者の健康管理が叫ばれております。いわゆる健康寿命を堅持することです。最後までいかに健康な身体を維持するかです。今高齢者の間ではゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフ及び社交ダンス等いろいろな体育系スポーツの愛好者が増加して、健康維持と仲間づくりを楽しんでおります。特に最近では、手軽にでき、ルールもわかりやすく、歩く距離も長く適度な運動量としてグラウンドゴルフ愛好者がふえております。

寒河江市グラウンドゴルフ協会に所属している会員は、平成 18 年 4 月 1 日現在、235 人の会員が所属をしているとのことですが、会員の皆様にお会いしますと、とても若々しく、元気な方々であり、背筋をびしっと伸ばし、青春そのものであります。幾多の苦難を乗り越え、国づくりに励み、私たちを育ててくれた人たちであります。その大先輩方の健康と幸せを願うのは、全市民の願いでもあります。

さて、本市には本格的なグラウンドゴルフ場がチェリーランドの寒河江川河川敷公園に 1 か所あるだけであります。しかし、会員の方々が增加するに従って、思う存分プレーをする機会が限られているのが現状であります。会員になった以上、練習を積んでもっと上手になりたいというのが愛好者のモットーでありましょう。この精神は、老若男女に変わりはありません。協会によりますと、設定すればどこでもやれる可能性はあるのですが、上手になるのはほど遠いとのことでありました。大会ができるような本格的なグラウンドゴルフ場をもう 1 か所新設していただければ、ますますの健康増進と仲間づくりに大いに期待できるということでもあります。

人間が生まれてから死ぬまでに成長し続けるためには、年齢に関係なく、夢や目標を持つこと、それが重要だということを実践しております。歩いて考えてよい結果が出たときの満足感、達成感は実行している方はもちろんのこと、新しい仲間づくりにも貢献できると思います。高齢者の笑顔の輪が本市に広がり、元気な寒河江のまちづくりに貢献できると思うのでありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、高齢者の交流場所確保についてお尋ねいたします。最近、いろいろな地域で思うことは、お年寄り夫婦世帯及びひとり暮らし世帯が急速に進んでいるという現状であります。そして、その方々は大変元気な人が多いということでもあります。そういう方々の家で、今一番何を望んでおられますかと聞くことがあります。そうしますと、夏は畑づくりとか、花を植えたり、草を取ったりと、時間のたつのは早いのですが、特に冬は出かけるところもなく、特にひとり暮らしの方は 1 日じゅう家の中におり、1 回も話すこともなく、言葉を発しない日があるといいます。何で自分ばかりこんなに長生きするのかなあと、長生きすることに罪悪感を抱くようなことをおっしゃっておられました。

今まで一生懸命働いたればこそ、丈夫な体になり、健康な身体を維持してきたのであります。私はその言葉を聞いて、むなしくなりました。不老長寿という言葉がありますが、不老長寿の現状が何か罪をつくったように思われているのかもしれませんが。この問題こそ、行政の力で何とか解決してやらねばと思うのですが、その言葉を聞いて市長がどのようにお感じになったのか、御所見をお伺いいたします。

私は、これらの不安を取り除くには、地域の方々が気軽に集まり、昔話に花を咲かせ、気持ちを通じ合わせ、そこからいろいろの行動を起こせる。また、いろいろの情報を見聞きして、毎日の生活にメリハリができるような生活リズムになればよいと思うところであります。

それにはまず、大人の引きこもりの解消のためにも、居場所として地域ごとの公民館、集会所の一

部を開放して自由に使っていただき、また地域の中には空き家もちらほら見受けられます。それらをお借りして、場所を提供してはどうかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、引きこもりについてお尋ねいたします。まず、引きこもりの現状について。少子高齢化と言われてからどのくらいの年月が経過したのであるのでしょうか。国、県、自治体でも現在、少子化を防止しようと、あらゆる政策を立案し、実行しております。いつの世も子供は国の宝であります。私たちが子供のころと現在の子供の社会教育、地域環境は大きく変わりました。しかし、将来を担う若者に何の今昔の違いはありません。Boys, be ambitious. 少年よ、大志を抱け、であります。子供の夢も世に対する期待も昔より大きくなっているのではないのでしょうか。

しかし、現在は格差社会と言われるほど、いろいろなところで格差が広がる社会になりつつあるという懸念が出ております。一方で、ニートとかフリーターという呼び名で働き手を分けているのも事実であります。そういう中で、引きこもりという現実も見えております。

話を戻しますが、子供が誕生しますと、親としてこれ以上の喜びはございません。親は自分たちのものを切り詰めてでも子供に尽くします。そして、将来に託します。大小の差はあれ、だれしものが抱く親の心であります。そして、一人前になるまで相当のお金も費やします。

その結果、大きく育った子供がある日突然に引きこもり生活に身を置いたとき、親はどのような心境になるのでしょうか。ここに現在引きこもりになった子供の親の手記がありますので、その一端を紹介いたします。

私の家族はおじいさん、おばあさん、私、息子の4人家族です。息子は高校を卒業して、東京の運送会社に就職しました。2年半働いて帰ってきてからは、人材派遣センターのお世話でいろいろなところで働いていたのですが、長続きせず、ここ3年間はほとんど家に引きこもっています。

昨年、さくらんぼの一時期、1カ月くらい家のさくらんぼ収穫を手伝いました。その後は、家にじっとしています。昼と夜、逆転の生活で、夕方から動き出し、車で出かけることもあります。

私たちと食事を一緒に食べることはありません。友達もいません。人との触れ合い、交流が全くなくなっています。まず家から出るきっかけがあればよいのですが、何か趣味でもやってみたらと勧めるのですが、全くやる気がありません。以前、困りごと相談に行ったときがありましたが、その方の家にも息子さんが引きこもっているとのことで、話になりませんでした。

この間、知人に聞いたのですが、仙台に引きこもりの人たちを集めて治してくれるところがあるということでした。そこへでもやってみようと考えたりしております。

私も主人に先立たれ、生活が大変なので、少し働いてみたらと言うのですが、その気配が全然感じられません。どこか体が悪いのでは、病院へ行っても診てもらったと言うのですが、どこも悪くないと言われます。私の悩みは、息子が何とか1人で食べていけるようになってくれたらと思う毎日です。

以上であります。ここに至るまでは想像を絶することがあり、現在も続いているわけですが、これをお聞きしてどのような感想をお持ちか、市長の御見解をお伺いいたします。

また、現在引きこもりと言われる、すなわち18歳以上の方が本市にはどのくらいに上っているのか、把握していれば教えていただきたいと思えます。

次に、引きこもり対策についてであります。引きこもりの原因は、五つの原因があると言われております。まず、一つには怒りの表現。これは引きこもりに一番多い原因と言われております。2つ目はセクシャリティー。いわゆる社会的観念として、男らしさ、女らしさのことをあらわしております。3つ目にはコンプレックス。コンプレックスの自分を外界から守るためであります。4つ目はいじめ。10代の引きこもりの原因として、いじめが目立つことも事実であります。5つ目として嫌気。何らかの原因で社会組織に嫌気がさしたということでもあります。

以上のような原因で引きこもりに入ると言われております。このまま放置しておきますと、増加傾向にあり、家庭において、また地域社会においてどのような悲劇が起こるかわかりません。これから社会貢献すべき人たちをこのまま見捨てては絶対いけないと思えます。

親の心情にもありますように、何とか行政の指導で対策を打ち立て、将来に希望が持てるようにすることこそ、今必要と思われそうですが、市長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えします。

まず、本格的なグラウンドゴルフ場をもう 1 カ所新設してはどうかと、こういう御質問でございます。御案内のように、グラウンドゴルフは広場があればどこでもできる、そしてゴルフの楽しさを取り入れた、だれもが簡単にでき、初心者でも気軽に取り組めるスポーツでございます。ルールも簡単で、老若男女が楽しくプレーできるため、高齢者を中心に生涯スポーツとして普及定着してきております。

本市では、昭和 62 年ごろから公民館事業の一環として始められまして、平成 4 年の国体終了後に寒河江市グラウンドゴルフ協会が発足し、現在は会員数、御案内のように 240 名前後で推移しております。

チェリーランドの河川敷公園の多目的広場を会場に、年約 20 回、さらに特別大会を 10 回程度開催しております。毎回、120 人から 160 人程度の会員がプレーを楽しんでおるようでございます。そのほとんどは高齢者でございます。健康と生きがいづくりに役立っており、近年は町会や P T A などの事業にも取り入れられることが多くなりまして、地域団体や親睦団体などでも愛好者がふえておるようでございまして、現在、市内でグラウンドゴルフの練習、大会で使用されている場所としましては、おわかりと存じますが、チェリーランドの河川敷公園の多目的広場のほか、それから西根公園、最上川ふるさと総合公園内の市民浴場南側の芝生広場などがございます。

御質問のチェリーランドの河川敷公園のようなグラウンドゴルフ場を新設してほしいということでございますけれども、一定の広さがまず必要なわけでございます。そして、候補地としては長岡山の陸上競技場を使用することや、現在工事中の最上川寒河江緑地内に多目的な広場の整備を計画しておるわけでございます。そのほかに、チェリーランド河川敷公園の上流も考えられるわけではございますが、河川管理者である県と協議をする必要が出てくるわけでございます。

これらの中で、グラウンドゴルフができるようにしていきたいと思っておりますが、なお整備方法については市のグラウンドゴルフ協会の方々の御意向なども踏まえながら十分検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の交流場所の確保の問題でございます。高齢社会の急速な進展や家族の核家族化は、高齢者夫婦世帯やひとり暮らし世帯の増加というものをもたらしております。その対策としての地域での見守りが大きな問題となってきております。

人は、高齢に伴う身体的機能の衰えから外出がおっくうになり、そして社会からも遠ざかり、1 日のほとんどを家の中で過ごす閉じこもりから、心身の機能が低下することで介護が必要となってまいります。この究極の予防策は、生きがいづくりにあると言われております。

それで、御質問の長生きすることに罪悪感を抱くようなことをおっしゃられた方がいらっしゃるが、それに対しての市長の所見ということでございますが、高齢者と言われる方々は戦後の荒廃から今日の日本の発展を築き上げられてきた方々でございます。社会の大きな功労者でございます。

本市にあっても、経済的にもまちづくりにも大変な御尽力をいただき、その結果、今日の全国に誇れる日本一のさくらんぼの里寒河江、あるいはまた花・緑・せせらぎのまちづくりを築き上げることができたと思っておるところでございます。

このような大先輩でございますから、自信と誇りを持ってこれまで培ってきた経験や能力を生かしながら、健康づくりや生きがいづくりに取り組みなされて、寒河江で生活してよかったと、こう思われるように、そして充実した人生を送っていただきたいと願っておるところでございます。

それから、高齢者の交流場所の確保についての御質問もございました。本市では、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりを予防し、健康づくりや生きがいづくりとしての趣味やレクリエーション、軽い運動などを提供する生きがい活動支援通所事業、通称ミニデイサービスを実施しているところでございます。これは文化センター、西部・南部・柴橋地区公民館、老福センターの比較的広いエリアの市内 5 カ所を会場にした日帰りの通所サービスでございます。

本年度の事業内容を見えますと、軽体操、それから桜やツツジの花見、花咲かフェアの見学、映

画鑑賞、手工芸、レクリエーションなど多種多様にわたっておりまして、利用者には大変喜ばれているところでございます。ちなみに、昨年度は242回開催いたしまして、延べ4,408人の方が利用されております。

ほかに、身近な分館などを会場に在宅高齢者が集いまして、生きがいづくりや健康の保持増進を図る高齢者ふれあいサロン事業を実施しております。これは、幾つかの単位老人クラブや町会が集まって団体を組織して運営しているものでございまして、市では1カ所5万円の助成をしております。それぞれの地域での相互交流による語らい、仲間づくり、学習、趣味活動、健康づくりの場として高齢者の交流活動を盛んに行っております。昨年度は19の団体が延べ733回開催いたしまして、参加人員は1万3,177人となっております。18年度は20団体から申し込みがあり、開催しております。市内に分館は60分館がありますが、17分館で利用申し込みがありますので、残りの分館においてもそのような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

さらに、社会福祉協議会におきましても、地域住民が主体となって、ひとり暮らしの高齢者が定期的に歩いて行ける近くの公民館などに気軽に集まり、お茶会、それからおしゃべり、歌、手芸などで楽しいひとときを過ごしていただくふれあいきいきサロン事業も実施しております。現在、市内9カ所で高齢者サロンが開催され、260人の高齢者の方が毎月一、二回の交流活動を楽しみ積極的に取り組んでいただいております。

このふれあいきいきサロン事業は活動の範囲も小さく、そのため気心の知れた人が集まり、また事業内容も比較的制約などがないことから、地域に密着した身近な事業ではないかと思っております。市といたしましても、このような事業の取り組みを支援していきたいと思っております。

今申しあげましたように、地区公民館や老人福祉センター分館としては各老人クラブ、社会福祉協議会でも活用して事業を行っているところであります。さまざまな形で高齢者のふれあいサロン事業等は、高齢者の生活に一定のリズムを与え、自立した在宅生活を支援し、介護予防を促進するためにも重要な事業であり、今後実施箇所の拡大やより多くの高齢者の方が参加しやすいような工夫をしながら、引き続きサービスの提供に努めていきたいと思っております。

また、地域にある空き家をお借りしてはどうかという御提言がございました。空き家といいましても、これは個人の財産でございます。所有者の方の意向もございますし、利用希望者の方がおられるのかどうかの把握などもありますし、なかなか難しいのではないかなと思っております。これからは、町内会や民生委員、ボランティアの方々を初めとする地域の方々が連携を図り、地域の特色や実情に合うように創意工夫をしながら、地域の高齢者を見守っていくことも考えていかなければならないのではないかなと思っております。

次に、引きこもり対策についてお答えいたします。引きこもりは社会的引きこもりとも言われ、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことと言われております。

御質問にありました、引きこもり状態になっている方をお持ちのお母さんの手記に対してどのような感想をお持ちかとのことでありますが、確かに当事者の親としての心配、悩みなど、その心境を考えますと、大変でつらい、深刻な問題だとつくづく感じさせられました。せめて息子さんが何とか1人で食べていけるようになってくれるだけでもいいというお母さんのせつない願いもひしひしと伝わってきたところでございます。

引きこもりと言われる18歳以上の方が、本市にはどのくらいいるのかとのことでございますが、御案内のように引きこもりで困っている方々の実態はなかなか表にあらわれてこないものでございます。したがって、本市における状況についての把握は極めて困難であります。ただ、実態の一端を示すものとして、保健所などの専門機関における相談件数というものがございます。これは18歳未満の方も含んでいる数字ですが、村山保健所管内では、平成14年度からの5年間で83件、うち4件が寒河江市の相談件数でございます。

引きこもりは、単一の疾患や障害の概念ではないと言われます。その原因となるものにつきましても、さまざまな要因があると言われます。このような深刻な引きこもりについて行政としても何らかの対策が必要ではないかという御質問でありますが、本市では引きこもりの相談にも対応できる窓

口がございす。そして、市の相談窓口とともに、県内にもさまざまな専門相談窓口がありますので、まず本人とかかわりのある身近な人、特に御家族の方が1人で抱え込まずに相談窓口においでくださることが対応の第一歩になります。

引きこもり者を抱えている御家族の方々は、社会から孤立しがちでございすので、同じ悩みを持つ家族との交流の場や、引きこもりに関する正しい知識を習得できる場が必要でございす。

そのため、市におきましては、専門相談機関である保健所や精神保健福祉センター、医療機関などの関係機関で支え合う、引きこもり地域ケアネットワークに紹介し、悩みの共有による家族の孤立感、焦燥感の軽減を図るなど、家族への支援にも努めるとともに、それが引きこもり者自身への支援となるように対応しております。したがって、引きこもり者を抱えている御家族の方は、ぜひ市の窓口にご相談においでくださるようお願いしているところでございす。このことによって、道は開かれてくるものと思っております。

以上でございす。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 第 1 問に対する御答弁、ありがとうございました。

それでは、2 問目に移らせてもらいます。まず、グラウンドゴルフ場についてでございますけれども、答弁によりますと、協会の方と今後相談しながら増設なり将来のことを考えていきたいというようなことでありますが、そういうふうに前向きに行政として考えてもらえばありがたいというふうに思っています。

私も第 1 問で申しあげましたとおり、高齢者の方、いろんな趣味をやって、それに熱中すると非常に元気になるということは、これは当然皆さんわかっていると思います。特に、グラウンドゴルフ愛好者の方の会長、90 歳以上になっているんですけれども、ゲートボールの会長も一緒にしておられるというようなことでございますけれども、本当に年齢を感じさせない、そういう感覚を持っているということで感心させられました。

また、会員の皆さん方も本当に、冬は雪のために余り会場が使えないということで、余りやれないと思うんですけれども、やっぱり皆さん本当にこのグラウンドゴルフに興じますと、熱中すると申しますか、非常に健康にもいいということで仲間づくり、その他いろんなことで本当に会員がふえているということですので、やっぱりいいものは人が集まるんだということで、本当に考えさせられているわけであります。

そういうことで、今後グラウンドゴルフ愛好会の方もますますふえるものと協会の方でも見込んでおるようでございますので、何とか協会の方のお話をお聞き取り願って、前向きな方向でやっていただければというふうに思います。

とにかく、今現在そのぐらいの人数がおるんですから、まず手っ取り早くやれる場所、それをまずやってもらえばありがたいと。恒久的なものはこれは時間も金もかかることでございましょうし、これはじっくりいいコースを使うためには長い時間かかってもしょうがございませんけれども、まずもってすぐできるようなそういう場所の提示も必要かなということで、要望を申しあげておきます。

また、高齢者の交流場所確保でございますけれども、今の答弁によりますと、さまざまなことを実施しているということは私も承知しております。しかしながら、やっぱり夏場はいいんですけれども、冬場、こしは雪も少ないからいいと思いますけれども、そういういろんなスポーツを楽しんでいる方も冬になると余り行き場所がないというようなことで、男の方も女の方も、前にどこかのうちにお茶飲みに行くということが、なかなか行く場所もなくなると、そういうことなんです。あんまり深く考えないで、そういう場を、気兼ねなく行けると。

欲を言うと、あんまり公民館単位ですと地域が広がりますから、あんまり気心の知れた方も少なくなると。やっぱり町内会単位であれば一番いいんだけれどもなあという話もあるんですが、最初からそういうことで大変でしょうから、何とかそういう公の場を開放して、だれでも気楽に行って来たいときに来る、行きたいときに行くというような場所を。私らも小さいとき、あんまり大きくない家におりまして、ばんちゃんのお茶飲み来られると居場所なくなると、昔は。また来たのかということで。今、皆さん大きい家に住んでますから大丈夫ですけれども、そういう気持ちも持ったときがあります。

それは別としましても、やっぱり先ほども第 1 問で申しあげたとおり、1 日も 2 日も口きかないでいたと。おまえ、来たからちょっとお茶飲んで行けやと言われるんでは、これはかわいそうだなと。特に、男のひとり暮らしの方が非常になかなか出かけにくいと。皆さんも気持ちわかるといいますけれども、そういう風潮なんですね、今のあれでは。

だから、やっぱり先ほど申しましたけれども、そういう公民館ですと女の人も男の人もみんな集まって、昔の話を語るのが一番と長寿のもとなんだと。何もお茶菓子など要らないんだと。将棋とか碁とかマージャンとか花札とか、知っている人からお聞きして、やっぱり日がな一日を過ごすということが長い人生の間に、できる場所を提供してはどうかということでありますけれども、これに対して市長の答弁があればお願いしたいと思います。

それから、引きこもりについてでございますけれども、やっぱり非常に形が見えないということで、私もいろんな相談を受けるわけでございますけれども、とにかく長くなればなるほど人前に出にくくなると。私も何軒かのうちに行きまして、ちょっと本人を呼んできてくれと、茶の間に。だれも来れ

ませんね。障子のわきに来るんだけれども、中に入ってこれない。そういうのが引きこもりの現状なのだそうでございますけれども、専門家に聞いてみますと、それがやっぱり普通なんだと。それを普通に戻すにはやっぱり時間がかかるんですよと。1年、2年で治ればいいところだと。治らなければずっと治らないしね。5年で治った子供いると。それだけやっぱり難しい。隠れた問題なのかなというふうに思っております。

いろいろお聞きしますと、先ほどもありましたように、市の相談の窓口に来ると、実はおれにもそういう子供いるのよと言われたんじゃ相談になるのか。聞耳持たないのかわからないけれども。まさか今そういうことが来ますと、そういう回答は来ないと思うんですけども、事実そういうことを言われて、これは行ってもしょうがないなということで、自分でいろいろ悩んでいるということでございますけれども、たまたまそういう心配している方が専門家とのめぐり合わせでその人の御厄介になっているんですけども、やっぱりそういう若い人を非常にロングランでかかる、何ていいますか、時間が必要でございますので、行政としてももう少し前向きに、きちっと社会復帰すれば、これは国のため、寒河江市のために一生懸命やってもらえる人材がたくさんいるわけでございます。

そういう方が、1日も早く社会復帰できるような、まず寒河江市から始めようと。国も県も、山形県もことしからそういうことで立ち上がるようでございますけれども、まだまだ国、県とも非常に予算も少ない。ボランティア任せ、NPO任せというようなことで、本当にそういう専門の方が自分の職業を投げ捨てて、そういう方のために毎日奔走していらっしゃるということを聞きますと、もっともっと自治体の中で対策について真剣に、その人の身になってやってくれるということが、私はこの問題の解決の一つかなというふうに思うんですが、これに対しても市長の御所見があればお伺いしたいと思います。

第2問終わります。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** まず、グラウンドゴルフ場でございますけれども、それなりの規模を持つところのグラウンドゴルフ場が欲しいと、新しい場所が欲しいという御要望でございます。

先ほども答弁申しあげましたとおり、それぞれ場所がございますが、そんなに直さなくとも、ちょっとした手を加えるだけでいい場所もあるわけでございますし、そういうところにつきましては協会の方々とお話をして、これを考えるということがあるわけでございますし、それから新たに整備しなくちゃならないような場所もあるわけでございますが、それはどのように整備するか、あるいは県の方とのつながりもある場所もございますので、今後その整備について検討していかなくちゃならないなど、このように思っております。

それから、もう一つは高齢者の交流場所ですか。先ほども申しあげましたように、いろいろあるわけでございます。ですから、今ある場所というものをうまく使うということもございましょうし、気の合う方々が寄り合って、きょうはここに集まろうとか、あるいはこの次にはおまえのところをお借りするかとか、そういうようなことも必要なかと、このように思います。公的な場所に移設してということになると、割と窮屈なり、あるいは行きそびれるということもあろうかなと思いますから、気の合う方でそういうものを見つけてやるということも、これも一つの方法かなと、このように思います。

それから、引きこもりでございますけれども、何といいまして、先ほども答弁申しあげましたけれども、やはり御家族の方が悩み、自分も子供さんと悩んでおるのはわかりますが、思い切って御相談に行ってもらえばどうでしょうか。これは秘密は十分守りますし。ですから、市の方には保健婦がおりますし、それから生活支援係というのがございますから、相談室も十分用意してありますから、そこらに行ってやると。

それから、県の保健所にお話しに行くとか、あるいは精神保健センターと、こういうものも先ほど言いましたようにあるわけでございますから、その辺の窓をたたくということがあるのだろうと、このように思っておりますし、そういう話してる中から、どういう原因でこうなったのかなというようなことがわかってくるのじゃなからうかなと。その辺から少しずつほぐしていくことも必要なのだろうと、このように思っております。以上です。

○**新宮征一議長** 石川忠義議員。

○**石川忠義議員** グラウンドゴルフ場については、ひとつよろしく、皆さん期待を込めておりますので、お願いしたいと思います。

また、高齢者の交流場所について、本当に各全市の民生委員の方、本当にそういう方々のためにいろんな催しを、また行事をしてきているということは本当に私も感謝申し上げているところであります。

しかしながら、やっぱりこれがだんだんふえてくる、そういう高齢者の場をやっぱり何とか公的な場所をまず開放するというのを、これは 1 週間に 1 回か 2 日でなく、これはやっぱり冬場毎日というようなことを考えてもらわないと効果はないのかなと。夏場は先ほど申しあげましたとおり、いろいろ皆さん畑仕事とか草取りとかありますので、これは時間を費やすには余り心配ないんですけれども、とにかく冬場ですね、冬場。1 人ですと、やっぱり元気であるのか、元気でいないのか、当然民生委員の方、各戸を回って連絡とっていると思います。

また、ある町では黄色いハンカチではございませんけれども、そういう老人世帯、またひとり暮らしの方は毎朝玄関に旗を上げるとか、きょうも元気ですよというような、そういうことをしてということをお聞きしたことがありますけれども、やっぱり今からそういうことも、何らかの表示をしてもらって、きょうは元気ですと。あるところを回ったら、裏の玄関をあけておくと、おれ元気だということをお隣の人に教えたんだという方もおりました。そういうふうに独自で、地域地域でやっているところもございますけれども、そういう自治体が一体となって、そういう元気な高齢者を育て上げるということが、一番政治の光を当てることかなということを私は思っているわけであります。

それから、引きこもり対策についてでございますけれども、市長のおっしゃることは十分私も理解するところでございますけれども、やっぱり時間が長くなるんだと。とにかく来てくれということですけども、そういう PR。PR というか、啓蒙ですね。それを市報なり何かにでも掲示していただいて、そういう方々がおっしゃるように引きこもらないで、親も引きこもらないで、前に出て、皆さんのお力をお借りするというようなことを行政としてやっていただくということを要望しまして、時間も時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**新宮征一議長** 答弁は求めますか。

○**石川忠義議員** 要りません。

鴨田俊廣議員の質問

○新宮征一議長 通告番号 3 番、4 番について、鴨田俊廣議員。

〔3 番 鴨田俊廣議員 登壇〕

○鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告している課題について順次質問をいたします。市長の率直な答弁を期待するものであります。

それでは、通告番号 3 番、農業振興について。その 1、暖冬による農作物への影響とその対応について質問をいたします。昨年は近年にない寒い冬で、大きな雪害があった年でありましたが、ことしはその反対で、雪の少ない、大変暖かい冬でありました。ことし 1 月、2 月の平均気温は平年比で一、二度高く、観測史上最も暖かい冬になるのではないかと、そのように言われております。

このような中、露地の農作物、特に果樹類の生育の進行状況は平年比で 10 日ほど早まっているようでありまして。このまま進行いたしますと、晩霜の被害、特にさくらんぼについてはその懸念が強まっております。また、少雪のため、さくらんぼを初めとする果樹の開花期における土壌水分不足も気になるところであります。

市は、農作物への暖冬の影響、特に露地の果樹への影響をどのように判断しているのか、お伺いいたします。また、被害が想定されるなら、それを減ずるためにどのような対策が可能かお伺いいたします。

次に、2 番目の有害獣対策についてであります。今回は、クマ対策について質問をいたします。

昨年 4 月から 12 月までに捕獲、殺処分されたクマは、全国で 4,287 頭、山形県では 676 頭、本市では 14 頭と聞いております。ことしは暖冬で、クマも冬眠が浅く、またその身体への蓄えが十分でないため、活動が早まるのではないかと、このように心配されております。

本市では平野山、谷沢山、慈恩寺山、そして幸生、田代などの里山で果樹栽培が大変盛んであります。昨年からのクマ騒動で、そのような場所で農作業することは非常に心労になっているようであります。

市は、農家が安心安全に農作業できますように、早目にその対策を講ずるべきと思いますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、3 番目のポジティブリスト制施行後の農薬散布の問題点と、本市農産物の評価についてであります。この制度は、食品に付着する農薬や添加する薬品の濃度規制であります。昨年 5 月にこの制度ができて、間もなく 1 年になります。農家は、濃度と飛散防止に多大な注意を払いながら作業を行ったものと思っております。

昨年、本市でこの件に関して生じた問題は何件で、どのような対策がなされたのか。そして、本市の農産物にどのような影響があり、現在どのような評価になっているのかお伺いいたします。

ことしは暖冬で、果樹の生育は 10 日程度早まっていると先ほど申しました。農作業はこれに従って、おくれずに行うことが求められております。特に、農薬散布の時期が問題になってくるものと思っております。

最近では、経営規模の拡大と高齢化でスピードスプレーヤーでの散布が普通になり、散布量もふえ、規制に触れる率がますます高くなってきております。さらに、ことしのような暖冬の影響もあり、散布時期の変化に十分に対応ができるとは限らないことも考えられております。市報などを通じて折に触れ、指導が必要と思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

ところで、環境省は 2007 年度から空気中に飛散した農薬を吸い込むことが人体へどう影響するのか調査を始めます。近年、公園や街路樹、住宅周辺の田畑で使われる農薬の飛散で、健康被害や住宅関連でのトラブルがふえてきていると聞いております。本市では、このような事例が出ているのか、お伺いしたいと思っております。

今後、農薬散布を行うときは、近隣への住宅への通知は欠かせないものとなってくると思っております。農薬散布に対する不信、不安を取り除くためにも、市はこれに対してどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、4番目の観光果樹園の駐車場の問題点について質問をいたします。ことしの暖冬の影響は当然、農業観光にも大きく波及するものと思っております。予断は許さないものの、さまざまに配慮しておくべきと思っております。特に、6月のさくらんぼ観光における観光果樹園の開園日についても問題になってくると、このように思っております。平成18年度のさくらんぼ観光の来客数は、団体数では花咲かフェアの効果もあり、前年どおり確保できましたが、フリー客については20パーセントから30パーセント落ち込んだと聞いております。19年度からの誘客に大きな課題を残しておると、このように思っております。

さて、昨年6月に道路交通法が改正され、路上駐車が厳しく取り締まられることになりました……。

○**新宮征一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

○**新宮征一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴨田議員、質問を続けてください。鴨田議員。

○**鴨田俊廣議員** では、再開させていただきます。

宇野局長には本当にお大事をとっていただきたいと、このように思っております。

若干、ダブってまたお読みいたしますけれども、御了承をお願いしたいと思います。

さて、昨年6月に道路交通法が改正され、路上駐車が厳しく取り締まられることになりました。フリーのお客様にとっても大きなおもしになってくるのではと、このように心配しております。このようなお客様のためにも、各果樹園に資する適度な規模の駐車場、また駐車スペース確保の推進を行うべきと思っております。交通の利便を図り、さくらんぼ狩りなどにおいでになる場合、本市がいつ来ても駐車場などに心配はなく、安心安全な農業観光地であるとの情報を逐次発信して誘客増大を図るべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、学力向上対策についての質問に移りたいと思います。教育委員長、よろしく答弁をお願いいたします。

昨今の社会は、少子高齢化と格差が表面化している社会であると言われております。しかし、少子高齢化はともかくとして、格差は大なり小なりいつの時代にもあったように思います。ただ、今使っている格差という言葉は、最近の言葉のように思います。中央と地方の差、自治体間の差、所得や資産の差、教育の格差などがあります。最近急にその差が感じられるようになったからであろうと思っております。

しかしながら、教育を行う意識はどの時代、どの地域間にあってもこれまではそんなに差はなく、そんなに問題になるものではなかったのではと、このように思っております。教育を行おうとする意識の差はないものの、中央と地方ではその方法や手段が大きく違ってきていることは確かなようでございます。このことが教育における格差と見えてきている一つではないのかと、このように思っております。

学力向上において、全国各地の大都市の私学などで採用されている小中高一貫の教育や中高一貫の教育はやはり効果のあるものと私は思っております。本市ではこれらの実現はまだ先の話でありましょうが、今できる方法で工夫で、子供たちの学力をもっと向上できるものと私は思っております。

例えば、本人に将来の目的意識を持たせることであります。なぜ勉強が必要なのか、なぜ学力が必要なのか、それが何の役に立つのか、将来の職業にどう結びつくのか、あなたは何になりたいのか、などをしっかり聞き、教えることであります。

そして、中学校においては学力診断を行った場合、そのときに順番をつけ、本人に通知し、時には公表し、理解度によってクラス分けを行い、補習を行う必要もあろうかと、このように思っております。教育には厳しさも必要であります。しかし、このようなことをやろうと思っても、教師の皆さんに十分な指導時間が持てているのかと心配な面があります。

そこで、質問いたします。その1、本市では各学校で行う定期のテストのほかに、全国の統一学力診断を毎年行っております。その結果をどのように評価しているのか。そして、本市の生徒の学力は全国レベル、県レベルでどの程度にあるのか、お伺いいたします。

2 番目として、学力テストの結果は当然本人の理解度、その学年の理解度がわかるものと思っております。本人には学力についてどの程度の項目を伝えているのか。また、理解度が低い場合、どのような対策をとっているのかお伺いいたします。

3 番目として、現在、教師の皆さんは学習指導のほか、多様な生徒の生活指導、書類の作成、保護者との対応などで相当忙しい状態にあると聞き及んでおります。当然、残業時間が増大し、かつ持ち帰りの仕事もふえているものと思っております。ある調査では、おおむね二、三時間は普通であり、多い時期は4時間を超えとの結果があります。本市の場合はどうなのか、お伺いいたします。

教師の時間外労働の増大は、生徒に対する学習指導や生活指導に資する時間に大きな影響が出るのでは、と思っております。このことは、生徒の学力向上に対してもまた大きな影響があるものと、このように思っております。このことに対して教育委員長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

私は、時間外労働はできるだけ減らすべきと、このように思っております。文書の共通化、部活指導の改革など、考えられる部分は多いものと思っております。これらの対策もあわせてお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、暖冬による農作物への影響とその対応についてでございます。

御案内のように、昨年12月中旬以降現在まで暖冬傾向で経過しております。特に、最低気温が平年よりも高く経過しております。気象庁2月16日発表の1カ月予報によれば、向こう1カ月平年同様、曇りや雪または雨の日が多いものの、平均気温は平年並みまたは高いと予想されており、果樹等の生育が早まり、低温遭遇や降霜による農作物への影響などが懸念されております。そのため、2月1日に県、西村山1市4町、JA等関係機関で組織するさがえ西村山異常気象対策本部をJA内に設置し、今後予想される異常気象にかかわる被害を最小限に抑えるため、気象変動の情報収集や管内園地の生育調査などの対策を実施しているところであります。

これまでの被害状況につきましては、2月9日のさがえ西村山異常気象対策本部の調査では、寒河江西村山管内において、2月4日から5日の低温により、リンゴの花芽の枯死率、いわゆる枯れてくる、枯死率が平均で10.3パーセント、さくらんぼや桃、ラフランスなどの花芽枯死率は平均で0.5パーセントから5.2パーセントの被害率になっております。

ことしは暖冬によりまして、さくらんぼを初めとする果樹などの発芽や開花期が早まることも予想されることから、発芽期以降はいつでも防霜対策が実施できるように、燃焼器具などを例年より早目に準備するとともに、積雪量が極端に少ないことから土壌水分が不足する心配がありますので、かん水対策についても十分注意を払うよう周知徹底してまいります。さらに、今後とも関係機関や団体等と連携を図りながら、被害防止対策の啓蒙、気象に即した適期作業の啓蒙など、状況に応じた機敏な周知活動や情報提供ができるように対応してまいりたいと考えております。

次に、クマ対策でございます。本市において、昨年の夏から秋にかけて、例年になく多く出没したクマは、冬期間においてはこれまでのところ出没しておりません。しかし、全国的には暖冬の影響からツキノワグマの活動が早まり、人里に出没し、4頭が捕獲されております。

農家の皆さんが里山での果樹等の農作業に不安感がありまして、その対策をどうするかというようなことですが、市としましては農家の皆さんが安心して、そして安全に農作業ができますよう、農協等の関係機関や団体の協力を得ながら、里山での農作業をする際には携帯ラジオを鳴らしたり、鈴を身につけるよう啓蒙してまいりたいと考えております。さらに、生産団体や農協などを通じ、目撃情報などの把握に努め、被害が発生しないよう対処してまいりたいと思います。

次に、ポジティブリスト制施行後の農薬散布の問題点と本市農作物の評価についての御質問であります。厚生労働省では食品衛生法を改正しまして、残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量、人の健康を損なうおそれのない量、これなわけでございますが、を超えて残留する食品の流通を原則禁止するところのポジティブリスト制度を、昨年18年の5月29日から施行したことは御案内かなと、このように思います。このポジティブリスト制度によりまして、農家の方々には農薬の飛散防止に対して厳しい対応が求められ、市としましては関係機関等と連携して、周知徹底などを図ってまいりました。その結果、本市においては食品衛生法違反などの問題は皆無でありました。

このポジティブリスト制度が、本市の農産物にどのような影響があるか、またどのように評価されているのかということでございますが、同制度の施行によりまして、細心の注意を払った防除の実施など御苦労も多いかと思っておりますが、農家の方々の安全安心な農作物を生産する意識が一層高まっており、消費者の信頼を得た高評価の農産物の生産が行われているものと思っております。

また、公園や街路樹、住宅周辺の田畑で使用する農薬の飛散による健康被害や住宅関連のトラブルについてでございますが、現在までのところ、被害の報告や苦情などが寄せられておりません。しかし、今後とも関係機関と一層連携を図りながら農薬を散布する際には、防除基準を守り、近隣の関係者と十分なコミュニケーションを図るよう、普及啓蒙活動を充実してまいりたいと考えております。

次に、さくらんぼ狩りのときに路上駐車のないように、各観光果樹園に適度な規模の駐車スペースなどの確保を図り、安全安心な農業観光地であることを情報発信しては、という御質問でございます。

さくらんぼ狩りにつきましては、御案内のように寒河江市観光さくらんぼ部会93人の会員で、市内約300園地、合わせて約50ヘクタールの国内最大規模の観光さくらんぼ園として会員が一丸となり、質の高いサービスときめ細かな受け入れ態勢を常に心がけながらその運営に努めていただいております。

御質問の駐車スペース等の設置推進についてでございますが、現在さくらんぼ狩りの受け入れについては、寒河江周年観光農業推進協議会において総合受付と案内を行っております。このことから、市内の七つの観光さくらんぼ管理センターにお客様の割り当てを行いまして、各観光さくらんぼセンターから個々の園地に案内し、さくらんぼ狩りをしていただくシステムになっております。

駐車スペースについては、寒河江市周年観光農業推進協議会のあるチェリーランドを初め、各地区の観光さくらんぼ組合のさくらんぼ管理センターなどの駐車場を御利用いただいているところでございます。個々の園地につきましては、駐車スペースの確保を組織の取り組みとして行っているところでございますが、6月下旬の観光のピーク時などを見据えて、その充実も大切だと考えております。

今後とも観光客から満足していただくため、車社会に対応した受け入れ態勢の充実、おもてなしが重要であり、路上駐車や道路の歩行など、安全に配慮した安心安全なさくらんぼ狩り観光を目指しまして、寒河江市周年観光農業推進協議会並びに関係者と一体となって、その充実に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 学力向上対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、学力テストの結果をどのように評価しているのかという御質問でございますが、本市におきましては、学習指導要領に示された基礎的、基本的な学習内容について市内の小中学生の学力を客観的に把握するために、現在、教研式NRT、全国標準診断的学力検査を実施しております。そして、その結果を本市の教育研究所で分析いたしまして、市全体の傾向と各教科についての考察を報告書にまとめ、市内すべての教員に配付し、活用していただいているところであります。

この報告書によりますと、今年度の市全体の学力偏差値は、全国平均であります50をほとんどが超えております。また、児童生徒の5段階分析を見えますと、統計的には1と2の段階が全体の31パーセント、3の段階が38パーセント、4と5の段階が31パーセントに分布すると、このように考えられているようですが、本市の場合、1と2の段階で15から20パーセントと少なく、3の段階は35パーセントから40パーセント、そして4と5の段階に至っては45パーセントを占めております。このことから見て、本市は全体として基礎的、基本的な学習内容が定着していると、このように評価できると考えております。

なお、これを過去5年間で見てみますと、もちろん教科や学年によって多少のばらつきはありますが、年を追うごとに確実に偏差値が向上していることが見てとれます。これも日々の児童生徒の学習に対する努力と、各学校における先生方の指導のたまものと言うことができるのではないかと、いうふうに考えております。

次に、学力テストの結果を生徒たちの学力向上にどのように活用しているのかという御質問にお答え申し上げます。本市では、先ほど申しあげましたように、これまでも教研式NRTの結果の分析をまとめて、各学校において全国や本市の結果と比較しながら、学習内容ごとに児童生徒の実態の把握に努めてまいっております。

例えば、知能テストと学力テストの結果を比較しながら、その生徒が今持っている知的能力相応の学力が身につけているのかどうかを分析してきました。これらを見えますと、児童生徒の学力偏差値が知能偏差値から期待される値に達していない学年や教科ももちろんあり得ます。また、学習の領域や分野別の正解率、設問ごとの正解率についても見えますと、全国や本市の状況と比べてみると、正解率の低い領域や分野、設問も一部見受けられました。当然のことだと思います。

そこで、各学校では不十分な内容について補充的な指導を行ったり、年間を通した指導計画の中で、それに関連する領域や分野の学習を充実するように努めたりしております。

このように、今までの結果を見て、正解率の低くなりがちな領域や分野に力を入れながら、一人一人の児童生徒の的確な実態把握に努め、それをもとにして一人一人に応じた適切な指導を行い、学力向上につながるよう工夫を凝らしております。

また、児童生徒一人一人に対しては、単に結果を知らせるのではなくて、学力検査の結果から判断して、学習についてのアドバイスを学習のポイントという形でまとめられたものが渡ります。それを活用しながら、児童生徒の一人一人が自分の学習と学力の実際をわかるように、そして学習の改善に子供たちが主体的に取り組めるよう指導をしているところであります。

今後も、学力テストの結果をこのように見ながら、教師みずからの授業改善と児童生徒の学習の充実に十分に生かしてまいりたいと、このように考えております。

次に、教師の残業に関しての御質問がございました。お答え申し上げます。

教師にとって、学校生活のさまざまな場面で子供たちとかかわり合う時間をできるだけ豊かに、また多く持つことは最も基本的な教育活動であろうと考えております。そこで、各学校では授業の展開や業務の見直しなど、それぞれ工夫を凝らして、できるだけ子供たちと向き合う時間とそういう場を確保できるよう努めてきております。

そこで、御質問にございました教師の残業時間の実態でございますけれども、県の教育委員会が教師の残業について調査をしております。これは昨年11月に1週間にわたって行われたのですが、本市の場合、小学校で6校、中学校で1校が調査対象となり、調査を行いました。これによりますと、本

市の場合、教師が残業に要した時間は、小学校が1日平均1.3時間、中学校が同じく平均1.9時間となっております。そのほか、自宅へ持ち帰る仕事量として、小学校は1日平均1.1時間で、中学校では0.5時間となっております。小学校、中学校とも、残業する時間と、持ち帰ってする仕事の時間と合わせてみますと、どちらも1日平均2.4時間と、このようになってございます。

これを県全体の調査結果と比較してみますと、小学校では同じ程度、中学校ではやや少ない実態になっております。もちろん残業ですから、忙しい時期と仕事量の少ない時期とでは大きな違いが出てまいりますし、調査の対象校や学校規模によっても多少の差が出てくる、そういう調査になろうかと思えます。

今回調査した11月中旬という時期は、各学校で申しますと、特に忙しい秋の研究会や学芸会などのいわゆる学校行事が終わった時期に当たり、一般的な様子がうかがえた調査結果ではなかろうかなと、このようにとらえているところでです。

しかし、先生方の残業に要する時間を少なくするように、現在すべての学校でゆとり創造運動を展開しております。事務効率の改善を図ったり、また先生方が勤務時間終了後に一斉に退校する日を設けたりするなど、ゆとりを持って活動できる環境づくりが進められているところでございます。

具体的な中身として二、三申しあげますと、資料作成業務等の効率化を図るために、文書の整理と保存方法に工夫を凝らしたり、電子媒体を活用しながら事務の効率化を図ったりしております。また、会議等の合理化や効果的な開催のためにさまざまな見直しを図り、会議の精選に努めるなど、放課後の時間が確保できるように努力をしているところであります。

これら時間的なゆとりを生み出す工夫のほかに、心理的にもゆとりが持てるようにと、すべての学校で1週間に1回から2回はゆとり創造デーと称して、勤務時間終了の時刻になりますと一斉に職員が帰る、そういう日を設けております。このようにして早く帰ることによって、精神的にもゆとりが生まれ、それが翌日からの仕事への意欲を高めると、このように聞いております。

以上申しあげたように、各学校では時間的にも心理的にもゆとりを持って、じっくりと子供たちに向き合うためのさまざまな工夫を凝らしているところでございます。

もちろん先生方は、各種文書の提出やPTAにかかわる仕事もありまして、忙しくなるんじゃないかという御意見も確かにございます。地域の信頼を支えた教育を実現するためには、これらのこともまた大切な仕事の一つだろうと思っております。

それから、部活などに時間を費やして忙しくなっているんじゃないかということもあります。これも生徒の心身の健やかな成長にかかわるものであって、大切だろうというふうに考えていますが、ただ、行き過ぎた業務や行き過ぎた指導にならないように留意して、現在各学校で取り組んでいただいていると、このように考えております。

このように、各学校では全体的な見直しを図って、ゆとり創造デーの設置や業務の効率化、会議の精選などを行って、日々の学習活動にゆとりを持って取り組めるよう工夫努力をしているところであり、今後それらがさらに推進するよう、教育委員会としても指導支援してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 答弁、ありがとうございました。

では、第 2 問に移らさせていただきたいと思います。去年は非常にやっぱり寒かった。人間、寒いときは寒過ぎると言って文句言って、またことしのように雪が少ないとまた異常だと言ってまた不安がると。全く私も含めて若干身勝手なのかなと、反省はしているところでございます。

市民生活は楽になりましたけれども、いわゆる経済的な、農業も商業もそうですけれども、それを考えると、これからのことを考えると、ちょっと複雑な思いもするということでございます。天気相手では、具体的にできることは限られていると思いますけれども、できるだけ市民が安心できる対応をお願いをしたいと、このように要請をしておきたいと思っております。

先ほど市長がおっしゃった防霜対策、乾燥対策、これに火の用心も含めます。あとは商工業の景気対策も必要かなと、このように思っているところでございます。よろしく願いを申しあげたいと思います。

クマ対策でございます。ことし暖かくて、やっぱり全国的にも猿もイノシシも当然クマももう活動しているというような新聞の報道がございます。幸いなことに、本市では具体的な事故ということはありませんけれども、ただ、いつこのようなことが起きるのか、やっぱり里山で農作業する方にとっては大変心労なことと、このように思っております。

私事ではございますけれども、やっぱり山になんか行くと以前のように安心して山の中に入って行けるというようなことではないようで、いつも周りのことを心配しながら行動をするというふうなことになっていて、非常に厄介だなと、このように思っていたところでした。

ラジオとか鈴とかの鳴り物を身につけてということなんですけれども、実はその地域地域に巡回班などをつくってもらえたらなと、このように思っているところでした。さまざまに鉄砲なんかは持ちませんけれども、やっぱり車で道がある程度発達しましたので、相当なところでこの巡回ができるのかなと、このように思っていたところでした。その辺で助成などであればありがたいと、このように思っていたところでございます。

あと、農薬散布のことですけれども、十分に農業者は注意をして今やって、おかげさまでほとんど問題がないと。また、街路樹関係にもそういうふうなものがないということで安心をしました。しかし、一度こういうことがポジティブリストにひっかかるというようなことがございますと、農業ばかりじゃなくて、本市全体のイメージが下がるということで、やっぱり常日ごろ注意をしていきたいと思っておりますので、ひとつさまざまにそういうふうな情報発信をお願いしたいと、改めてお願いを申しあげたいと思っております。

農薬散布の飛散防止ですか、前ポジティブリストのことで質問したときも言った覚えがあるんですが、飛散の問題が相当問題になってくると私は考えたんですが、なかったということで安心しました。ただ、これから果樹の混植については非常に問題になってくると私は前から思っていたところでした。したがって、同一樹種、同一作物の集団化も考えていかなきゃならないと思っております。今、集落営農の組織中でございますけれども、あわせながら土地利用の総合デザイン、そういうことも考えていただきたいと、その辺を市長はどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

花咲かフェアのことにつきましてですけれども、本当にこれまで 4 回開いていただいて、非常に農業観光については効果が大きかったなと、今も思っております。したがって、これからひとつ 5 回目、来年度節目ということで頑張るということでございますけれども、もっと長くしてもらいたいというふうな要望をしておきたいなと思っております。

あと、駐車場の問題でございます。実は、石持原の道路のある交差点で非常に最近事故がふえてきたということでございます。ただでさえ事故が多い。ひょっとしたら油断が、ただでだから油断があるのか、非常に交差点で事故が多いということが今ございまして、これが交通量の多いさくらんぼ時期にますますふえたら困るなと、このように思っていたところでした。

したがって、見通しのきかなくなるような駐車、それが事故の引き金になったなんてことがないように、我々自身も注意したいんですけれども、ひとつこんなところにも配慮をお願いしたい。だから、

もう少し駐車を少なくできればなど、このように思って、このような今道路交通法の改定がございました機に、そういうようなことを、駐車スペースの推進ということがあってもよかったのかなと思っていたところでした。市の方でも積極的に推進してもらえたらありがたいと。その辺もひとつ市長、お願いしたいと思います。

次の教育の学力向上対策でございます。教育問題は国も地方も大きな課題になっております。したがって、先ほど石川議員が質問いたしました引きこもりなどについても、やっぱり教育に根差したところが大きいのかなと思っております。今回はそれじゃなくて、知力、学力向上についての質問だけにとどめた次第でした。

実は、市立病院の医師確保というふうな問題がいつも出てくるわけで、お医者さんを急につくるということは難しいんでございますけれども、やっぱり10年計画か20年計画でもようございますけれども、本市からたくさんのお医者さんができるような教育体制づくりをしていけば、ひょっとしたらその何割かは本市に残ってくれて、市立病院に就職してくれるのかなと。単純な考えもあって、このような質問をしたところでした。

したがって、先ほどの教育委員長の結果では、相当なところに、本市は学力についてはあるということでございますので、安心はしておりますけれども、先ほど言ったように教育と学力と職業に関連して、ひとつもう少しつなげた教育があってもいいのかとか、実際やってるのか、その辺もう一度ちょっと聞きたいと思えます。

教育振興計画の中ではキャリア教育というふうなことがございまして、小中、中高、またはその中でキャリア教育、例えばお医者さんになるにはどの程度の学力ということは、本人に知らせることはなくても、やっぱり教育は、教師はその子供の夢を育てると同時に、そのために実現に頑張る、そういうふうなこともお願いしたいというふうに思いますから、ひとつこの部分もお答えをお願いしたいと思っております……。

○**新宮征一議長** 鴨田議員に申しあげます。残り時間が10分切ってますので、要領よく願います。

○**鴨田俊廣議員** わかりました。以上でひとつよろしく御回答、第2問といたします。よろしく願います。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** この暖冬でございますが、この自然、それから天体の動きと、これを我々人間が全くその前には右往左往しているというのが現状だろうかなと、このように思っております。このとおり素直に進むのか、あるいはどういう事態が生ずるのか、そしてまた来年の冬はどうなるのかということになりますと、大変頭を悩ませなくちゃならない問題だと思いますけれども、いずれにしましても中長期的な予報などを十分察知しながら対策を講じていかななくちゃならないなど、このように思っております。

それから、クマで巡回班というようなお話がございましたけれども、これは専門家でないと、どうもどうなんだろうかなと、このように思っておりますが、その辺は狩猟関係者などちょっと聞いてみないとわからないことだろうと思っております。

それから、農薬散布でございますが、御指摘のように隣地に飛散するというような問題が非常にこれまでも悩みの種であって、それをどうして防ぐかと、こういうことがあったわけでございまして、それで議員は同じ種類の農作物を集中栽培するような方向だと、こういうようなことがどうかというようなことを申されたんだろうと思いますけれども、これも農家等と隣にあるところの耕作者等々の了解というものが非常に難しいのじゃなかろうかなと。今、集落営農が叫ばれておりますけれども、そこまでうまく進めばどうかと思いますけれども、これは検討だろうなど、このように思っております。

それから駐車場の問題でございますけれども、石持原の問題とあそこには石持、鹿島原の畑地化対策等々の事業が入っております、割とここの園地にも園路が築かれておりまして、駐車しやすいようなスペースは確保されて、それに車を入れるということも大変なことにはなろうかなと思いますけれども、そういうことも可能なかどうかと、こういうようなこともあるわけでございますので、十分路上駐車によりまして事故が起きないように、そしてまた観光客が訪れてきたときに、路上駐車によりまして迷惑にならないような対応というものは、これは行政としましても周年観光の組合にしましても、あるいはさくらんぼ農家自体としましても、それぞれお互いに気を配ってまいらなくちゃならないことだろうと、このように思っております。以上です。

○**新宮征一議長** 教育委員長。

○**大谷昭男教育委員長** お答えいたします。先ほど私の方でお答え申し上げたのは学力というものの中の、主として紙で、ペーパーであらわせる力、あるいはペーパーの上ではかれる力を主体に御説明申し上げました。

御案内のように、学力はもう一つ紙の上ではあらわせない、あるいははかれない、そういう力がございます。近年、これが非常に大切だと、特に日本の場合には大切だというふうに言われて今進められているわけでありましてけれども、いわば書く、学ぶ態度であり、姿勢であり、あるいは意欲であり、関心であり、学ぶ習慣、目的だろうというふうに思います。

今、議員の御質問はこの後の紙にあらわれにくい、はかりにくい学力にかかわってくるものだろうと考えます。その中で当然子供たち一人一人が発達段階において自分の力、自分の興味関心を確認しながら自分の生き方を考えるところまで成長していくものというふうに思います。これが将来における自分の生き方、あるいは志望、それに対する意欲、努力という形を生み出していくんだらうと。これを私たちは教育振興計画の中にもうたい込んで、議員御指摘のようにキャリア教育の推進ということをやっています。

中身については、担当の室長の方からお答え申し上げます。以上でございます。

○**新宮征一議長** 指導推進室長。

○**菊地宏哉指導推進室長** それでは、キャリア教育についてお答えいたします。

生き方指導の一つとしまして、今キャリア教育が大きな教育課題の一つとしてとらえて進めています。勤労の大切さの認識と勤労意欲を高める、そして将来社会の一員として活躍できる人材の育成ということで、今小学校 1 年生から各発達段階に応じて進めているところではございますが、特に職場体験ということでキャリアスタートウィークという言葉で今全国的に行われておりますが、本市におきましては、平成 18 年度すべての中学校で中学校 2 年生に 3 日間の体験をしていただきました。来年度につきましては、さらに 5 日に延ばして全中学校で実施し、その中で勤労体験を積みながら生き方についても考える生徒の育成に努めていきたいというふうに考えております。

これにつきましては、市内から 100 以上の事業者から協力を得まして、地域挙げて、保護者挙げて、キャリア教育を推進していっているところでございます。以上でございます。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

○**新宮征一議長** 鴨田俊廣議員。

○**鴨田俊廣議員** 答弁ありがとうございました。一つでも市民が安心安全の中に生活できますよう、また子供たちが将来に夢を持って進めるようにひとつ指導をお願い申しあげたいと、このように要請しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号 5 番について、6 番松田 孝議員。

〔6 番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 私は日本共産党と市民を代表し、通告してあるテーマ、住みよいまちづくりについて佐藤市長に順次質問いたします。

党市議団は、独自で昨年12月に市全域を対象にアンケート調査を実施しました。この間、10軒に1軒の家庭から回答が寄せられ、その中には市政に望むことが懇切丁寧に書き込みがあったり、市民の厳しい批判や怒りが集中した内容もありました。特に、市民が望んでいることにもっと耳を傾けてほしいとの御意見や、すぐに対策を講じてほしいなど、切実な要求がありました。

そこで、三つの課題について市民の要求と私の考え方を加えて、市長に伺います。

最初に、農業・食糧問題であります。その第1点は、来年度から実施予定の品目横断的経営安定対策で、その中の農地・水・環境保全対策事業は農地や農業施設を保全するために農業団体や町内会、PTAなどが活動計画を立案し、実行することにより、その地域に交付金が支払われるものであります。その用途は、農道・水路の補修や維持管理、地域の景観形成のために使うこともでき、あるいは児童生徒の学習にも利活用できる事業となっています。この事業を活用することで、地域の活力となり、協同化の推進にもつながると期待されていました。

ところが、寒河江市では一方的に事業を受け入れないと宣言しました。その理由として、市長はボランティアやグラウンドワークでその役割を十分に果たしているからと述べていますが、実際にはグラウンドワークは日々の活動に浸透しているとは言えず、実際には農業施設の維持管理は組合員や受益者に集中し、他の団体との協同化や連携が全くない状況にあることを再認識していただきたい。

そこで伺いますが、本市で実施した2カ所のモデル事業はどのような評価であったのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、平成16年12月に議会案として食料・農業・農村基本計画の見直しに向けて、農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を導入することを国に求めてきました。それを無視し、佐藤市長の判断で寒河江市は農地・水・環境保全対策事業を導入しないとしましたが、このままでは事業導入した市町村との地域格差が危惧されます。この事業にかわる具体的な対応をどのように検討されているのか、市長の見解を伺います。

次に、農家と連携し、農産物の直売所を設けることについて伺います。気候や地形により植生や生き物たちがはぐくまれ、そこに暮らす人々によって食文化や生活技術が養われていく、それこそが地域の豊かな個性であります。ところが、安い価格の輸入農産物や大量生産、消費の流れの中で、生産者と消費者の距離が広がり、だれのためにつくっているのか、だれがつくってくれているのか、お互いの存在感が見えなくなっています。そのために、お互いを思いやることも信頼することもできなくなっている状態です。

その一方で、JAや農家を中心に産直組合や協議会を設立し、スーパーの一角に地場農産物コーナーや、農産物直売所など熱心に取り組まれるようになってきました。それは、つくる側と食べる側が直接対話できることや、新鮮で安全志向の高まりが背景にあります。こうした状況から、新鮮で安全安心な顔の見える地場農産物に対する需要は拡大しています。今こそ、地域でとれたものを地域で食べる取り組みを進める必要があると考えます。

そこで提案ですが、本市の農業振興を図るためにも、地産地食の推進は極めて重要であり、農家が共同で取り組む農産物直売所についての支援策として、各地にある公共用地や休日の駐車場などを貸し出しし、地域の消費者ニーズに即応していくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、交通安全施設整備事業について伺います。身の危険を感じるような状況が続く都市計画道路山西米沢線の道路の安全確保についてであります。歩行者の安全確保のために歩道設置を願う要望が中部小学校、陵南中学校PTA、それに地域住民からの切実な要望が継続的に提出されています。この路線については、大規模の新興住宅地や大型スーパー、書店、商店が混在していることで、交差道路を初め、駐車場への進入路、さらには工業団地が隣接しているために大型輸送車両などの通行車両

が集中してきています。そのために、狭い路側帯を通学する児童生徒や歩行者は、大型車両が通過するごとに恐怖を感じるということです。

真に市民生活の安全を願うのであれば、人命を最優先に考えていただきたいのであります。特に、この幹線道路の整備は寒河江市の大動脈と位置づけ、市民の交流、経済、流通、救急などに欠かすことのできないものと考え、その整備を緊急に実施するよう切望するものであります。

そこで伺いますが、18年度から重要事業として一般県道中山三郷寒河江線のアクセス道路として整備を県に対して要望していますが、その見通しを伺います。

2点目は、この路線について市民の安全確保のために道路管理者として緊急に何らかの対策を講ずるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、最後に昨年6月議会に引き続き、全市下水道整備計画の見直しについて伺います。

市長は、下水道整備計画の中で現在の事業認可区域のうち、高松地区の鹿島、八楯以外の地域については平成23年度までに完了する予定としていますが、その後の整備計画は事業認可区域となっていたにもかかわらず、一方的に除かれた鹿島、八楯を含め、当分認可区域の拡充は考えていないと答えています。この区域の一時的な対策として、寒河江市排水処理基本計画を個々に見直し、合併浄化槽に対する補助区域を次々と拡大してきました。その結果、未事業認可区域はすべてが合併処理浄化槽の補助対象区域となりました。

そこで伺いますが、下水道整備区域の事業認可区域の変更は平成17年度に申請許可されたものであり、本来変更は困難と考えるが、市の判断としてどのような理由で変更手続を実施されたのか伺います。

2点目は、終末処理場の全体計画処理人口は4万5,200人として計画されていますが、現在の終末処理能力は何人程度の能力になっているのか。また、本来設備処理能力は必要に応じて徐々に整備されるものでありますが、今後の計画について伺います。

次に、下水道整備の未事業認可区域については財政難を理由に休止状態となっています。その対策として、一時的とはいえ過大な住民負担となる合併浄化槽設置を進めています。その計画を大もとから見直し、住民が将来ともに安心して過ごせる住環境の整備と負担の軽減が図られる市町村設置型合併浄化槽事業の選択を行政の責任で実施すべきと考えますが、再度市長の見解を伺いたいと思います。

あわせて、未事業認可区域の事業計画の変更手続を認めるよう、重要事業として国、県に要望を提出すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、当初生活排水処理基本計画において幸生、田代地区については将来ともに公共下水道整備は不可能な状況と判断し、農業集落排水施設を整備し対処するとしていました。その後の計画では当面、合併浄化槽で対応していくと方針を変えています。快適な生活環境を早期に実施するためには、住民負担の少ない市町村設置型合併浄化槽事業を積極的に導入すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、市長の誠意ある答弁を期待し、第1問といたします。

○**新宮征一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○**新宮征一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** お答えいたします。

まず初めに、本市で実施した 2 カ所のモデル事業はどのような評価であったかということでございます。

農地・水・農村環境保全対策事業に係る問題でございますが、農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業、いわゆるモデル事業は国が平成19年度からの事業実施に向けて、モデル地区を指定して実施しているものでございまして、本年度山形県においては県内の22地区、17市町村においてモデル実験事業が実施されており、本市においては寒河江北部地区、いわゆる二の堰の鹿島、石持地区などの田畑50.7ヘクタールと、それから高松西部地区、これは高松堰の清助新田地区の田畑47.2ヘクタールの2地区でありまして、合わせて97.9ヘクタールの田畑において事業を実施しているものでございます。この2地区で実施しているモデル事業のうち、水路や農道などの草刈り、水路の泥上げ及び景観形成のための集落内の清掃や景観作物の植栽などは、各地域で行われているグラウンドワークやボランティア活動の領域を超えるものでないと思っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策にかわる具体的な対応をどのように検討されているのかと、このことでもございますが、農地・水・環境保全向上対策で実施する共同活動の内容は今申しあげたソフト事業を実施するものであります。議員は、市が一方向的に事業を受け入れないと宣言したとおっしゃいましたが、各地域からはソフト事業の充実よりも農道や水路の新設改良といった施設整備に対する要望が多いことから、平成19年度予算において農道及び用排水路新設改修事業費補助金を増額して対応することにしておりますので、十分に活用していただきたいと申しあげております。

さらに、農道の補修については砂利等の原材料支給や中山間地域等直接支払い交付金事業による補修等を行っておりまして、これらの事業を生かしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、農産物の直売については消費者の健康、安全安心志向が高まる中、これまで農産物の地産地消を推進しながら消費拡大を図り、あわせて多くの市民の交流を促進するため、県、市、農協、土地改良区、生産組織等が連携しながらその取り組みを推進してきたところであります。

本市には、ＪＡアグリ寒河江店直売所、それからＪＡファーマーズ・マーケット、ふれあい交流村の直売所、これは御案内のように二の堰親水公園にございます。それから、生産者組織等が設置しているところの農産物の直売所などが整備されており、西村山直売組織連絡会を組織し、県や関係機関からの指導をいただきながら経営の安定及び消費拡大に努めております。また、例年市の農産物等を一堂に会して行う寒河江市農業と物産まつり、また寒河江川鮭まつりを初め、さがえ西村山農協まつりなどの実施を通じて、農産物や農産加工品などの直売に多くの市民の参加をいただいておりますとともに、地域においては幸生ふれあい友遊館での山菜や農産物の直売等の取り組みが展開されております。

御提案の公共用地や休日の公共駐車場での直売の実施については、新たな場所での実施となりますと、出店者の確保、それから魅力あるまとまった数量の農産物等の確保、さらに他に負けない価格等の設定、さらには市内小売店など商店街との調整や、そして消費者ニーズに合った農産物の確保など、さまざまな問題がありますので、新たに直売を希望される方につきましては今申しあげましたところの産直施設の利活用を検討していただければなど、このように思っております。

次に、市道仲田内の袋線についての御質問にお答え申し上げます。この道路は、市の都市計画道路山西米沢線として国道287号から主要地方道天童大江線、そして国道458号などの幹線道路間を結び、県営最上川ふるさと総合公園や隣接する寒河江サービスエリア内のスマートインターチェンジを利用する朝日町、大江町方面からのアクセス道となる路線となっております。沿道には、御案内のように工業団地や市立病院、中学校、大型スーパーなどが立地しており、輸送トラックや自家用車などが市内外から集中し、歩行者の安全確保を図るため、自歩道の設置などが課題となっております。

市といたしましては、最上川ふるさと総合公園や寒河江サービスエリア、民間施設が一体となるチェリークアパークの整備促進と利便性の向上などのため、平成17年度より市の重要事業に位置づけ、山形県に対し一般県道中山三郷寒河江線の振りかえ路線として道路整備の要望を行っているところで

あります。現在、具体的な回答は得ていないところではありますが、引き続き早急に整備していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

これまで、平成8年度から道路の側溝の未整備区間の整備やふたかけによる歩行者の通路確保などの安全対策を継続的に施工し、平成16年度に全区間を完了しているところであります。

今年度は交通の事故防止を図るため、寒河江警察署と協議を行い、歩車道の分離線となる外側線の設置やら狭小となる箇所走行車線を明確に促すため、ゼブラ表示などを施工して交通安全対策を図っているところであります。また、今後の状況につきましては、車の制限速度規制について警察と相談してみたいと考えております。今後とも県に要望していくとともに交通安全の確保には努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、下水道事業についての御質問にお答え申し上げます。昨年度に行いました下水道事業変更認可の主な理由は、寒河江市木の下土地区画整理事業の雨水排水に係る主要な管渠のルート変更と計画目標年次を平成20年度から平成23年度に変更したことによるものであります。

次に、市の終末処理場の現在の処理能力でございますが、下水道処理区域内人口からの推定で約3万1千人程度でございます。また、事業認可上では3万4,120人としております。

次に、市町村設置型合併浄化槽事業の導入につきましては、去る6月定例会において申しあげましたように、排水路等の堆積物などの維持管理の問題で財政負担が懸念されることや、現在の終末処理場は下水道の全体計画の中での処理量を想定しての整備でありまして、仮に途中で市町村型合併浄化槽に切りかえた場合には、二重投資になるといった大きなリスクを背負うことになるなど、当初から下水道を主体に計画を進めてきた本市としてはそぐわなく、全く困難な事業であります。

したがって、本市の場合にはこれまでどおりの計画に沿って進めてまいり、これからも下水道整備が後年度になる地区については個人型の合併浄化槽の設置に対して補助を行っていく考えであります。また、当該事業を導入する考えはございませんので、市の重要事業として要望するということはありません。

次に、田代、幸生地区への市町村設置型合併浄化槽事業の導入についてでございますが、当地区は生活排水処理施設計画において農業集落排水施設または個人型の合併浄化槽で整備することとしており、市町村設置型合併浄化槽事業を導入する考えはありません。

以上です。

○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 第 1 問に答弁ありがとうございました。

農地・水・環境保全対策については、具体的な評価が見えないような評価でありますけれども、実際今後 19 年度から実施しようとするすと、寒河江市全体で概算で見積もっても 1 億から 7 千万ぐらいの金が回るわけです。そうすると、いろんな事業として、あるいは地域の活動として活用できる事業かなと私は思っているんです。

農業団体などからも話を聞きますと、これを相当みんな当てにしているんだと。特に、集落営農を進める上でも協同化するに非常に大切な一つの事業だったのだということで、今集落座談会などにも参加してもそういう声が非常に大きいんです。ですけれども、市長が話すように、農道とか水路の整備に対しての要望もかなりあります。それに対して、来年度は 280 万ぐらいの大体補助枠出てますけれども、ある程度これは固定した農道整備であって、部分的に補修とか何かというのはほとんど回らない。それと比較すると、この環境保全対策ではやはり中山間事業とある程度同じような中身で使えるので、非常に使い勝手のよい制度だと私は思います。

幾ら言っても、やらないという方針だったので、今から手を挙げても無理なようですけれども、ただ、それに具体的にかわる、今言った単独の農業施設の整備事業だけでは全体を潤すような施策にはなっていないと私は思います。ですから、この辺についてもう少し具体的に、これまで敷き砂利なども 38 万ぐらいしか出してないんですけれども、相当これだって農家負担で、そして農家が自前で砂利敷いたりしてるわけですから、そういうことを考えれば、もう少しボリュームを出して予算づけをしてもらわないと、全体が安定して環境保全にはなっていないんじゃないかなと思います。

中山間地は、ある程度そういうので、事業でかなり今潤って整備が進んでいます。ですから、そういう体制に、平場の事業としてあるわけですから、もう少し、新年度予算には間に合わなかったから、じゃあ今後補正予算でも組んでその辺対策とるべきだと私は思いますけれども、もう少し具体的に農家自身、あるいは各種団体との話し合いの中에서도いろいろ道路を舗装していただきたいなんていうのも相当出ています。水田協議会の中でも、市長、言われているはずなんですけれども。そういう事業をもう少し展開して環境保全に努めてもらいたいとも思っております。この辺についてもう少し市長の考え方、どう進めていくのか、あと予算づけ、これをお願いしたいと思っております。

そして、県でも農林水産振興計画なんか見ていると、協同化の維持保全活動というのは目標数値あるんですね、これ、今。これ見ますと、平成 10 年では 25 パーセント、15 年には協同化を 50 パーセント進めるというようなこととか、あと環境保全農業、やっぱり有機栽培とかそういう形のものを 10 年には 45 パーセント、15 年には 70 パーセントまで引き上げるということなんですね。ですから、農地の保全もそうですけれども、有機農業を進めるためにもそういうある程度の予算枠も必要だと私は思います。ですから、その辺についてもやっぱり県の指針が出ているわけですから、その辺の取り組みについても具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

あと、この産直では、今の各施設でやっているのでも十分ような話なんですけれども、やはり一つの組織体に入っていくというのは非常に農家としてもいろいろあります。ですから、自由にグループを組んで、5 人か 10 人グループを組んで自由にやれる広場が、こういう農家の人が欲しいんですよね。ある程度、アグリあたりに出しますと、手数料が 15 パーセント、あるいはひどいのだと 20 パーセント、30 パーセントの手数料が取られて、非常に採算的というか、考えると非常に大変なんですよね。ですから、自分のつくったものを、余ったやつでも自由に出せる場所、そういうところを今農家の人が望んでいるんですよね。

ですから、ある程度地域で活動している、白岩あたりもマックスバリューあたりにも物産コーナーを設けたり、あるいはチャンピオンにも物産コーナーに設けてありますけれども、非常に手数料取られることによってやっぱり農産物が高くなって、ほとんどスーパーあたりと値段が変わりないんですよ。だから、安く提供できるはずのものが提供できないというのが、今農家自身の悩みなんですね。

ですから、少人数でも出して出店できるように、やはりそういう気持ちのある方を駅前の広場とか、あるいは市の駐車場、特に陵西地区なんでしたら公民館の多目的広場なんかも十分活用できる場所だなと私は思ってるんです。ですから、管理なんかは徹底させて、無料で貸し出して地域の人にいい農

産物を食べてもらおうという、そういう考えを私は持っていたきたいと思うんですけれども、その辺について市長の再度御見解を伺いたいと思います。

あと、この都市計画道路の関係なんですけれども、この間の平成8年からの事業計画の中で大分市としては努力しているとは思っていますけれども、実際には今のある程度努力したけれども結果的に県に任せるような形になっていますけれども、まだまだ現場を見ますと整備が不十分な箇所がかなりあります。

特に、あそこ堰横断してますよね、あの道路が。あそこの場所は本当に自転車1台も通れない路側帯なんですよね。だから、直接来るとがって車道に出なくてはならないところが1カ所あります。あと、水路の分岐点のハンドルがあそこにあるんですね、具体的に言いますと。それも一つの障害になって、やはり車道にはみ出すというような状況もあるし、せっかく歩道整備していただいたんですけれども、あそこに田んぼがあってガードレールもないんですね、両方とも。ですから、あそこに今回のアンケート調査の中にもありましたけれども、転落した生徒がおるといことも指摘ありました。

ですから、直接夕方の混雑する時間帯、そういうときに直接見に来てくださいよということもありまして、私も行ってみました。やはり非常にことは雪少なくて、道路幅は確保されていますけれども、一たん雪降ると本当歩道が側溝にふたした上を歩いてるんですけれども、非常に狭くなるわけですから、その辺やっぱり具体的に今後速度の制限とかいろいろ対策を講じるようでありますけれども、もう少し現場に合った対策をとってもらいたいなと思っております。

特に、水路に関しては土地改良区あたりの協議の中でやっぱり具体的に今後進めていかないと、なかなか解決しない問題だろうと思います。ですから、この辺についても具体的に市民の安全を確保するためには必要だと思っておりますので、市長、この辺について具体的にやっぱり市長自身も歩いてみて、いろいろ見て、現場を見て判断し、そしてやはり市でやれるところだけは絶対に進めていくという考えで、そしてその後ある程度継続して県に対して要望していくのは構いませんけれども、やれるところだけは緊急にお願いしたいと思っておりますので、これについても再度お願いしたいと思っております。

あと、下水道も前回並みの回答でありました。確かに市長の言うように、いろいろ国土交通省に対して困難さはありますけれども、実際に各市町村で今財政が悪化している中でどうするかと言えば、制度、事業を変えるしかないのではないかと私は思っております。無理してこのまま山間地域まで整備していくとなれば、相当な負担になるわけですよ。

ですから、そういう投資を考えるより、もう少し住民本意に早く早期に環境整備を進める上からももう少し考え方を変えてもらわないと、このままでは同じ進め方で先送り、先送りですよ。今、23年まで一応予定になっていますけれども、それ以後、果たして合併浄化槽設置した場合、7年間はそのままの態勢になるわけですよ。ですから、下手すると30年以降になるわけですよ、事業が。それで本来の環境整備がなるかということは非常に私は問題だと思います。

浄化槽というのは結果的に個人が管理、今してるわけなんですけれども、やっぱりこの管理不徹底によっていろんな障害、悪臭だのが出ます。ですから、この辺についてもやっぱり行政の責任で本来の下水道と同じような料金体制をとって、こういう事業を私は進めるべきだと思っております。ですから、考えはないとおっしゃいますけれども、具体的に議会の建設委員会なども今回報告書出ていますけれども、その内容などを見ても大分評価が上がってきております。ですから、これらの取り組み、新たな取り組みとして考えていく必要あると私は思っております。

繰り返しになりますけれども、こういう事業もやはり2000年の9月に厚生省が下水道始めたけれども財政が大変だからこういうふうに切りかえろというような通達も厚生省から出されてるんですね。2000年9月です。ですから、担当課で十分この辺は議論になってると思うんです。ですから、この辺もう少し今の財政実態を見てもう少し十分な計画を立てる必要が私はあると思っておりますので、この辺について再度市長からお伺いしたいと思います。

あと、特に幸生、田代についてでありますけれども、今高齢化が進んでいて、実際合併浄化槽を設置しようとしても市の補助金が大体40万ぐらい出るんですか、1基設置しますとね。そうすると、60万から下手すると70万の個人負担になるわけです。そうした場合、実際その家庭で今度トイレ改修、あるいは建物改修したりすれば、相当膨大な費用かかるわけです。ですから、その費用をあんまり負担のない市町村型、これ10パーセントで済むわけですからね、個人的には。後で事業を維持管理して

もらうための維持料は個人負担になりますけれども、そういうことを考えると高齢者世帯には最もふさわしい事業だと私は思っております。ですから、この辺の取り組み、特に田代、幸生地区については高齢者対策として、そして上流部の環境保全対策としてこの辺を具体的に進めていただきたい、こう思いますけれども、市長にこの辺について改めて取り組みをお聞かせ願いたいと思います。第2問終わります。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 何点かの御質問がございました。農地・水、市といたしましては十分調査して、それから実験事業にもモデル事業にも取り組んで、その結果を踏まえてそして採択しないと、こういうことを結論づけておるわけでございます、何回も申しあげたとおりでございます。

その代がえといいますか、という分野で要望の多いものにつきましては先ほども答弁したように、農道関係とか水路関係とか使われるような事業費を予算に多額に計上したと、こういうことでございます。

それから、有機農業についての進め方と、こういうようなことがございますけれども、これにつきましてはいろいろ関係者と、あるいは専門に專業の農家の方々とも取り組んでいただいております、安心して安全なお米が生産できるように、そしてまたこれが消費の面でもプラスになるようにということでの考え方から進めておるところでございます。

それから、産直組織といいますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、やはり手数料が取られるから公共用地を貸してと、こういうような御意見のようでございますが、先ほど申しあげましたように、定期的に、あるいは量の確保とか、あるいはしゅんのものとかというようなことを今ある組織の中において十分出していただければ、これはやっぱり寒河江市全体の考え方の中での産直施設ということがより一層推奨されてくるのじゃなかろうかなと、このように思っております。

それから、山西米沢線のことでございますけれども、これまでとられるところの整備というものはやってきたところでございまして、それ以外にこれから考えられるということにおきましては1問でも答弁申しあげましたように、線を引くとか、あるいは警察署との協議によって自動車の走行速度を減らす問題とか、そういうようなことを議論していつて事故をなくすということに意を尽くしていきたいと、このように思っております。

それから、下水道につきましては先ほどの答弁のとおりでございます、市町村型合併浄化槽というものは取り入れるつもりは毛頭ございません。ましてや、この幸生、田代の山間部において、これを取り入れるということになりますれば、これは大変な事業でございます、利用者が非常に過疎化の中で少なくなっている地域でもございますし、そこでますます事業費に対しての利用者というものが少なくなってくると、こういう事態を招きかねないものでございまして、それに下水道事業費あるいは一般財源を繰り入れしてまでしなくちゃならないのかなと、こういうことを考え合わせれば、それはすべきものかどうかということは、これはどなたでも御判断がつくものと思っております。したがって、合併浄化槽というものを推進して、それに対しまして市では補助をしようというような考え方を持っておるわけでございます。以上です。

○**新宮征一議長** 松田 孝議員。

○**松田 孝議員** 大分、下水道に関しては市長自身理解していないんじゃないかなと思います。市町村型合併浄化槽は非常に、個人で10パーセントぐらいしか負担しなくて済むんですよ。ですから、過疎地というか、山間部の高齢者に対しては非常に優しい事業だと私は思っております。公共とか、あるいは集落で進めようとするれば、市の負担がどんどんふえてくるわけですが、そうじゃないんですよ。この市町村型合併浄化槽は20戸合併浄化槽を設置しようとするれば事業が成り立つわけなんです。そうした場合、集落で20戸なんていうのは可能だと私は思っております。それをもう少し情報を入れていただいて、もう少し具体的に市長も検討していただきたいと思います。まだまだ理解が足りないんじゃないかなと私は思うんですけれども。

今回の建設委員会の報告書なども見てもらえば、具体的な内容も出ています。ですから、その辺もう少し検討してもらって、財政負担になるようなことは私はないと思っております。そして、個人負担が10パーセントですから、高齢者世帯なんていうのは本当に負担少ないわけですから、いいはずなんです。そのことを考えれば、やはりこれは特に山間部には適した事業だと私は思っております。

特に、今回八鍬とか鹿島地区に対して市単独で認可区域でありますので、補助対象にしましたけれども、そのぐらいの意気込みを持って山間部も同じような扱いをしてもらわないと、地域格差が非常に広がって困ると私は思っております。ですから、環境はやはり上流からあって本来はあるわけですから、その辺を含めて再検討を、今後。そして、国土交通省に対してもそういう施策の変更を。本来は施策の変更もできるんですよ。下水道法の25条を見ますと、計画の変更はできるような内容になっております。ですから、決断を持ってやれば私はできると思っております。ですから、この辺に対して将来ともに下水道整備ではなくて、やはりいろんな形で住民アンケートなどもとって、その対応を検討していただきたいと思います。

それと、産直の話なんですけれども、結果的にやらないって今のいろいろ商店街や各施設で取り組んでいるのを阻害されるような心配もありますけれども、例えば農産物ばかりでなくて商店からの共同でそういうやり方もいいんじゃないかなと思っております。単なる農産物という、やっぱり一方をひいきにしてという感じはあると思うんですけれども、その辺農家、商業者と一体になって取り組むような施策も一つは必要だと思っております。

今、フローラの活性化センターでもいろいろ事業やってますけれども、ああいう取り組み、フリーマーケット的な取り組み、ああいうのは非常に喜んで住民が参加してるわけですから、やはり住民が喜ぶような施策をどんどん展開していかないと、今の事業というのはどんどん経費が削減されて事業ができなくなっているわけですから、ある程度地域住民が活用できるような場所の提供、これが最も私は必要だと思っております。その辺について、再度やっぱり今後各課あたりでも商工観光課、あるいは農林、あと生活環境課あたりで具体的に煮詰めていただきまして、これらの取り組みも今後検討していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○**新宮征一議長** 答弁は求めるんですか。残り時間が少なくなってますので。（「市町村型のことをもう少し理解深めるためにもお願いしたい」の声あり）じゃあ、答弁してください。佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 私もし町村型は勉強しておらないわけじゃございませんから。十分勉強しての結論でございますから、御理解いただきたいと思います。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号 6 番について、17 番内藤 明議員。

〔17 番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、通告している洪水ハザードマップの作成と河川管理について市長に質問をいたします。

質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

さて、近年、地球温暖化に伴って世界的に異常気象の現象が見られ、各地で干ばつの一方で大雨による洪水や大型ハリケーンなどによる大きな市が廃墟となるような壊滅的な大災害までももたらされております。ここらにおいても、これまで余り例のない竜巻による災害や、あるいはまた台風も大型化し、被害も大きくなっております。

ところで、新年度において洪水ハザードマップを作成する予定になっておりますが、私はこれまでの市内における洪水の被害状況を踏まえ、市で管理する中小河川の改修を急ぎ、市民が安心して暮らせるようにすることは市の責任であるというふうに思っております。

そこでお尋ねしますが、市が管理する中小河川の数と、最近における中小河川のはんらんで最も大きい被害は 8・6 水害であるというふうに聞いておりますが、そのときの被害数はどのくらいであったのか伺いたいと思います。

次に、作成される洪水ハザードマップの浸水想定区域は、最上川、寒河江川、それに沼川の流域と聞いておりますが、さきの 8・6 水害などを経て中流部の改修が進み、下流部でそのままになっている河川があります。その後、付近の農道や側溝の整備がなされ、豪雨が降れば洪水による被害発生が予測されます。こうした点を踏まえて、作成予定の洪水ハザードマップにそうした中小河川の流域も入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、災害の未然防止という点では、被害が予想される中小河川については改修工事を急ぐべきと考えますが、あわせて市長の見解を伺って第 1 問といたします。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。
〔佐藤誠六市長 登壇〕

○**佐藤誠六市長** お答えいたします。

最初に、市で管理する中小河川の数についてでございます。河川には、河川法の適用を受ける河川として国や県が管理する一級河川、二級河川や、本市では指定はしておりませんが市町村が指定し管理する準用河川があり、それ以外に河川法の適用を受けない河川として一般に普通河川と呼ばれているものがあるわけでございます。

普通河川には、一級河川などに合流している沢などの支川とともに、一級河川などであっても指定区間外となる末端上流部のほか、市内一円にある法定外公共物である大小の水路もこれに当たります。これらの中で、農業用排水路等、管理者が明確なものにつきましては、その管理者が管理を行っていますが、ほとんどのものは市の管理となっております。

これまで、災害復旧事業を実施した河川等につきましては、災害台帳により把握しておりますが、その他に多くの小河川等があり、御質問の総数について正確には把握できない現状にございます。

中小河川の最近のはんらん等に関する被害について申し上げます。近年、本市において発生した水害のうち、今もって多くの市民の記憶に残っている大きな災害としまして、御案内の昭和51年8月に発生した、いわゆる8・6水害が挙げられます。この水害では、本市において8月5日夜半から7日朝まで続いた降雨は219ミリの多きに達しましたが、中でも6日未明の集中的な豪雨により、大きなつめ跡を残す災害となったものであります。特に、市街地を流れる沼川のほぼ全域に及ぶはんらんが被害を深刻なものとし、家屋の浸水被害を初め、農地の流出や埋没等の農業被害や道路の決壊、電力被害など多方面にわたり、市民生活に大きな影響を及ぼす結果となりました。

被害記録によりますと、本市では軽傷1名、住宅半壊2カ所、床上浸水125棟、床下浸水437棟、田畑の冠水223ヘクタール、道路被害30カ所、被災世帯563戸、被災者2,547人などであり、被害の総額は16億円余となっております。河川に関する被害は、本市地域防災計画の災害記録において24カ所と記録されており、被害の多くは市内各地の小河川において発生したものであります。

次に、洪水ハザードマップ作成について申し上げます。洪水ハザードマップは、一般的には洪水が発生した場合の浸水想定区域や避難場所、避難方法などを示した地図であり、災害時の迅速な避難等に活用されることを目的として作成されるものであります。

近年、全国各地で豪雨による被害が相次いで発生しましたが、国はこれら水害の課題を踏まえ、平成17年7月に施行された水防法改正で、法が定める河川において国や県が指定した浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成することを定めました。これらの経過を受け、県内においては国土交通省、山形河川国道事務所が中心となり、昨年7月に村山置賜地区災害情報普及協議会が設立され、ハザードマップ作成推進体制が強化されてまいりました。

また、県も平成17年度から平成21年度までの5カ年計画で県が管理する主要中小河川のはんらん解析を行い、浸水想定区域指定と市町村へのデータ提供に向けた事業に取り組んでおり、ハザードマップ作成の支援体制を整えてきたところであります。

本市にかかわる河川についてであります。既に最上川について、平成14年8月に国からはんらん解析に基づく浸水想定区域が公表されております。また、県は平成18年度事業として寒河江川と沼川のはんらん解析を行っており、本年度中にこの2河川の浸水想定区域を想定し、通知、公表を行う予定と聞いております。

このように、水防法の規定による本市の対象河川についての浸水想定区域指定が出そうことから、本市は平成19年度に洪水ハザードマップの作成を計画したところであります。

洪水ハザードマップ作成に当たりましては、国と県から各種資料の提供を受けて行う予定であり、災害時に役立つマップづくりのため、関係者等による協議、検討の場を設けながら進めたいと考えているところであります。

また、洪水ハザードマップで示す浸水想定区域は基本的には水防法上の国、県が指定する河川の浸水想定区域とされ、本市洪水ハザードマップにつきましても国、県の浸水想定区域のデータに基づき、作成する考えであります。

それから、災害被害が予想される河川の改修についてでございますが、普通河川で災害が発生した箇所につきましては、市で復旧事業を実施していますが、現存する資料で昭和55年度からの災害台帳によりますと、昭和55年度から平成17年度までの間では8河川について、八つの河川について延べ14回公共土木施設災害復旧事業として補助事業で復旧工事を実施しており、これにより何度か水害が発生していた箇所につきましては、ほぼ解消されているのではないかと考えております。

また、これまで補助事業に至らない箇所におきましても、市の単独事業で小河川等の補修工事を実施してきており、幸いにして今のところ大きな災害はありませんが、今後も降雨事の河川パトロールを実施し、地区との連携を密にしながら小河川等の管理を行うとともに、状況に応じて補助事業による整備手法などについても検討していく必要があらうかと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 1 問にお答えいただきましてありがとうございました。

それで、2 問に入りますが、もちろんハザードマップというのは市長言われましたとおり、洪水時に浸水のおそれのある区域や住民の避難場所、あるいはその経路を示す地図ということでもありますけれども、それは国、県の法に基づいての指定だというふうに言われますが、既に御案内のとおり、8・6 水害時に市内において相当な被害が出ていると。そうしたことはやっぱり私は踏まえて、そうしたマップをつくる必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。

第一義的には、それはもちろんその洪水を緩和するために、豪雨時の水害を緩和するために河川の改修などを急ぐ必要があるということは言うまでもないことでありますけれども、そういうことがなかなか思うどおりにならない。今、市長は昭和55年度から17年度まで8河川について延べ14回災害復旧工事がなされているというふうに言われています。災害復旧工事は、それは災害が起きるとそうしたところについて国の大きな事業費が投入されてなされるわけでありますから、これは当然のことだというふうに思いますけれども、今まで要するにそうした災害復旧工事がなされて、なおかつ私が申しあげたいのは下流部がそのままになって蛇行しているような、そうした河川がまだあるわけですね。

そういうところの河川を随時対策をしていかないと、今この地球温暖化のもとでこの豪雨時による災害が非常に大きくなってきているというふうに言われておりますけれども、そういうことがそういう豪雨があると必ずそうした地域に民家や、あるいは田畑の冠水などがあるということが予測できるわけありますから、そういうところについて、この市で管理するものについては随時この改修工事を急ぐということが必要なんじゃないのかなというふうに思っているわけであります。もちろん、洪水ハザードマップも必要なことでありますけれども、第一義的にはそうしたことを、市で管理するものについては未然防止という点で改修を急ぐ、こういうことが必要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っているわけあります。市長の御見解を改めて伺いたいというふうに思います。

その後も市ではやっているというふうに言われますが、まさにこれは中流部だけが改修されて、その下の方がされていない。そして、また先ほど申しあげましたように、一部農道なんかが整備されて、側溝も整備されております。そうしますと、そうした豪雨があると、その降った雨はさらに速度を増して河川に流れるわけありますから、そうした危険がますます大きくなるということで対応を急がなければならないというふうに思いますが、市長の見解をぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 今申しあげましたように、義務化されておるのは浸水予定区域のみのわけでございます。その浸水予定区域というのは国とか県においてこの区域を指定して通知、公表を行ったものについてと、こういうことになるわけでございますから、まずはこの寒河江川と沼川についてを行うということになるわけでございます。それ以外の川もあるわけございまして、例えば田沢川とか熊野川とか実沢川とかとあるわけでございますけれども、それについてはそういう調査解析というものがこれからのことになるわけでございますので、今後それらにつきましては検討してということになるわけでございます。

以上です。

○**新宮征一議長** 内藤 明議員。

○**内藤 明議員** ちょっと市長、かみ合わないんですね。要するに、ハザードマップ、法的にしなければならぬというのは、それはそれでいいんです。ただ、それ以外にもこれまでの 8・6 水害時などを見れば、大きな災害が予想されるちっちゃい河川が数多くあるわけでありますから、そうしたところについての避難経路であるとか避難場所であるとか、そうしたことも市民の安全性、あるいは安心して暮らせる地域づくりというふうな点では、私はぜひしておくべきだというふうに思いますし、もちろんそれをそんなことを出さないための、未然に防止するための第一義的なハード的な面での河川改修は急がなくちゃならないということ言ってるんですよ。

そのことをぜひ御理解いただいて、災害時において復旧工事をするというふうな後手の対応策ではなくして、先ほど申しあげましたように、ぜひ市民が安心して暮らせるような、そういう対策を急ぐべきだというふうなことを申しあげているわけでありまして、確かに財政難の折でありますけれども、そうしたところに手を差し伸べることが、あるいはそうした工事を急ぐことが市民の暮らしに安らぎを与えるのではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、改めてそうした点について御見解を求めたいと思います。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** そのことにつきましては、先ほどの第 1 問におきまして補助事業あるいは単独事業をそれに充てようということでは、先ほどおっしゃっていただいておりますが、補助事業で該当しない場合は単独事業でと、こういうことで今のところ災害はありませんけれども、河川パトロールをやったり、あるいは地区との連携を密にしながら小河川等の管理を行って、そして安全に欠くことのないようにということで対応してまいろうと、こういうことでございます。

以上です。

○**新宮征一議長** 内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 補助事業、単独事業で対処しようというふうなこと、それは私も理解しました。ただ、小手先のそんな改修ではなかなかそうした大雨による災害は防ぐことができないというふうに思います。

やっぱりきちっとした河川改修をしないと、大規模な災害が発生すると、こういうふうに私はこれまでのいろんな地球温暖化による、例えば I P C C、いわゆる地球温暖化に関する世界の研究者らがつくる気候変動に関する政府間パネルというところが出した報告書などにもあるとおり、地球温暖化のもとで今まで人々が経験したことのないような自然の大災害が発生しているというふうなことを言っているわけでありまして、ここ 50 年間の中でも干ばつが長期化をしたり、あるいは豪雨のもとでの被害、あるいは豪雨の頻度もさらに増しているということで、注意といいますか、を促しているわけでもありますけれども、そういうことからすれば、8・6 水害時の豪雨といいますか、それ以上のものが今後予測されるわけであって、こういうことを急ぎでいかないと安心して市民は暮らすことができないんじゃないのかなと、こういうふうに思っているわけであります。

したがって、ぜひそうした理解のもとに、何ていいますか、ちょっと崩れたときに復旧するような程度の事業じゃなくて、きちっと河川をそれぞれ調査する中で、ここはこういうふうな流れになる、ここで食いとめられる、したがってここは冠水する、こういうことを踏まえてぜひ今後進めてほしいというふうに思いますし、何回も繰り返しますが、未然防止という点で改修を急ぐべきだということを再度申しあげたいというふうに思います。

単独事業あるいは補助事業が私の言っている、何ていいますか、大幅な改修に該当しているのかどうか分かりませんが、そういうふうに私が理解しているのかどうか、再度、市長の御見解を伺って私の質問を終わります。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** はんらん後、あるいは災害後の復旧ということだけに重きを置かないでというのか、それだけの整備で対応しないで予想されるようなところに予防整備とか、そういう方向に取り組んではどうかなというように受けとめられるわけですが、これまで箇所を見ますと、先ほど 1 問でも申しあげましたように、8 カ所ですか、8 河川においてははんらんとか災害が起きておるわけですから、その辺のところも十分パトロールしながら、あるいはそういう事態を引き起こさないようなことを十分検証していかなくちゃならないなど。

どこがはんらんを起こす箇所か、あるいは危険な場所かというようなことにつきましては非常に専門的な分野からも見てわからないことが多かろうなど、このように思いますので、その辺も国なり県なり、あるいは専門家の意見を聞きながら、この河川ならばどこが問題になるんだというようなことは、やっぱりなるべく察知した方がそれはベターだなと私は思っておりますし、先ほど申しあげましたように、降雨が激しくなったというような時期につきましては、すぐさまパトロールを行ったり、あるいは事前のはんらん対策というようなものを重々怠りなくしてまいらなくちゃならないもんだなど、このように思っております。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散

会

午後 2 時 1 0 分

○**新宮征一議長** 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年3月6日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（19名）

1 番 新 宮 征 一 議員
 3 番 鴨 田 俊 廣 議員
 6 番 松 田 孝 議員
 8 番 石 川 忠 義 議員
 10 番 荒 木 春 吉 議員
 12 番 高 橋 勝 文 議員
 15 番 佐 藤 暘 子 議員
 17 番 内 藤 明 議員
 19 番 佐 竹 敬 一 議員
 21 番 伊 藤 忠 男 議員

2 番 佐 藤 毅 議員
 5 番 木 村 寿 太 郎 議員
 7 番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 9 番 鈴 木 賢 也 議員
 11 番 柏 倉 信 一 議員
 14 番 佐 藤 良 一 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 那 須 稔 議員
 20 番 遠 藤 聖 作 議員

○欠席議員（1名）

13 番 高 橋 秀 治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収 入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会
 尾 形 清 一 総務課長（併）
 有 川 洋 一 総務課長（併）
 柏 倉 隆 夫 総務課長（併）
 佐 藤 昭 下 水 道 課 長
 兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長
 鈴 木 英 雄 会 計 課 長
 兼 子 良 一 病 院 事 務 長
 熊 谷 英 昭 学 校 教 育 課 長
 工 藤 恒 雄 生涯学習課長
 清 野 健 生涯学習課長

荒 木 恒 助 役
 大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
 佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
 片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
 菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財
 三 瓶 正 博 政 改 革 推 進 室 長
 浦 山 邦 憲 税 務 課 長
 犬 飼 一 好 建 設 課 長
 安孫子 政 一 花・緑・せせらぎ
 斎 藤 健 一 推 進 課 長
 荒 川 貴 久 農 林 課 長
 芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長
 菊 地 宏 哉 水 道 事 業 所 長
 安孫子 雅 美 教 育 長
 監 査 委 員

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議事日程第 4 号

第 1 回定例会

平成 1 9 年 3 月 6 日（火曜日）

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

再 開 午前 9 時 3 0 分

- 新宮征一議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、高橋秀治議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第 1、3 月 2 日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 19 年 3 月 6 日（火）

（第 1 回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	労働基準法に基づいた職場環境改善について	①保育所の職員トイレの設置費が 19 年度予算案にどう反映されているのか ②基準法が充足されているかの点検及びその結果と対応策は	16 番 川 越 孝 男	市 長
8	広域的立場からの市立病院整備について	関係病院自治体間の協議の場の早期設置について		市 長
9	入札制度の改善について	①一般競争入札制度の導入について ②今年度（平成 18 年 12 月末日まで）の入札結果について		市 長
10	市庁舎の耐震調査の実施について	黒川紀章建築都市設計事務所への耐震調査の正式依頼について		市 長
11	市民アンケートの結果を踏まえて	①高齢者福祉の充実について (イ)高齢者の実態調査とニーズの把握について (ロ)医療機関等への交通手段の確保について (ハ)紙おむつ支給事業の充実について (ニ)家族介護者交流激励支援事業の運用について (ホ)介護保険料、手数料の負担軽減について ②中学校給食の実施について (イ)市民アンケートには中学校の「完全給食」と「おかず給食だけでもいい」を合わせると約 90%の人が給食実施を求めている。市民の声を真摯に受け止め実施すべきと思うがどうか (ロ)弁当販売方式の具体的内容について	15 番 佐 藤 暘 子	市 長 教育委員長
12	市政執行に当たっての佐藤市長の基本姿勢について。関連して、佐藤市長の自治体論を伺いたい	①市民アンケートを実施して明らかになった市民の市政に対する意見・見方について、市長の見解を伺いたい ②単年度で巨額の起債償還をせざるを得なくなった原因と責任についての市長の見解を問う。また、「公債費適正化計画」の概要を伺いたい ③そうした中でも市民生活に密着した部分に予算を重点的に配分すべきだと考えるが市長の見解を問う	20 番 遠 藤 聖 作	市 長

		④市民アンケートに書き込まれたいくつかの特徴的な市民の意見について、市長の見解は (イ) 市政に意見が届かない、不満だ、という声が多いことについて (ロ) イベント、プロジェクト事業への意見		
13	観光振興について	①花咲かフェアINさがえの取り組みについて	19番 佐竹敬一	市長
14	農業振興について	②最上川緑地公園の整備充実について 高齢化が進む農政対策について		市長

川越孝男議員の質問

○**新宮征一議長** 通告番号 7 番、8 番、9 番、10 番について、16 番川越孝男議員。

〔16 番 川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** おはようございます。

私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられている声を踏まえ、提言も含め、端的に質問しますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 7、労働基準法に基づいた職場環境改善について、①昨年の 9 月議会で実態を指摘しているので、今回は繰り返しません、なか保育所の職員及び保護者など来所者用トイレの設置費が、19 年度予算案にどう反映されているのか伺います。

②法で定められた基準の充足状況の点検及びその結果と対応策について、3 点伺います。一つは労働基準法第 24 条、いわゆる労働安全衛生法で定められた職場環境が確保されているかについて、平成 18 年度にすべての職場での点検実施の有無について。

二つには、点検した結果、問題点の有無について。

三つには、問題があった場合、その改善策と対策の実施状況はどうなっているのか、伺います。

次に、通告番号 8、広域的立場からの市立病院整備について伺います。先日もまた、人工透析患者の方から訴えがありました。寒河江市議会でも、平成 2 年 3 月には 1,100 名の署名が添えられた市立病院への人工透析施設設置の請願が採択されているのに、何ら進展していないことに対する不満と患者としての不安でありました。市立病院整備について、佐藤市長は平成 13 年 12 月議会での同僚議員の質問に次のように答弁されています。

市立病院整備事業は 14 年度に病床計画、15 年度に基本計画を策定する。計画策定に当たっては、寒河江西村山地域の中核病院として病院機能の充実を図ることを基本に、第 4 次寒河江市振興計画に掲げた診療科目の新設などの課題や、脳ドックなどの新たな課題についての検討を加え、今後の市立病院の整備指針を示したい。人工透析施設の整備については、透析専門スタッフの確保や透析設備とベッドの配備、患者の更衣室など独立したスペースの確保など、ハードルは高い。しかし、透析患者がふえていることや、県腎臓病患者友の会の強い要望など社会的要請もあり、計画策定の中で検討したいとされていました。

第 4 次振興計画では病院整備計画策定を目指しており、さらに病院周辺の土地の取得を進めていた時期は病院スタッフの意気込みや、情熱をもって取り組む姿が強烈に印象に残っています。

ところが、合併の動きと同時に、市立病院の整備計画が中断されたままになっています。市立病院を取り巻く環境は、県の保健医療計画によるベッド数の縛りや研修医制度、診療報酬の引き下げなどで医師確保や医業収益の確保がさらに厳しい状況になっていることはそのとおりだと思います。

しかし、市民の健康を守ることや病院経営の改善を図ることは避けることのできない課題であります。市立病院の医師、技師、看護師などの病院の、特に若手や中堅の医療スタッフは、病院の将来像がはっきりしていない場合、不安になり、将来の展望が見えないのであれば、足元の明るいうちに別の病院に移りたいと考えている人が多いという話も聞きます。

私は、医師確保を初め、病院経営改善を図るためにも市立病院の位置づけや方針を明確にすることが急務だと思います。

そこで伺います。市立病院を西村山地域の中核病院と位置づけ、県立河北病院などとの機能分担や連携強化を図るために早期に協議の場をつくるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号 9、入札制度の改善について 3 点伺います。一つは、一般競争入札制度の導入について伺います。新聞報道によると、談合防止策としてすべての自治体で一般競争入札を導入することなどが総務省などでまとめられ、早ければ 3 月末までに地方自治法施行令などが改正されると言われています。県の入札制度改善委員会においても、談合防止策として建設工事の入札は指名競争入札の原則廃止を了承しました。本市においても、一般競争入札制度を導入すべきと思うが、どう対処されるのか伺います。

二つには、今年度分で平成 18 年 12 月末日までの入札結果について、1,000 万円以上のものについて予

定価格に対する入札価格の比率を99パーセント以上、98パーセント以上、97パーセント以上、96パーセント以上、95パーセント以上、90パーセント以上、85パーセント以上、80パーセント以上、80パーセント未満の9区分に区分けし、それぞれの件数を示していただきたいと思います。

三つには、最上川寒河江緑地整備事業の入札結果を調査してみますと、平成16年度は3回入札を執行したが、不調となり、予定価格の99.9パーセントで東京都中央区日本橋の三ツ星ベルト工業株式会社が随意契約をしています。平成17年度は3回目の入札で予定価格の99.77パーセントで同じく三ツ星ベルト工業株式会社が落札、18年度は1回目の入札で予定価格の99.1パーセントで三ツ星ベルト工業株式会社が落札しています。この3年間で7回の入札が行われています。いずれも三ツ星ベルト工業株式会社と仙台市に営業所や支店を置く2社の全く同じ顔ぶれの3社で入札が行われ、不思議なことに入札金額の順位が7回とも同じで1回もクロスしていません。この結果については表にして市長にも事前に届けており、ごらんになっていると思いますが、これを見ての市長の率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

次に、通告番号10、市庁舎の耐震調査の実施について伺います。私は、自然災害である地震の発生を防ぐことはできないが、地震によって生ずる被害を最小限に食いとめる、いわゆる減災対策が重要であると考えています。そのような観点から、これまで市庁舎の耐震診断を求めてきました。これに対して当局は市庁舎は特殊な構造で、通常の診断方法ではできないこと、仮にできたとしても耐震補強工事は現実的に難しいこと、したがって耐震診断だけやっても意味がないので実施する考えはないとしてきました。しかし、私は市庁舎の耐震性が心配でなりません。それは、近くを活断層が通っていることや、災害発生時には市庁舎は災害復旧対策の中核を担う拠点施設になるからであります。

そこで、市庁舎の建設に当たって設計を担当された株式会社黒川紀章建築都市設計事務所代表取締役社長である黒川紀章氏に、①現在の建築基準法に照らして耐震性に問題はないのか、②構造上、補強工事ができないというのは事実か、③耐震調査をした場合の費用は書類上の調査のみの場合と、建物の調査を含めた場合の概算額はいかほどか、の3点について1月30日付で公開質問を行いました。

これに対して、2月2日に黒川紀章社長から回答をいただきました。それによると、①については当時の基準に照らして設計されたもので、法改正後の新しい基準は満たしていない。②については、事実ではなく、早急な耐震補強が望ましい。方法はいろいろあるが、基本的には二つの方法が有効である。③については、正式な依頼があれば設計者として無償で実施するというものであります。さらに、寒河江市役所はドコモモジャパンという現代建築の保存を進めている団体により、明治以降の現代建築100選に選ばれ、文化庁に報告されていることや、黒川氏にとっても自信作であることもわかりました。

この回答を受けて、2月5日に市民の生命、財産と安全な暮らし、それに市民の利益と寒河江市の利益を守る立場から佐藤市長に対して市庁舎の耐震調査の実施と、実施に当たっては設計者である黒川紀章氏に依頼するよう申し入れを行いました。13日に市長は、黒川氏より回答のコピーをいただいた、それによると無償で調査してくれるということなので、当局として確認の手続をしている、それを経て正式に依頼したいとのことでした。既に正式に依頼されていると思いますが、どのようなになっているのか伺います。

平成19年度の施政方針の中で、市庁舎は有名な建築家の設計で、外観や構造から人目を引きつける建物となっており、近代建築100選にも県内で唯一選ばれ、庁舎内では偉大な芸術家による彫刻「生誕」がホールに浮遊するように来庁者を迎えています。ことし市庁舎は竣工から40年を数えることとなりますので、生誕をリニューアルするとともに、市庁舎を一つの芸術作品として活用できるよう検討してまいりたいとなっております。具体的にどういったことを想定されているのか、その構想について伺いをし、重ねて誠意ある答弁を期待をいたしまして第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは保育所の問題でございます。なか保育所における職員トイレの整備予定についての御質問でございました。市立保育所は昭和47年にみなみ保育所を開設いたしまして、その後昭和52年にはしばし保育所、以後順次整備を行って現在に至っておるところでございます。

保育所の施設整備については、建設時点での入所児童の定員や職員数を考慮して、建物全体の基準面積の中で整備を行ったものであります。しかし、市立保育所全体として建設当時と現在では入所児童の増加や特別保育の実施などにより、職員体制についても違ってきており、トイレの数量などが十分とはいえませんが、お互いに休憩時間を調整しながら対応していただいております。

また、大人用トイレにつきましては、地域に開かれた保育所づくりを進めてきた結果、多くの市民の方が保育所を訪れるようになってきており、十分ではないものと思っておりますし、調理師用トイレについても専用の設置が望ましいことについては承知しております。なお、本年度、なか保育所のトイレについて、児童用トイレの扉改修を行い、環境改善を図っております。

今後の整備計画としては、第5次寒河江市振興計画実施計画において準備、整備を行うこととしております。平成19年度には本年度に引き続き、指定管理者制度の導入を行う市立みなみ保育所の大規模改修の中で、職員用便器の取りかえを行う予定であり、にしね保育所のトイレの間仕切り改修などについても予定しております。なか保育所については、平成20年度に大規模改修を予定しており、その中で児童用と大人用便器の増設やトイレ改修を計画しているところであります。

それから、労働基準法が充足されているかというような点検なり結果というようなことの御質問がございました。労働者の安全衛生に関しましては、労働基準法で労働安全衛生法の定めるところによると規定されております。これを受けて、本市では同法及び市職員衛生管理規程に基づき、良好な職場環境の維持と職員の健康保持、増進に努めているところでございます。具体的には、市の組織の中で50人以上の職員が常駐する施設である市役所庁舎、それから市立病院、ハートフルセンターの3カ所に、5ないし9人で構成するところの衛生委員会を設置いたしまして、職場環境の課題や要望等について協議を行い、職場環境の維持改善に努めております。

この委員会の提言を受けまして、市の建物内の禁煙実施や職員1人当たりの執務面積の拡大など、さまざまな対応を行ってまいったところでございます。さらに、職員50人未満の文化センターや水道事業所などには衛生推進者を置きまして、執務環境の日常的な点検と安全衛生管理に取り組ませているところでございます。

また、職場の環境衛生管理のために温度、湿度、浮遊粉じん等の空気環境測定や飲料水検査、消防設備、避難救助設備、高架水槽などの点検を定期的に行っております。

こうした取り組みによりまして、職場環境の課題把握に努めているところでありますが、現状は大きな問題点もなく、おおむね良好と思っております。職員の執務効率の向上を図るためにも良好な職場環境の維持は重要な手段の一つでございますので、今後ともその充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、病院についての御質問があり、自治体間の協議の場の設置というようなお話がございました。今の質問でございますけれども、御案内のように、昨年12月の定例会において佐藤陽子議員と柏倉議員から市立病院の今後のあり方と、それから市立病院経営の課題と解決に向けた広域的対応の検討についての質問がありましたが、これと関連しますので、繰り返しお答えする形になる部門もあるわけですが、市立病院を取り巻く環境は前回も申しあげましたように、診療報酬制度の2年ごとのマイナス改定と医療保険制度のたび重なる改定など、医療の根幹にかかわる制度が目まぐるしく変わっておりまして、大きなうねりの中にあると言えます。また、平成16年4月に導入されたところの臨床研修制度による医師不足などの影響により、地方における自治体病院は経営面において大変厳しい状況に置かれているわけございまして、単に1病院だけが努力して解決できる問題を超えたところの難しさがあるわけでございます。

このような中で、今全国に地域医療体制の見直しが進んでおりまして、県立日本海病院と市立酒田病

院の再編統合の動きがあることは承知しておるところでございますし、議員の皆さんも知っていらっしゃるかと思います。

御質問の、関係する自治体や医師会などを含めて早期に協議の場を設置することについてでございますが、今申しあげましたとおり国におけるところの医療制度改正の動きや、それから県立日本海病院と酒田市立病院の動きを十分に引き合わせる必要がありますし、また2次医療供給体制として県は、県立河北病院と他の県立病院をどのように位置づけしていくことを考えているのか、また町立病院を有するところの西川町と朝日町の考え方、そして町立病院を持っていないところの河北町と大江町の考え方などもございまして、今後の病院経営のあり方について市立病院のみならず、県及び西村山全体で考えていく必要があると思っております。このようなことから、現状では早期に協議会を設置する状況までには至っていない状況にあるものと思っております。

次に、一般競争入札制度についてのお尋ねがございました。まず、その一般競争入札導入についてどういう見解を持っているのかということでございますが、昨年来公共工事をめぐる入札談合事件が相次ぎまして、知事の逮捕辞任に発展するなど大きな問題となっております。こういった公共調達をめぐ一連の不祥事は、地方行政に対するところの信頼を損なうものであり、まことに憂慮すべきものと思っております。

このように事件が続発したことから、全国知事会ではこのことを地方全体の深刻な問題として受けとめ、談合の根絶に向けた改革指針を策定しており、国土交通、総務の両省におきましても、地方自治体発注の公共工事に関する入札契約制度の改革案をまとめたところであります。さらに、県においても入札制度改善委員会を開催し、建設工事に関する入札契約制度の改善を図っております。いずれの改革改善案も一般競争入札の導入拡大を提案しており、一般競争入札は全国的な流れになっております。

本市における一般競争入札については、現在のところ建築工事において試行している段階であります。談合のしにくい入札制度への取り組みの観点から、今後は一般競争入札の拡大に向けて進めていかなければならないと思っております。そのためには、一般競争入札実施におけるさまざまな課題、いわゆる不良不適格者の排除、それから品質の確保、事務量の軽減などへの対応、それに地域産業の育成、地元経済に与える影響など、懸念されるところの事案への対策など、これらについて総合的に検討を加え、一般競争入札拡大に向けた取り組み方針を定めてまいりたいと思っております。

次に、入札した結果の数的なことについてのお尋ねがございました。平成18年度の12月末までの1,000万円以上の入札に係るところの落札率でございます。御案内のように、落札率は予定価格との対比についてを申しあげます。99パーセント以上が15件、98パーセント以上が7件、97パーセント以上が3件、96パーセント以上が2件、95パーセント以上が2件、90パーセント以上が3件、85パーセント以上が1件、総数33件であります。

それから、最上川寒河江緑地についてのお尋ねもありました。この緑地整備工事の入札結果については、あくまでも推察するほかございませんが、入札参加者が入札に当たってそれぞれ工事費を積算し、落札基準である予定価格を意識しながら、かつ利益幅をどこまで切り詰めるかというようなことも考慮して、それぞれ入札した結果ではなかろうかなと思っております。

次に、この市役所の庁舎の耐震診断調査の実施についてのお尋ねがありました。この耐震診断につきましては、ことしの2月2日に黒川紀章氏から手紙をいただいたところでございましたので、同日に依頼したい旨を伝えたところであります。そのことに対し、後日黒川氏の方から引き受けるとの連絡があったことから、2月の21日に依頼状を提出しております。

それから、この市庁舎は御案内のように日本を代表する建築家黒川紀章氏の設計によるもので、その外観や構造から人目を引く建築物であり、日本の近代建築の評価調査などの活動を行っている団体、ドコモモジャパンから近代建築100選に選ばれたものであります。また、御案内のように市庁舎のホールには偉大な芸術家である岡本太郎氏の彫刻「生誕」が飾られております。このような市庁舎がことし竣工40年を迎えることから、近代建築100選に選ばれた建築物として広くPRしていきたいと考えております。

また、岡本氏の彫刻のリニューアルも計画しており、この庁舎や彫刻に係る説明板の設置や庁舎を活用した美術品の展示などを実施しながら、ホールを開放して広く市民や国民に公開してまいりたい

と考えております。また、ホームページにおきましても、市庁舎や彫刻「生誕」を掲載し、PRしてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 大分前向きな 1 問目の答弁あったわけでありますけれども、さらに理解を深めるために 2 問の質問をさせていただきたいというふうに思います。

保育所の関係の整備については、みなみ、にしねやって、来年度というか 20 年度になかというふうなことでありますので、ぜひ職員や保育所を訪れる人が支障ないようにやっていただきたいということをまず申しあげておきます。

それから、労働安全衛生法に基づく職場の環境整備の問題でありますけれども、これも衛生委員会なり衛生推進者で対応しているというふうなことでありますけれども、やはりその際に、安全衛生委員会の際に定期的に行っている項目の方をもう一度見ていただいて、突き合わせをしながらやっていただきたいということを、そういうふうにするべきだというふうに私は思いますので、今までも定期的な点検などはしているんですけれども、漏れている事項もあるというふうに私は思いますので、衛生委員会などでそういう項目の精査などもしていただきたい。このことについて見解をお聞かせをいただきたいなというふうに思います。先ほど、委員会などの充実に努めていきたいというふうなことでありますので、そのようにお願いをしたいと思います。

それから、8 番の市立病院の関係でありますけれども、もちろん去年の 12 月の一般質問に対する答弁も十分受けとめた上で今回質問させていただいたんです。というのは、今置かれている状況は私もわかるんですね。公立病院を取り巻く外的な状況というのは全くそのとおりだというふうに思うんです。しかし、日本海病院と市立酒田病院、統合なってきたわけでありますけれども、あの過程でもどういうふうになるのかわからないという時期があったわけです。そのときにはそこにいる医療スタッフの本音というふうなものをまとめたものを聞かせてもらったことがあるわけでありますけれども、そういうそれぞれ勤めている病院の将来展望が示されないという、働いている人が不安でならないそうです。特に年配者よりも若い人、それから中堅の医療スタッフ、そういう方々が不安でならないという、こういうふうなことを聞いています。

したがって、寒河江市立病院の過去の状況も申しあげました。第 4 次振興計画の当時のことも病院スタッフが本当に情熱を持って取り組んでいた状況、今こういう、いつそういう方向性が示されるのかもわからない状況というのは、やはり公立病院を設置をしている寒河江市としては医師確保初め医療スタッフの確保充実、病院経営の改善をするためにも早く示していかなければならないのではないかなというふうに思って実は提案し、質問をしたわけであります。

しかし、まだそういう状況に至っていないという 1 問目の答弁でした。私はそれではないというふうに、避けて通れない課題であり、積極的に設置者側が行動しないという、じゃあだれかが動いてくれるのを待っているという、お互いそういう状況。病院設置者同士が。したがって、そこで働いている医療スタッフは不安でならないという、こういう状況がありますので、ぜひこの点を受けとめていただいて、努力をお願いをしたいということを申しあげ、市長の方から見解ありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、入札制度の関係でありますけれども、今試行している一般競争入札を拡大に向けて方針を定めていきたいというふうなことでありますので、ぜひ市民から信頼される行政執行に、入札の執行というふうなことになるように、特段の取り組みを期待をしながらお願いをしたいというふうに思います。

それから、18 年度の入札結果、1,000 万円以上のやつ、出されたわけでありますけれども、全部で 33 件あって、99 パーセント以上の入札率は件数では 45.5 パーセントなんですね。99 パーセント以上、99.99 まであるわけだというふうに思うんですが、98 パーセント以上、これを見ても 22 件の件数では 66.7 パーセントですね。97 パーセント以上を見れば、75.8 パーセントなんですね。やっぱり、これ市民感覚からすれば非常におかしいというふうに思うんです。

それからもう一つ、具体的に最上川緑地公園整備事業の入札結果も申しあげました。16 年度は入札不調で 99.9 パーセントで随契、17 年度は 99.77 パーセントで契約、18 年度は 99.1 パーセントで契約。これ、私も地域で座談会してますので、この資料、この座談会に集まってくださった方全員に配布をして感想をお聞きをしています。もちろんこれは証拠も何もありません。しかし、これを見れば一般の

市民感覚は、これは談合だべっちゃねというふうに言われます。これが市民感覚。そして、先ほど市長から1問目で答弁あったように、1,000万円以上の33件の入札の落札結果も先ほど申しあげたとおりです。

やっぱりこういう実態からすれば、市民に信頼されるものをつくり上げるためには、積極的に一般競争入札の拡大ということにさらに力を入れて取り組んでいただきたいということを申しあげておきます。これももちろん金額ね、これ例えば1パーセント下がっただけでも827万6千円ですね。これ、全部で8億2,760万、33件でなっているようであります。時間ありませんので、金額の方は聞きませんが、トータルでそういうふうになっているようです。これ、1パーセント下がっただけです。5パーセント下がれば4,138万円、10パーセント下がれば8,276万円、支出削減になるわけがありますので、ぜひ市民感覚で、市民から理解されるような行政になるようお願いをしたいということを申しあげます。

それから、市庁舎の耐震調査の関係でありますけれども、市長も21日に依頼を申し出ているというふうなことでありますので、無償で調査していただけるということはまさに市民の利益にかなったものだというふうに思います。この結果に基づいて今後どうするかというふうなことについては、それぞれ市民の英知を結集して検討されるべきだというふうに思います。

あと、それを使った構想についても今示されました。掲示板をつくる、庁舎を活用して展示できるようにする、あるいはホールを開放する、ホームページなどで発信をしていくというふうなことはあったわけでありまして、ぜひこの立派なものを寒河江市の今後の発展のために十分生かしていただきたいということを申しあげて2問にしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 保育所の定期的な点検項目等々につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

それから、市立病院の今後のあり方については、前にもこの議場でお話し申しあげましたけれども、県の方なり、あるいは西村山の管内の町長の方に対しましてもお話を申しあげておるわけでございます。広域的に十分考えていかなくちゃならない事態にあるのだということを申しあげておるところでございます。その辺につきましては、そのとおりだというようなお話は県におきましても、あるいは町の方でも理解はなされておるものと思っております。

それから、落札率が高いということでございますけれども、先ほども申しあげましたように、落札率というものは予定価格に対するところの落札金額の割合を示すものでございまして、予定価格を、これを厳しくすればするほど落札率は上がってくるわけでございます。県などにおきましては、設計金額イコール予定価格としているようでございますが、本市におきましては発注者の希望価格としての設計金額から一定程度の割合を差し引いたものを予定価格としておるわけでございます。その結果おのずと落札率が上がることになります。現今の財政状況を踏まえまして、より少ない金額で事業を実施すべく、今は割引率というものを強目にして予定価格を設定していることから、こういう結果になったものと思っております。

いずれにしましても、予算査定の段階で事業費を切り詰めておりますし、それから設計金額で落としているといいますか、厳しく査定をしておりますし、予定価格で落としておるということを御理解願えればなど、このように思っております。

それから、市庁舎でございますが、平成19年度に向けてもさることながら、第5次振興計画では歴史と文化で織りなすところの気品漂う美しいまちづくりと、こういうことを言っておるわけございまして、いろいろ歴史、文化を再認識した中で寒河江の将来を見詰めていこうというまちづくりを推し進めておるわけでございますので、その中には施政方針等にも書いてありますけれども、ふるさと回帰事業とかというようなことも持っておるわけでございますので、そういう中で市庁舎のこの建築物、あるいは中にあるところの岡本太郎のこの「生誕」という作品をもう一度見直ししていくと。そしてまた、市民の中にも全国的にもアピールしていきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

○**新宮征一議長** 総務課長。

○**那須義行総務課長** それでは、お答え申し上げます。

先ほど、市長が第 1 問で答弁申し上げたとおり、職員の執務効率の向上を図るために良好な職場環境の維持改善を図っていきたいということですので、衛生委員会の中で点検項目等についても協議を進めて改善になるような方向に進めてまいりたいと思います。

○**新宮征一議長** 川越孝男議員。残り時間が10分を切ってますので、簡潔に願います。

○**川越孝男議員** わかりました。

大変進んだ答弁をいただきましてありがとうございました。

それで、市庁舎の耐震調査の関係、通告10番の関係でありますけれども、2月21日に正式に依頼をしたというふうなことでありますけれども、もちろんこれ無償で調査してくださるというふうな最初の回答があるわけでありますので、無償だというふうには思うんでありますけれども、依頼の内容、いつごろまでどういうことを依頼されたのか、この点だけお聞かせをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

- 新宮征一議長** 佐藤市長。
- 佐藤誠六市長** 2月21日、公式な市長名での文書で黒川紀章氏に差し上げております。その文書については、担当の方から申しあげます。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

○**新宮征一議長** 財務室長。

○**秋場 元財務室長** 2 月 21 日の耐震診断の依頼については、依頼を実施させていただくことについて、御依頼申しあげますということだけでありまして、その後につきましては黒川事務所の方の担当者との間で打ち合わせしながら進めていくということにしております。時期等についてはまだ、今からの打ち合わせの中で決まると思っております。

佐藤陽子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号11番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 私は、昨年12月に共産党市議団が実施した市民アンケートの結果を踏まえ、以下の質問をいたします。

市長並びに教育委員長は、アンケートに示された市民の偽らざる意見を真摯に受けとめ、誠意ある答弁をされますようお願いいたします。

初めに、高齢者福祉の充実について市長の見解を伺います。共産党市議団は、昨年12月8,000通のアンケート用紙を市内全域に配布し、1割に近い790通の回答をいただいています。私たちは1割近い方々が回答を寄せてくださったことに感謝するとともに、自由記載欄への書き込みの多さに驚いています。無記名で自由に書ける気安さもさることながら、ふだんには余り知ることのできない市民の願いや悩み、市政への苦言や提言などがアンケート用紙にはおさまらず、裏側いっぱい書いてあったり、便せん3枚に思いのたけを書きつけたものなど、驚きの連続でした。このアンケートに寄せる市民の思いはよくやってくれた、今後とも続けてほしいといった好意的なものが多くありました。

私たちが実施した市民アンケートは大まかに四つのテーマを設け、さらにテーマごとにより具体的な設問項目を設けて市民の意見を伺ったものです。設問の中に、寒河江市に今特に重視して取り組んでほしいことの中で、断トツに多かったのが高齢者福祉の充実を求めるものでした。

この結果から、長寿高齢社会の到来とともに国保税や介護保険料、利用料の引き上げ、各種サービスの低下や医療費の負担増など、自分や家族の老後に不安や心配を抱えている人がいかに多いかを改めて知りました。

国は、平成17年10月より介護保険法を改定し、施設利用者に居住費と食費の自己負担を課してきました。さらに、平成18年4月からは、介護予防を重視するという口実で要介護1を、介護を必要とする要介護1と介護を必要としない要支援とに振り分けて、これまで受けることができたヘルパーの家事援助やデイサービスの利用回数を制限したり、介護保険で利用できたベッドのレンタルや、電動車いす利用ができなくなった人を生み出しています。

また、これまでは介護保険制度とは別に福祉事業として取り組まれてきた老人保健事業や、介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援事業を介護保険制度に組み込んで、限られた予算の中で介護予防を重視した地域高齢者の生活を丸ごと支援していく幅広い支援体制がつけられました。その核となるのが、ハートフルセンターにある地域包括支援センターです。地域包括支援センターには理学療法士、社会福祉士、作業療法士、看護師といった専門職員がいて、市民のさまざまな相談や指導などに当たっているということですが、介護予防を重視し、地域の高齢者の健康、福祉、暮らしを包括的に支援し、実効あるものにしていく上でまず第一にしなければならないことは、自分たちが住む町の高齢者がどのような暮らしをしているのか、どのような状態にあるのか、その実態を知るとともに何を求めているのか、どんなことが必要なのか知ることだと思います。

寒河江市全域を視野に入れた高齢者の生活実態やニーズについて、どのような方法で把握をしているのか、また把握しようとしているのか伺います。

次に、アンケートの書き込みの中には医療機関に通うのに足の確保ができなくて困っている、市内循環バスなどを回してほしいといった意見が出されています。市内を回る小型の循環バス、または福祉タクシー券制度を足の確保ができない高齢者にも拡大するなどの制度を適用できないか、伺います。

次に、紙おむつ支給事業の内容の充実について伺います。国の財政が厳しくなるにつれ、そのしわ寄せは医療や福祉など、人が生きていく上で必要不可欠な分野を直撃してきました。高齢者福祉にもその波は押し寄せて、80歳以上の方に出されていた長寿祝い金や寝たきり老人等介護者激励金が廃止され、寝たきり高齢者に支給されていた紙おむつ支給額も平成18年度より減額されています。

さらに、昨年の税制改定により、実質所得はふえないのに非課税世帯が課税世帯になったり、課税段階が上がったりということがあり、月平均の紙おむつ受給人数も少なくなっています。在宅重視をかけ声だけでなく、実質的に実感できるような対策をとるべきだと思います。紙おむつ支給の額の引き

上げと所得制限の緩和をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、家族介護者交流激励事業の適正運用について伺います。以前は、寝たきり老人を介護している家族に介護者激励金として所得税3万円未満の世帯には年額5万5千円、所得税3万円以上の世帯には年額4万4千円が支給されていました。その制度が廃止され、それにかわる事業として家族介護者交流支援事業が行われることになりました。介護者が一堂に会して介護の悩みや苦勞を話し合ったり、共有することができるとして参加者からは喜ばれているようですが、中には参加できない方や参加を望まない方もおられると聞いています。介護している方を慰労し激励する目的の事業であれば、参加できない方にも恩恵があるものにすべきと考えます。この制度の適正な運用についての考え方を伺います。

次に、介護保険の保険料、利用料の負担軽減について伺います。アンケートの設問の中に、豊かな老後のために何を望みますか、がありますが、最も多かったのが利用料金軽減でした。アンケートの書き込みの中にも、介護保険の見直しで一段と厳しくなり、サービスを受けられない人がふえたと書いているものもありました。3年ごとの介護保険料の見直しで保険料は高くなるばかりですし、デイサービスやショートステイなどの料金も高くなっています。新しい施設が次々にできても、利用料が高くて利用できないというのが一般的な声です。自治体独自の保険料、利用料の減額や負担軽減の対策をとるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、教育委員長に中学校給食について伺います。中学校給食については市民の根強い要望があり、議会請願や議場でたびたび重なる議論が繰り返されてきました。しかし、中学校給食に対する教育委員会の考えは一貫してミルク給食、家庭からの弁当持参を主張しており、給食実施には背を向けています。今年度からは、家庭の事情で弁当を持って行けない生徒の希望者には、業者のつくった弁当を販売する弁当販売方式を実施するとしています。このことを給食実施の一步前進ととらえる見方もあるようですが、教育委員会はいくまでも給食ではないと主張しています。

しかし、共産党市議団が実施した市民アンケートでは、中学校給食については、完全給食とおかず給食だけでもいいを合わせると約90パーセントの人が給食実施を求めています。弁当販売を選択した人は約3パーセントにすぎず、市民の皆さんの希望は完全給食の実施か、実施が困難であればせめておかず給食だけでもいいと中学生全員を対象にした給食の実施を望んでいるのです。

中学校給食の実施を望む声はずっと以前からありましたが、市民運動に発展してから既に15年を経過しています。その間、西村山管内では寒河江市を除く全自治体で、手法や内容の違いはあるにせよ、中学校給食を実施しています。中学校での給食を実施していなかった酒田市、尾花沢市、村山市、上山市もそれぞれの自治体の実態や財政事情なども考慮しながら実施したのを初め、南陽市ではことし4月から小学校との親子給食を実施するとしています。残る米沢市と新庄市は実施をすることが決定し、今は手法、時期などについての検討が行われているということです。

山形県13市の中でかたくなに実施をしないと言い続けているのは寒河江市だけになりました。教育委員会の独自の考え方はあるにしても、住民の多数の意見や要望を無視して強引に物事を押し進めるやり方は決して民主的なやり方とは言えません。改めて市民の要求を真摯に受けとめ、柔軟な発想のもとに中学校給食の実施をすべきと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

また、県内13市のうち、寒河江市を除くすべての自治体が実施に向けての検討や実施に踏み切っていることに対し、教育委員長の見解を伺います。

中学校給食を実施しない理由として幾つかの理由があると思いますが、南陽市では生徒の減少によって余裕のできた小学校の調理場で中学校の給食も一緒につくって搬送する親子給食を実施するとしています。新しく調理場を建設する必要もなく、調理師をふやせば同じメニューで量を加減さえすれば実施できると思うのですが、教育振興計画の素案をつくる段階でそういった意見や提案はなかったのかどうか、改めて伺います。

次に、弁当販売方式の具体的内容について伺います。中学校給食については、寒河江市教育振興計画を審議する中で十分検討してもらおうと市長が議会答弁されたことで、今度こそ給食が実現すると期待を持って見守っていた市民にとって、弁当販売方式という結論は肩透かしを食わされたようなむなしい思いをいたしました。しかし、母親の仕事の関係やいろいろな理由で弁当を持たせられない家庭にとって、学校で弁当を販売してくれることで助かる家庭もあると思います。

そうであるならば、栄養のバランスや食品の安全性、食事の量や味つけなど安心できるものでなければなりません。中学校給食をすすめる会では、2月20日その具体的な内容についてお尋ねしました。私も同席させてもらいましたが、まだ決まっていないことがたくさんあり、業者の選定もまだされておらず、実施時期も確定していないとのことでした。

そこで、改めて弁当販売方式の具体的な内容について伺います。一つ、弁当販売業者募集に対し、応募した業者は何社あるのか、業者選定の基準は何か、伺います。一つ、給食でないといっても、教育委員会が実施する弁当販売である以上、栄養のバランスや食材などは責任が持てるものでなければなりませんと思いますが、だれがどのようなチェックや指導をするのか伺います。

神奈川県内では弁当販売を実施している市が大分あるようですが、平成15年度の弁当販売利用者は平均で2.7パーセントと低い利用率になっています。寒河江市では、どれくらいの利用者がいると見込んでいますのか伺います。

中学校給食をすすめる会が弁当販売の内容について伺っている中で、生徒への弁当販売は食育の観点からするのではないと言われました。しかし、寒河江市教育振興計画素案の中のいのちと心を育む食育を推進するまちづくりの中には学校における食育の項があり、特に中学生期の食育の大切さを述べています。さらに、幼児期や小学校期に培った食に対する基本的な知識、食習慣をもとにみずからの食を自分で選び、自分でつくるなどの実践体験を通して、将来にわたり主体的な食育を推進できる能力を高め、養っていく必要があります、と述べています。食育の主な取り組みとして7項目挙げられていますが、その一つに希望者に対する弁当販売方式の検討（中学校）となっています。教育振興計画の素案では、食育の主な取り組みとして挙げられている弁当販売方式と、教育委員会が取り組もうとしている弁当販売の考え方には明らかな矛盾があると思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

高齢者福祉の充実についての何点かの御質問がございました。まず、実態調査とニーズの把握のこととでございます。本市の高齢者人口は、第 3 期介護保険事業計画では平成 16 年 10 月で高齢者人口は 1 万 607 人、そのうち 75 歳以上の高齢者が 5,173 人だったのが、計画が終了する平成 20 年には 1 万 1,082 人、そのうち 75 歳以上の高齢者が 6,038 人と、毎年 100 人ほどの高齢者がふえ、75 歳以上の高齢者に至っては毎年 200 人程度増加することを予測しているところでございまして、この対策としての社会保障や地域での見守りなどが課題となっているところであります。

御質問の高齢者の生活実態やニーズの把握とその方法についてでございますが、実態状況の把握は老人保健事業推進の基本となるものであることから、毎年児童民生委員を通して寝たきり老人、ひとり暮らし老人、老夫婦世帯、認知症老人など実態調査を実施し、把握に努めているところであります。また、平成 17 年度にはひとり暮らし高齢者の生活状況、健康状況を把握するための大規模調査としまして、ひとり暮らし高齢者、介護予防生活支援に関する調査というものを実施いたしまして、見守りが必要な高齢者や 75 歳以上の後期高齢者を、保健師などが訪問して実態把握を行ったほかに、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の方については郵便による調査を実施し、把握を行ったところであります。

それから、高齢者のニーズの把握はどのようにしているかということでございますが、地域包括支援センターが中心となって相談窓口や電話での相談による把握はもちろんのことでございますが、まちづくり出前講座、それから老人クラブの講話など、さまざまな団体の集まりで介護保険制度についての説明や要望、意見の集約に努めてきたところであります。

さらには、民生児童委員の日ごろの活動によるもの、また市及び居宅介護支援事業者のケアマネジャーによる家庭訪問など、あらゆる機会をとらえてニーズの把握に努めているところであります。19 年度、来年度もこれまで以上に包括支援センターの職員がいろいろな研修会、会合等に出席するなどして介護保険事業についての啓蒙と各組織とのパイプづくりに努めていきたいと考えているところでございます。

次に、高齢者が医療機関に通う場合の市内循環バスの運行や福祉タクシー券の交付対象者の充実についての御質問がございました。市内循環バスの運行につきましては、これまで何度も質問がございまして、その都度答弁申しあげているところでございます。本市は、地理的条件から見ましても JR の便、バスの運行等周辺の自治体と比べまして交通条件の整った地域であろうかと思っております。活動しやすい条件にあるのではないかなと思っております。

本市では、心身に障害をお持ちの方には福祉タクシー利用助成、また在宅の要介護高齢者や重度身体障害者には専用車両による移送サービス利用助成などの制度を設けまして、市民の利便性の向上に努めているところであります。最近では、高齢者といえども多くの方が自動車免許などを持っており、日々の活動は自動車等によっているのではないかなと思っているところであります。さらに、要介護者にありましては、薬の受け取りだけならホームヘルパーもできることになっております。このようなことを考え合わせますと、循環バスの運行は考えていないところであります。

それから、福祉タクシー券の交付対象者の充実についてでございますが、現在の制度は予算枠はありながらも身体障害者、知的障害者、精神障害者に交付する制度としております。対象者を一般高齢者にも拡大してほしいというようなこともありました。現行制度で御理解をいただきたいと、このように思います。

それから、紙おむつの支給事業拡充についてでございますが、本事業は昭和 60 年から実施しているものでございます。御案内かと思いますが、その後、何度かの制度改正を経まして、現在の要介護 4、5 の方で 1 カ月を超える期間、継続して紙おむつを使用している世帯で、市民税の所得割額が非課税世帯が月額 6 千円、10 万未満の世帯が月額 3 千円としているところであります。確かに、税制改正の影響で、収入は変わらないのに税額が上がり、本制度の対象から外れる方も出てきますので、これらの方の救済のため、税額の緩和について対応してまいりたいと思っております。

次に、この家族介護者の交流激励支援事業についてでございます。御案内のように、本市では、要

介護4、5相当の方や日常生活に支障を来して介護を必要とする認知症の方を、在宅で介護している皆さんを介護から一時的に解放しまして、介護者同士の交流と元気回復を図ることを目的に、平成14年度から実施して5年目となりました。今年度につきましては、できるだけ大勢の方が参加できるように市報などの広報紙に掲載したほか、要介護者の対応もあることから、該当する方には日時にも余裕を持って通知し、対象者は高齢で女性の方も多いこともあり、送迎つきで参加時間も柔軟に対応し、曜日については平日と土日などを考慮するなどして、日帰り2回、宿泊2回の交流激励会を実施したところでございます。

参加された方からは、同じ境遇で話も弾み、参考になることもあり、よかったと、来年もぜひ実施してほしいなどの声を聞いております。参加できない方への手だてについては、これまでも多くの方から参加されるよう時期を考慮したり、いろいろ対応はしております。それでも参加できない方への恩恵ということではありますが、本制度は助成制度ではなく、参加される方への交流激励支援事業でありますので、次回からはぜひ参加していただくように働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

それから、介護保険の保険料、利用料の負担軽減についてでございます。介護保険制度は、御案内のように介護の負担を社会全体で支えることをねらいとしたもので、平成12年度制度発足以来、7年目を迎えており、市民生活に定着した制度となってきております。

介護保険料の減免についてでございますが、12月議会で、佐藤議員にお答えしましたように、本市の介護保険料は2,980円と県下で第3位の保険料、低い方から3位という保険料となっております。また、平成17年度の税制改正によりまして、保険料段階が上昇する被保険者につきましては、2カ年間の段階的な激減緩和措置を講じているところでございますので、市独自の減免制度は考えていないところでございます。

それから、介護サービスの利用料についてでございますが、介護保険制度の趣旨を踏まえましてサービスを利用する方としない方との負担の公平を図るとともに、サービス利用についてのコスト意識を喚起するというような観点から介護保険法では、法律では原則かかった費用の1割を利用者が負担する仕組みとなっているわけでございます。居宅介護支援サービスであるショートステイやデイサービスを利用している方の利用料の負担軽減についてでございますが、利用者の負担額が負担上限額を超えた場合適用される高額介護サービス費、それから社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、さらには低所得者に給付される特定入所者介護サービス費などの軽減措置がありますので、市独自の軽減措置は考えていないところであります。

私の方から以上でございます。

○**新宮征一議長** 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○**大谷昭男教育委員長** お答え申し上げます。

中学校給食につきましては、これまでも議会の場で申しあげてきたところでございます。つまり、子供たちを取り巻く環境の変化が著しい今日、食は学校教育が目指すところの知育徳育体育の基礎となるものであって、次代を担う子供たちの豊かな人間性とたくましく生きる力をはぐくむためには、家庭、地域、学校がそれぞれ食育のあり方とその重要性を認識し、お互いに連携して実践していくことが強く求められています。特に、中学生という時期は精神的にも肉体的にも成長が著しい時期であり、また同時にそれは極めて不安定な時期でもございます。

このようなことから、この時期はさまざまな体験や人とののかかわりを通して多くのことを学び、生涯にわたって主体的に生きる力を身につけなければならない、そういう大切な時期だととらえております。とりわけ、子供たちの生活時間の大半を占めます家庭は、教育の原点でもございます。子供たちが安らぎを感じる家庭の中でさまざまな体験や触れ合う場を通して豊かな経験を積み、自立して主体的に、しかもたくましく生きる力、そういう力を養ってもらいたいと考えているところであります。

食育においても、すべての家庭において食の大切さを考え、それを実践し、豊かな食習慣を確立する中で子供たち、家族の食育を高めていくことが肝要であって、今後とも家庭、学校、地域それぞれが連携し合い、食の大切さを学び、食に関して体験する場や機会を広げていくことが重要であると考えております。

他市町において、中学校給食を実施していることに対する見解ということでございますけれども、本市においても中学校給食に対する要請がありましたが、これまでもさまざまな見地から検討を重ねてきたものでありますので、他市町の状況、対応についての見解を述べる考えはございません。

なお、教育振興計画策定段階での親子方式による給食等の提案はありませんでした。

次に、弁当販売あっせん事業の具体的内容ということについてお答え申し上げます。食育に対する考え方は先ほども申しあげましたとおりでございます。しかしながら、実際の学校生活を考えると、時にはさまざまな事情によって弁当を持ってくるできない状態になることも考えられます。そうした場合にあって、生徒が安心して学習できるようにするための一つの方策として考えたものであります。したがって、食育の推進と矛盾することはないと、このように考えております。

次に、業者選定についてお答え申し上げます。業者につきましては、中学生にふさわしい弁当を継続的に供給できる業者を選定してまいりたいと考えております。このため、昨年12月に参加希望業者を公募したところでございます。

公募の基準といたしましては、栄養、衛生管理面等で万全を期すために、まず飲食店営業の許可を保健所長から受けていること、次に栄養士が常勤していること、さらに厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルに適用していることとしたところでございます。その結果、4社から応募があり、現在各社の調理能力や業務実績、配送体制、衛生管理体制、さらには弁当の注文から販売、料金の回収方法等に至るまでのこの事業全般にわたる企画などについて、聞き取りを行いながら業者の選定作業を進めているところでございます。

献立につきましては業者が作成しますが、先ほども申しあげましたとおり、栄養価やバランス、食材の安全性についても十分に配慮した内容となるよう教育委員会がチェックしてまいります。また、学校、業者、教育委員会の三者による連絡調整会議を定期的に開催して、事業の円滑な推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、利用者数をどのように見込んでいるのかということでございますけれども、このことに関しての生徒や保護者に対する意向調査等は特に行っておりません。数の多少にかかわらず、実施する方向で検討しております。

このように教育委員会といたしましては、人間形成における食の重要性にかんがみ、食の大切さを学校、家庭、児童生徒により一層理解してもらうように努めてまいります。

以上でございます。

○**新宮征一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○**新宮征一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤陽子議員。

○**佐藤陽子議員** 第 1 問にお答えいただきましたので、第 2 問に移らせていただきたいと思います。

高齢者の生活実態調査とニーズの把握についてのお答えでは、民生児童委員あるいは市の関係者などによっても調査をしたり把握をしているというふうな答弁でございましたけれども、高齢者の人口は16年10月で1万607人というふうな数字でございましたけれども、この人たちを把握するというのは非常に難しいことだというふうに思います。民生児童委員の方たちも非常に熱心に回ってくださっているというふうに思いますけれども、やはり民生児童委員といえどもプライバシーなどの問題がありまして、なかなか今深く調査することができない、立ち入ることができないというような現状だというふうに思います。

やはり、そういったところは市のヘルパーですとか介護関係者、保健師、そういう方々が入っていく必要があるのだろうというふうに思いますけれども、行政にかかわる人たちがこの地域の見回りといいますか、調査といいますか、何名ぐらいかかわっていらっしゃるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、循環バス、足の確保についての答弁では、寒河江市は非常に地域的にも活動しやすい条件にあるところだから高齢者についても大丈夫だというような市長の答弁でありましたけれども、私たちのとった市民アンケートの中に非常に多くの書き込みがあるんですけれども、その中にこんな書き込みがありました。

周りを見ても高齢者ばかり。それに伴った対策が全然ない。買い物に行く。病院に行く。中心から外れたところに住んでいる人はタクシー以外に足がない。中の方まで入ってきてくれる低賃金のバスなどがあったら助かると思う。

このような書き込みがあるわけです。山間部に住んでいらっしゃる方、あるいは中心部の中でもちょっと中の方に入った方、そういう方にとってはバスが走っているところまで出てくるまでも非常に大変な状況なんですね。ですから、やっぱり小回りのきく循環バス、そういったものが望まれるというふうに思います。

以前は、市立病院の前を通っていく路線バスなどがありまして、そのバスに乗って市立病院まで来れたという方がいらしたわけですが、そういう路線バスなんかも廃止になったということで、病院通いをするにも大変不便になったということがあるわけです。

今、山形市とか中山町、それから河北町などでも循環バスを走らせていますね。これが非常に町民にとっては、高齢者ばかりでなくて運転できない方とか、足の確保ができない方にとってはそれが非常に役立っているということがあるわけです。ぜひ、これらのことを検討をしていただきたいというふうに思います。市長、その考えはございませんか。2 問でお尋ねをしたいと思います。

それから、紙おむつ支給についてはこの非課税10万未満の方から外れた方、そういう方にも今後対応していくという前向きの答弁があったわけですが、具体的にどのような内容になるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、家族介護の交流激励会、これは激励会だからそれにできるだけ参加をしてもらうように、こちら側からもいろいろ手だてをとって頑張っていくというふうな考えだったわけですが、以前には介護者の激励金というものがあつたんですけれども、これが廃止されて久しくなるわけですが、やっぱり家族で高齢者の方を自宅で、在宅で介護されているという方にとっては精神的な負担も非常に大きいわけですが、また勤めをやめて介護に当たらなければならないというような方もおりますし、ほかにうちの仕事なんかも犠牲にしながらそういう家族の介護に当たっているという方が非常に多いわけですね。ですから、そういう方たちへの激励金といいますか、これまでと同じようにというわけにはいかないと思いますけれども、こういう方たちの経済的な負担、そういったものに対しての支援といいますか、そういうことをぜひ考えていただけないかなというふうに思います。

それから、介護保険料、利用料の負担軽減についてですけれども、限度額以上を使った方については軽減措置があるからというように市長のお答えがありましたけれども、限度額といいましても、低所得 1 の方で1万5千円以上利用した方、あと低所得 2 の場合でも2万4,600円以上利用した方でない

とこの限度額以上の負担軽減には当たらないわけです。ですから、デイサービスなどを利用する方たち、そういう方たちは食費が非常に高くなりました。そういうことで、デイサービスの負担も大変だと言われている方がいるんです。こういう方へのほかの自治体なんかでは食事代の軽減をしているところがたくさんあります。ぜひ寒河江市でもそういうところを考慮していただきたいというふうに思いますが、改めて市長の見解を伺います。

それから、中学校給食についてですが、教育委員長の見解はこれまでと変わりはない見解でございました。でも、今実施をしている、あるいはこれから実施をしようという、検討している自治体でも、町長や教育委員会の考え方には必ずしも給食推進の考えばかりではないんですね。私としては給食は推進する考えではないんだというような教育長や教育委員長なんかの中にはいらっしゃるわけです。

しかし、住民の要望の強いものについては住民の意思を尊重して、どうすれば住民の要望にこたえられるか、どんな方法なら行政としても無理なく実施できるかということをいろいろ検討して実施の方向に踏み切っているわけです。教育委員会の考え方はこうだから、市民の声がどうあろうとも絶対だめだというのでは、やっぱり市民は納得しないと思います。こういうやり方を進めれば市民の信頼はなくなってしまうよね。ぜひ、これは個人的な考え、あるいは教育委員会の考えということで、それを上から押しつけるというのではなくて、どうすれば住民の要望にこたえられるかということを考えていくのが行政としての仕事ではないかというふうに思います。

また、県内12市が実施に踏み切っていることに対する見解は述べられないと教育委員長はおっしゃいましたけれども、今県内13市のほかにも町段階でももう実施をしていないところが少なくなりました。こういう状況を教育委員長はどのように考えていらっしゃるのか、どのように感じていらっしゃるのか、改めて伺いたいと思います。

それから、弁当販売方式についてですけれども、弁当の栄養面、献立、食材、そういうものに対するチェックは業者が献立を立てるのだと、そういうものを書類として提出してもらって、それを見て判断するというようなことだと思うんですけども、実際に現場に立ち入るとか、そういうことがなければ紙面だけのチェックではそれは適正なものかどうかというのを判断できないというふうに思うんですが、これについて現場への立入調査なんかはできるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、利用者は何名くらいかというのは今のところわからないと。しかし、数にかかわらず、それは実施していくというふうなお考えだったようですが……。

○**新宮征一議長** 残り時間10分を切りましたので、簡潔に願います。

○**佐藤陽子議員** じゃあ、ここで第2問といたします。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 高齢者の把握につきまして、何名という話でございますが、センターの職員が担当がこれにあげて頑張ってまいりたいと、このように思っております。

それから、バスの運行でございますが、これは第 1 問で答弁申しあげたところで御理解をいただきたいと、このように思っております。

それから、紙おむつでございますが、紙おむつの、所得によって支給制限しているというようなものは雪おろしとか、あるいははり・きゅうサービスとか、こういうのがあるわけでございます。今回の市民税の税率がフラット化したということで、税額が上がるということになります。そうしますと、サービスが受けられなくなるだろうと、このように思っておりますので、その税額の所得制限を改めようということでございます。

それから、激励会でございますが、これも県において金額の助成ということから、こういう支援事業に切りかえたということも私も記憶しておるわけでございますが、そういうことで 1 問に答弁申しあげましたとおり、なるべくこれに参加できるような状態をつくる、そして参加できるように働きかけをするというほかはないと、このように思っております、金額の支給は考えていないところでございます。

それから、保険料とサービスの利用料の減免関係の再度の御質問でございますが、これも第 1 問に答弁申したところで御理解いただきたいと、このように思います。

○**新宮征一議長** 教育委員長。

○**大谷昭男教育委員長** お答え申し上げます。

個人的な、あるいは教育委員会だけの考えなんじゃないかというふうなお話がありました。これは、12月の本会議の定例会でもお答え申し上げたとおり、教育振興計画を策定するプロセスの中でまとめ上げられてきた考えであります。繰り返しませんけれども、我々自分の、あるいは人の一生を考えてみた場合、中学生期、あるいは高校生、広く青春という時代が持つ特性というのは非常に大きく、また不安定な時期だと先ほども申しあげました。そういう時期に自分を見詰め、他者を理解し、社会性を身につけていく、そのために何がふさわしいのかと。最もふさわしい環境と体験の場をできるだけ多く、できるだけ豊かに残していきたい、さらに充実させてあげたい、こういう思いがこのたび策定いたしました教育振興計画全体を流れる基本的な考えの一つでございます。

私は話に聞いたんですけれども、ネーティブアメリカン、いわゆるアメリカの先住民族の知恵として残されている言葉に、子供たちは未来の社会からの預かり物だと。子供は未来の社会から我々が今預かっているんだと。その未来に対して私たちは責任を持って子供を返していくんだという子育て論があるそうであります。そういう意味で、私たちはその責務を果たしていく必要があるのではないか。この考え方を、あの教育振興計画の根底の一つに置かせてもらったところであります。

その他、弁当販売方式の想定される具体的な問題についての質問がございました。担当の方から答えます。よろしくお願いします。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

○**新宮征一議長** 学校教育課長。

○**熊谷英昭学校教育課長** 弁当販売方式の業者の現場への立ち入り等に関する質問かというふうに思いますけれども、今業者の選定作業をしておりますけれども、まずは食品衛生法なり、厚生労働省が示している大量調理施設衛生管理マニュアルをクリアした業者を公募して、4社の応募をいただいているところでありますので、その辺を十分踏まえながら食の安全性については使用食材のチェックも含めて、今後業者と詰めていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いします。
以上です。

○**新宮征一議長** 佐藤暘子議員。

○**佐藤暘子議員** 高齢者の実態調査についてですけれども、いろいろ手だてを尽くして調査をしているというふうに思いますけれども、私はもっともっと地域の中に入って行って、今新しい振興住宅なんかに行きますと、人とのかかわりが非常に希薄になっていて、どこにだれが住んでいるのか、どんな生活をしているのかということもわからなくなっているという状態だというふうに思うんです。ですから、いろいろな事件や事故とかそういうものが起こらないためにはやっぱりその地域との信頼関係を強めていく、そしてどんな悩み事を持っているのか、どんなことを要望しているのか、そういうことを知る必要があるというふうに思います。

私たち、昨年、議会の文教厚生委員会で横須賀市の地域包括支援センターの視察をしてまいりました。この横須賀市は、人口規模も予算規模も寒河江市とは比較にならないほど大きな都市なんですけれども、この地域包括支援センターは厚生労働省のモデルにもなるようなすばらしい活動をされているところでした。横須賀市には、以前地域にあった24の在宅介護支援センターをそのまま残して地域に密着した支援活動を続けているというようなことでした。

また、困った方に対する電話相談なんかも非常にうまく機能していて、権利の擁護とか虐待の防止とか、そういうものは県外からも電話での相談が来るというような状態だったんですけれども、やはり寒河江市にも在宅介護支援センター、今一つだけ残されているというふうに伺っておりますけれども、こういう在介センターのようなものを地域ごとに配置して小まめに回って、保健師さんとか看護師さんとか、これは退職した方でもいいというふうに思うんです。こういう人たちの力をかりて地域巡回をまめにして、そういう高齢者の実態を把握して、なるべく要求に見合うような活動をしていくということが必要だというふうに思いますが、この在介センターの配置についてどのように考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

それから、中学校給食についてです。教育委員長が教育振興計画に込められた理念というものを今おっしゃいましたけれども、それは非常に尊重いたします。けれども、給食を実施しないということとかかわりはないのではないのかというふうに思います。県内でももう12市が既に実施をしたり、または実施をしようという動きをしているわけですが、これはこういう給食をする学校の生徒がうまく育たない、給食を実施していないところがうまく育つ、そういうふうな区別はないわけですね。給食で子供たちがうまく育たないというのであれば、給食なんかもう実施しないわけです。(終了の合図)

○**新宮征一議長** 佐藤暘子議員の質問を打ち切ります。

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号12番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してある質問内容に共感と関心を寄せている多くの市民を代表して、以下市長に質問をいたします。

私は、今任期を限りに議員を引退をする予定をしております。健康上の理由でありますけれども、最後の一般質問となりますので、市長には真摯な答弁を期待したいと思います。

今議会の一般質問を行うに当たって、佐藤陽子議員も先ほど来述べておりましたし、松田議員もこのことに触れた質問を行ってございましたけれども、私たち日本共産党市議団は昨年12月に実施をした市民アンケートに寄せられた市民の意見をもとに今回はテーマをそれぞれ分担をして、質問内容を組み立て、通告をしております。アンケートに寄せられた市民の意見、提言は膨大な量になりました。この場でそのすべてを紹介するわけにはいきませんが、関心のある方は私たちが開設をしている市議団のホームページにほぼ全文を掲載しておりますので、ぜひアクセスをしてみたいと思います。

私たちが、ほぼ全世帯の市民を対象にしたアンケートを実施したのは、今市民が寒河江市政や議会に何を望み、何を求めているのか、その率直な意見を知りたいこと、そしてその内容をぜひ市政に反映をさせていきたいと考えたからであります。

以前、寒河江市は振興計画を策定するときや全市下水道に踏み切るときなど、市政の進むべき方向を決定づける場合や大きな決断を要する際は、市民の意向調査や意識調査、アンケート調査を実施したものであります。それが最近では、最近といっても約15年も前でありまして、中学校給食を実施することの是非について小中学生や父母、教師を対象にしたアンケートを教育委員会が実施して以降、ほとんどその種の意識調査はやられておりません。第4次振興計画の策定の際も、今回の第5次振興計画策定の際も、さらには昨年の教育振興計画策定の際も、また4年前の1市2町の合併協議会への参加の際も、それぞれ数回の説明会や懇談会などは実施したものの、市民全体を対象にした客観的な手法による市民の意向調査はやられずじまいでそのまま進められました。

こうした状況の中で、私たちは市民が現在の市政に何を求めているかを、客観的にきちんと把握すべきことを痛感しました。また、私たちはこの間の寒河江市の市政が大型投資事業を中心に進められ、年ごとに巨額の市債が累積していく一方で、医療や介護、福祉分野では市民の個人負担が強められ、生活関連の環境整備の予算が年ごとに削減されていく状況に危惧の念を抱いておりました。

佐藤陽子議員がさきに述べましたように、私たちが実施したアンケートには予想を超えて大変な反響がありました。ここ二、三年でああなたの暮らしはどうなったか、寒河江市に今特に重視して取り組んでほしいことは何かなど、九つの項目に選択回答する部分についてはグラフ化して集計結果を発表しています。それを見ると、市政の進むべき道について医療福祉の充実や生活道路の整備などを求める市民の意見は圧倒的多数であり、明確に一つの方向性を示していると思います。

また、アンケートの中の自由に意見を書いてもらう四つの設問には、多くの方が実に率直に多彩な意見を書き込んで投函していただきました。これらアンケート結果については、市長にも目を通してもらうよう要請しておりますので、そのことを前提にして伺いたいと思います。

一つは、このアンケートに示された市民の市政に対する意見、提言、要望などについて市長はどう受けとめるか、見解を伺いたいと思います。

次に、それとの関連で、12月議会での一般質問と一部重複をしますが、改めて伺いたいことがあります。寒河江市は累積した市債の償還のために、普通会計だけで今後7年間にわたって毎年25億円前後の多額のお金の返済を続けていくことになっております。予算規模としては、今から15年前の水準まで後退をしている中で投資的事業のための借り入れも、以前は20億から30億と気前よく行っていたのですが、今後は数億円台の借り入れで推移することになるようであります。そして、借入金の返済財源には、その大半を一般財源の中から充当していかなくてはなりません。このことが市の執行予算に及ぼす影響は深刻なものがあります。市民生活関連の予算も削減されているし、投資的事業

も新規事業にはほとんど取り組めないというのが実態ではないでしょうか。

市長は、こうなった原因について、寒河江市の将来の発展のための基盤づくりのために先に投資した結果であるということと、バブルの崩壊、政府の三位一体の改革による交付税の削減が財政危機の背景にあると答弁しています。しかし、市税収入と交付税収入を財源の基本とするべき自治体財政の運営を、巨額の借金を重ねて投資的事業を推進してきた結果、深刻な財政危機を招き、市民生活関連の予算にまで削減の手を加え、借入金返済に回さなければならなくなった責任を明らかにしなければならないと考えます。行政の最高責任者として市長はそのことについて少しの反省の気持ちもないのか、改めて伺いたいと思います。

さらに、12月議会で市長は実質公債費比率が18パーセントを超えている寒河江市は、今後2月までに公債費適正化計画を作成すると答弁しておりますが、その内容はどうなっているのか伺いたいと思います。

市長も読まれて驚かれたと思いますが、アンケートに書き込まれた市民の意見の多くが、市政に対する不満や批判的なものでありました。特に、市民の意見が届かないと答えている市民が多いことに注目する必要があると思います。

また、花咲かフェアについては適正な入場料金をいただいて開催するべきという意見が圧倒的に多かったし、最上川緑地整備事業のうち、カヌー場建設へはその建設自体を疑問と考える市民が多かったです。

また、私たちも予期しなかったことでありますけれども、駅前開発のうち、神輿会館についてその意義を問う意見と、ほとんど活用がなされていないことへの批判が多くありました。こうした意見が多く出たことを市長はどう受けとめるか、伺いたいと思います。

私は、合併協議が行われた際にも、市民の意向調査を実施すべきだとたびたび市長に提案した記憶があります。このときも市長はその必要はない、市民は合併を支持していると言い、意向調査は行われませんでした。市民の意向調査を行った上で、圧倒的多数が市長の言うように、合併に前向きだったのであれば、西川町や朝日町の住民の寒河江市に対する見方も変わったかもしれないと思うと、大変残念なことでありました。何か大事な事柄や市民生活に大きな影響をもたらすようなことを決める場合には、地方自治の原点に立って広く市民に意見を聞く、声に耳を傾けるという姿勢が、首長や執行部のひとりよがりや市民との意識のずれを防ぐ最大の方法だと考えます。

今、佐藤暘子議員から指摘されましたように、中学校給食問題での当局の対応は、父母を中心に行政不信を引き起こしています。何を言っても通じないというのは家庭での親子関係などに例えてみるとよくわかります。子供は親の言うことを信じなくなります。アンケートに給食問題での寒河江市の対応を見て、他自治体への転出も考えるという書き込みがありました。これはわずかな意見でありましたけれども、軽く見ることはできません。

佐藤市長には、4万3千市民の代表者であることを自覚し、改めて民主主義の原点である住民自治の原点に立ち返って、民意を軽視することなく、常に市民の意見を聞くという立場を貫くべきことを強く求めて、第1問といたしたいと思います。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○**新宮征一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** お答えいたします。

御質問の市民アンケートは、日本共産党寒河江市議団が実施したものでございまして、どういった方にどのような方法で配布したのかは、私の方ではわからないところでございます。

市民アンケートに書かれた市政に対する意見、見方をどう考えるかというような質問がございましたが、一人一人の考えにはさまざまな考え方もありますし、いろいろな見方もあるなど。市に対して、そしてまたいろいろな御意見が寄せられたのではないかなと、このように思っております。

私は、まちづくりやプロジェクト事業等、市政について大方の市民の方から御賛同いただいて施策を実施しておりますが、回答された方の中には市政に対して御理解をいただけない方もおられたのかなとも思っているところでございます。

共産党市議団が実施した市民アンケートを見ますと、常日ごろから共産党市議団から出されている要望事項とほとんど同じように思われますし、アンケートの調査方法によると思いますが、市議団とほぼ似通った結果になったものと思っております。

これまで何度も申しあげましたが、私は市民の皆さんとの対話を重視し、市民の声に耳を傾け、まちづくりに取り組んでおり、市民の御意見や御要望を市政に取り入れてまいりました。また、各種団体やそれぞれの地域、町会長など市民の意見や要望等をお聞きしながら、必要性、緊急性というものを熟慮し、厳選に厳選を重ね、総合的な視点に立って事業に取り組んでいるところであります。

新第 3 次寒河江市振興計画から第 4 次振興計画、そしてこのたびの第 5 次振興計画を作成してまいりましたが、この際も市民の方や各種団体の方などから多くの御意見を伺うとともに、振興審議会等を開催してきております。新第 3 次振興計画では、情報に強いカラフルな都市（まち）を目指し、県内陸部の中核都市として着実に発展を遂げ、第 4 次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市として市民一人一人に参加していただきながら、花と緑、せせらぎで彩るまちづくりを行ってまいりました。

また、高速交通網の要衝である地域特性を生かし、定住と交流を促進するため、中心市街地活性化対策を初め、市民生活に直結する土地区画整理事業や道路網の整備、生活環境改善のための公共下水道事業、市内小中学校の施設整備、中央工業団地への企業誘致による雇用の確保、さらに保健、医療、福祉、介護を連携した市民への福祉施策など、積極的に取り組んでまいりました。現在、第 5 次振興計画では、歴史と文化の織りなす気品たどよう美しい都市（まち）の具現化に向け、今よりもなお未来を美しく豊かに、そして元気なまちにしていかなければならないと思っております。

これまで、市民の皆さんからの率直な御意見を市政に生かしながら、御理解と御協力をいただき、だからこそさまざまなプロジェクト事業やイベントなどを実施し、まちづくりを行ってきたからこそ、現在の発展した姿があると思っております。

さきの市政運営の要旨においても述べておりますが、フラワーロードにつきましてはグラウンドワーク活動を始める以前から市民の皆さんのお力をおかりしながら実施してきたものでございまして、寒河江を代表する景観になっており、ことしで 20 年を迎えることとなります。花咲かフェアは本市のシンボルイベントとして第 5 回目という節目を数え、花と緑、せせらぎで彩るまちづくりそのものであります。観客のにぎわいと活気、担ぎ手の熱気が交わる神輿の祭典が 25 回目となり、新しくなった寒河江駅前においてことしも開催されます。百年の大計として取り組んできた寒河江駅前中心市街地整備を初め、花咲かフェアや神輿の祭典、フラワーロードなど、寒河江のシンボルであり、これまで取り組んできたさまざまな事業によって今の寒河江市の発展の基盤が築かれてきたものと思っておりますし、必要性が高いことから現在も事業に着手しているわけであります。

今後も市民の皆様の率直な御意見を市政に生かし、さまざまな事業やイベントを実施しながら将来の寒河江市の姿を描いていかなければならないと思っております。

それから、起債についての何点かのお尋ねがございました。平成 18 年度における単年度の公債費は、一般会計で約 25 億 4,000 万円となっております。この中の主なものは、ハートフルセンターを初めとする福祉施設整備が約 2 億 5,000 万円、駅前中心市街地整備が約 4 億 1,000 万円、醍醐小学校建設等の教育施設整備が約 5 億 3,000 万円、道路網の整備などが約 5 億 4,000 万円であります。

これまでの事業への取り組みとしましては、美しい町並みの形成に向けた駅前中心市街地整備事業を初めとした土地地区画整理事業や街なみ環境整備事業、快適な環境を創出するための下水道整備、町の活性化につながるチェリーランドやチェリークアパーク整備など、そして市民生活に密着した道路網の整備、ハートフルセンターに代表される市民の健康福祉のための施設の整備、醍醐小学校や図書館などの教育施設の整備などであり、これらの事業に市債を活用してきたところであります。

これらの市債によって整備された施設は、市民生活の中において十分かつ有効に活用されており、また次世代にも受け継がれていく貴重な財産であり、いわば生きた借金とも言うべきものであります。

平成19年度の公債費は約25億5,000万円と、今年度よりもわずかに増加しますが、平成19年度がピークであり、これを境に順次減少していく見通しであります。また、利率が高い3パーセントを超える銀行等引受債の繰上償還を進めるとともに、政府資金につきましても保証金なしでの借りかえ制度を活用して、可能な限り償還額の減少に努めてまいります。ちなみに、18年度の繰上償還は3.68パーセントと、3.34パーセントの銀行等引受債を合わせて5,167万8千円を予定しております。今後はさらに、事業の厳選と起債借り入れの抑制により公債費を着実に減らし、限られた財源の中で市民のためのまちづくりを実践していくことになります。

次に、公債費の負担適正化計画のことでございますが、これは地方債の許可団体となる実質公債費比率18パーセント以上の自治体が、早期に協議団体に移行できるように、実質公債費負担の適正化に向けた取り組みを着実に推進していく必要から策定するものでございます。

本市においては、一般会計などでの社会資本整備のほか、西村山広域行政事務組合に対する分担金などが影響し、平成17年度決算においての実質公債費比率は21.8パーセントとなっております。このため、計画年度を10年と定め、徹底した事業の見直しと新規事業の抑制、繰上償還などの実施により、公債費が減少していく計画を現在策定中でございます。

実質公債費比率を下げる具体的な方策としましては、新規発行債を抑制するために一般会計の年間起債発行の上限を平成19年度、平成20年度は2億円、その後は1億5,000万円に設定し、適正な起債管理を行ってまいります。これらの方策により、計画最終年度決算時には、実質公債費比率は確実に18パーセントを下回ることになります。

それから、予算配分についても述べられておりました。本市財政は税収の低下傾向に歯どめがかかったものの、大幅な伸びは期待できず、交付税は年々減少し、また少子化の進行、社会保障給付費の増加などにより、厳しい財政運営はまだまだ続くものと思っております。

このような限られた財源の中での予算となりますと、これまでも申しあげてきましたように、将来の見きわめ、それからチャンスとタイミング、市民のニーズ、時代のニーズ、これらというものをよく勘案し、活力あるまちづくりや町の活性化に、そしてより効果のある事業に配分することが重要であると考えております。

このため、平成19年度においては、将来に向けた都市基盤づくりとしての木の下地区土地地区画整理事業や下釜山岸線などの道路整備事業への取り組み、そして農業、工業、商業、観光の振興、健康で安心して暮らせるための福祉の向上、さらに将来を担う子供たちの教育の推進など、取り組まなければならない事業は幅広くあるわけですが、新たに特定不妊治療費助成事業や障害者相談事業などの福祉関連事業や、いのちと心を育む学校づくりや読書の盛んな学校づくりなどの教育関連事業を立ち上げ、また市民みずから行う歴史、文化に係る諸活動を支援する歴史文化ふるさと回帰事業を創設するなど、より市民生活に密着した事業に予算を配分したところであります。

いずれにしましても、予算配分に当たりましては、昨年策定した第5次振興計画の実施計画、そして財政の健全性の維持につながる行財政改革大綱の実施計画、これらを実実に実施することを基本に、市民サービス、市の発展、地域の活性化につながる事業を総合的に判断し、バランスのとれたものとしていくことが大事と考えております。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 私たちが実施をした市民アンケートは、その内容についても相当吟味をして内容的にも偏らないようにということで、相当な配慮をしながら作成されたものであります。ただ、今、大きな焦点になっている中学校給食についての市民の意見を求めるとか、寒河江独特の課題が当然この中には入っておりまして、それは当たり前のことだと私たちは考えて、この設問項目の中に入れたわけでありまして。少なくともその設問の回答については極めて公平に書けるようになっておりまして、何か特別な意図を持ってつくられたアンケートというものではありません。

さらに、どのような手法で配られたかわからないというふうな話でありましたけれども、これについても明らかにしておりますが、多くの市民の皆さんから協力を得て、ほぼ全戸に手配りをしたわけでありまして。1軒1軒ポストに入れたり、訪ねて行って記入をお願いしたりというようなやり方をとったわけでありまして。ただ、部分的に遠隔地のところでは配布にならなかった地域もありますけれども、基本的には全戸に配ったというふうに私たちは自負しております。

この回答ですけれども、これは全部郵送であります。封筒に受取人払いの封書に住所を書いて投函していただくと。私たちが既に書いて投函さえすればいいというようなやり方をしたのでありまして、これについても格別の誘導的なことはやらなかったわけでありまして。

ですから、ここであらわされた市民の意見というのは、極めて客観性があり公平性があるというふうに私たちは考えています。その内容も実に多彩でありまして、私は共産党を支持しないと、けれども、中学校給食はやってほしいと思っているとか、そういう書き込みが無数にあるわけですね。ですから、決して特定の政党がやったものだから回答が偏っているなどというふうに私たちは考えませんでした。

ですから、これは私たちだけが私しておくものではなくて、全文を市民に公開すべきだと、お返しすべきだというふうに考えて、一つはホームページで公開した。それから、その主な内容について、これまた全戸に配布をいたしました。アンケートの結果について配布をいたしました。当然、その中から私たちが市民の大多数の意見として考えられるものについては、これは市政にも要望しなければいけないということで1月の25日、市長はいなかったので助役に直接その主な項目を列挙した内容について、手渡しをしてお話をしております。

そういう手続を踏んだものでありまして、決して特定のものの、あるいは偏ったものというふうには考えておりませんし、市民の公平な大方の平均的な意見が出されたというふうに見ているものであります。そこはぜひ理解していただきたいなというふうに思います。

それから、その中でやっぱりあるのは、今の市政をどう見るかという設問に対する答えが非常に大きな関心を私たちは持ったわけでありまして、これは見解の相違というふうには言い切れないものがあるというふうに思います。意見が通らない、あるいは不満だというのが大体8割を占めているわけです、回答者の。その回答した人の中にきちんと自分の住所と氏名を書いてよこした人も100人ほどいました。それだけ自分の意見に責任を持って投函をした方がいたということでありまして、それは私たちは公開できませんけれども、少なくとも共産党の支持者や共産党の周りにいる人たちではありませんでした。そういう人たちもきちっと自分の姓名を名乗ってアンケートに回答するというような方もいたということを考えれば、これはやっぱり決しておろそかにはできないというふうに思っています。

そうしたものであるからこそ、私たちはこうやって3人も同じようなテーマで、市長に質問することによって踏み切ったのはそういう理由があったからであります。そこはやっぱり重く受けとめていただきたいというふうに思います。

そして、市長はいろんな策定をする場合に、各種団体の意見を聴取したり、審議会や検討委員会を立ち上げて意見を聞いているんだというようなことを言いました。これはこれまでもそのようなことを言ってきたわけでありまして、それはやっぱり選ばれた人たちであります。広く市民全体に問いかけるということではなくて、いわば各界の代表者、あるいは市長のめがねにかなった人たちを指名して審議員になってもらったり、検討委員に就任してもらったりして意見を聞くというようなことをやったということだけでありまして、その底辺の4万3千市民の大多数の意見を聴取するような、

くみ上げるような仕組み、からくりはとってこなかったのがこの間の佐藤市政の最大の問題点でなかったかというふうに私は思っているわけであります。

そういう意味では、今回のきょうの私の質問の最大の眼目がそこにあるわけでありまして、やっぱり今からでも遅くありませんので、いろんなものを洗い直してみる、あるいは施策について問いかけてみると、市民にですね。そういうことをやる必要があるのではないかというふうに、私は提案をしたいわけであります。

花咲かフェアにしても、神輿の祭典にしても、市長はいろんなことをおっしゃいました。これは私たちの意見ではないんです。市民がこのアンケートに書いてきた意見を言っているわけでありまして、特に花咲かについては賛成だという方もたくさんいましたけれども、その人たちも多くが無料はないだろうと、これは率直に書いてるわけですね。それも議会で、私たちだけでなく緑政会の議員も同じようなことを取り上げたことが過去にあります。それでも市長はそれはしないということを言ってそのまま続けてきているわけでありますけれども、それにかかる経費を考えますと、やっぱり少しは参加者からお金をいただくべきでないかというふうな意見が圧倒的に多かったということを、やっぱり市長はもっと謙虚に受けとめるべきでないかと、私はそれを言いたいわけであります。

私個人の意見ではないということ、市民の意見であるということをやっぱり市長は重く受けとめるべきだと。いつまで続くかわかりませんが、実施計画は今後3年間も予算規模は縮小しながらも開催するというような計画のようでありまして、いずれかの時期に無料にはしないで有料にするぐらいの気持ちを持つべきだと、これが市民の意見だということを言いたいというふうに私は思います。

それから、後で佐竹議員も質問の中に通告してあるようでありますけれども、最上川緑地、これは運動公園等については私たちは何も問題はないと思いますが、事実上の最大のお金をつぎ込んでやられているのが、予算の大部分を使ってやられているのが、あそこにカヌー場をつくるということでありまして。これは、市の持ち出しがそんなにないからいいんじゃないかとかという人もいます。でも、これは国の予算も使ってやる一大事業でありまして、いわば税金がどのように使われているかということを検証するような施設でもあります。むだなのか、むだでないのか、あるいは市民にとって役に立つのか立たないのかという面からの検証を加えなければいけないというふうに思いますけれども、これについても市民の多くの皆さんが懐疑的でありました。やっぱり説得力がないわけですね。当局の説明が。これは給食問題についても同じようなことが言えますけれども、やっぱり市民の大多数が望んでいることをやるべきだし、市民が、大多数がやるべきでないと言っているものについては、大胆にメスを入れていくべきだというふうに思いますけれども、そこら辺のいわば制御がきかない状態が今の寒河江市政ではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひそこら辺の視点からの市政の自己分析を市長には謙虚にお願いをしたいというふうに思います。

私は、先ほど言いましたように、これで議会の任期を終えるつもりですけれども、28年間市政に携わって眺めてきて、そして一緒に市民の皆さんと汗を流してさまざまなことに取り組んできましたけれども、そうやって連綿と受け継がれていく寒河江市政が、今後誤りなく前進を遂げられるように非常に念じておりますけれども、そういう意味でも佐藤市政が今後どのぐらい続くかわかりませんが、後継にきちんとした形で引き継がれるような終わり方をすべきでないかという面でも、この問題についてはおろそかにはできないというふうに思いますので、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 アンケートを通して、市民の御意見やら要望やらを聞くということもそれも私は否定しておりませんし、大切なことだろうと、このように思っておりますが、こういうアンケートの場合、あるいはだれを対象者にしてアンケートをいただくかと、こういうことになりますと、情報の流し方、それからアンケートのリードの仕方と、こういうのがやっぱり問題になるのかなと、このように思っております。

やはり、知らないでおりますと、行政が何をやっているのかということ余りわかりませんと、なぜこういうことをやっているのかと、あるいはやらないのかというようなことがわからないままに一方的なお話などを聞いて、それにリードされていくというようなこともなきにしも私はあると、このように思っておりますし、あるいはまた、すべてが行政の責任で行わなくちゃならないんだというような考え方になっていくというようなことは慎まなくちゃならないんだと、このように思っております。

そういうことで、一つあるのが花咲かフェアの無料の問題でございすけれども、これまでも何回となく、なぜ有料にしないのかというようなことは申しあげておるところでございす。少なくとも、あそこにさくを設ける、あるいはもぎ取りの場所をする、自動販売券をつくる、あるいは便所をつくる、または駐車場を責任を持って考えなくちゃならないと、こういうことをしなければいけないわけでございまして、これが緑化フェアのときにそういうのは約 1 億円ほどかかっておったと思っておりますけれども、それこれを考えにすれば大変な経費倒れになると。

これは全国的なイベントならばまだしも、寒河江市独自ですということになりますれば、そういう費用よりもやはりみんなに来てもらって、さくらんぼの時期、花を緑を見てもらうことによるその効果というものは非常に私は大きいかなと、このように何遍もこれまでも申しあげたところでございまして、入場料 100 円もしもちょうだいするにしましても大変な、それに附帯するところの経費がかかるんでございまして、そういうところをおわかりにならないで、ただ 28 万 8,000 人来たから入場料取った方がいいんでないかと、こういうように短絡的に考えられますと、これは困っておりますので、そういうことは情報の流し方、あるいは一方的な発言でリードされるということの危険だなと、私はこのように思っておりますところでございす。

また、せっかくそのグリーン基金というようなものを花咲かフェアのところに設けてありますので、そういうものでしたならば皆さんのお気持ちという、志というものをグリーン基金の方に投げ入れて、大変見せてもらってよかったということの感謝の気持ちも含めてお入れくだされば、これは幾らかでも花咲かフェアの財源となるわけでございすので、そしてまたグラウンドワークなりボランティア活動で大変花咲かフェアは成り立っているということを、これもお考えにならなければならぬものだ。

すべて行政が金を出して、予算の中でやるということじゃなくて今までも来ておりますし、今後はなおそれに期待して市民のお力添えを、いろいろ団体の協力をちょうだいしてやっていこうという考え方でおりますし、それができるのは寒河江だけだと、このように思っておるわけでございすので、すぐ入場料と、こういうように考えられては、もっと少し先をお読みになって考えていただきたいと、こういうことでございまして、ですから、なぜしないのか、あるいはなぜやらないのかというようなことをもう少し御理解をいただきたいものだ、このようなことを私は申しあげたいと思っております。

それから、議員からのこれからの佐藤市政に対するところの御意見としましてのアンケートというものをとられてはと、こういうようなお話でございすけれども、心して受けとめていきたいと思っておりますし、アンケートばかりでなくて、先ほども申しあげましたように、あらゆる会合で、いわゆる顔の見えるお互いが意見を直接出し合う場での交換というものを通してここまで来ておるわけでございすので、それを御理解いただきたいなと、このように思います。

それから、カヌーはむだだと、こういう一言で片づけられておりますけれども、どうしてああいふ多目的な水面広場、いわゆる最上川寒河江緑地というものを構想して計画して、今工事を施工しているというようなことにつきましては、それにつきましても十分な御理解を得られていないのじやなか

ろうかなと、このように思っております。今あそこが最上川ふるさと総合公園なり、あるいはクアパークの民活エリアと、こういうことと一体となりまして、そしてあれをスポーツレクリエーションの基地ということをしていこうと、そういう一環のものでありますし、最上川の景観なり、あるいは周辺の風景等々を十分に生かしたところの場所にしていきたいと、このように思っておるわけでございます。

県でつくっていただいたところのスケートボード、ああいう一つ取り上げましても全国からお客様がいらして、若者が来るようになってきておりますが、そういうものと連携しながら、カヌーにしましても、あるいはボートにしましても、市民の憩いの場あるいは市民の遊べる場ということでの大きな構想のもとにやっておるわけでございます。その辺は御理解いただきたいものだなと、こう思っております。

何にしましても、こういう起債事業にいたしましても大規模な事業というものは、先ほども申しあげましたように将来の目先だけの問題じゃなくて、将来の寒河江をどうするかということを指してチャンス、そしてタイミングというものを見て、そして起債事業もやりましたし、あるいは単独事業でそれを整備してきたところでございまして、借金するとすぐ借金を悪者にするような口ぶりに聞こえますけれども、やっぱりいかにこれまでの事業の中でそれが寒河江市の生きた資産として、あるいは財産として将来のために寒河江の発展に存在するかというようなことは御理解いただけるのじゃないかなと、このように思っております。

ですから、起債事業、借金額がどうと、すぐ償還額がどうのと言われますけれども、それはこれまでの適債事業として市の発展につながる事業としての起債でございまして、それは今におきましても生きておるわけでございますし、生きた財産になっておりますし、また将来の寒河江市にとりましても市民の幸せにとりましても、それが必要な財産だと私はこのように思っておりますし、19年度が償還額の最高額になろうかなと思いますけれども、やっぱりこれは前に大きな事業をやった起債が今償還期限に来てると、そういうことであって、それはおわかりになるかと思っておりますけれども、ですからこそ、これらをいかに生かしていくかということが大切なんだろうと、このように思っておるところでございます。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員、残り時間が少ないので……。

○遠藤聖作議員 そうですね。

なかなかかみ合わないですけれども、これはずっと前からこの議論は市長とは私やってきて、最後の総仕上げかなというふうに思って、また今回取り上げたんですけれども、結局市長が就任したときの寒河江市の財政構造というのは、大体起債額は一般会計予算の1.5倍ぐらいだったんですね。今はどうなっているかと。もう倍以上になって、総会計でいいますと3倍近い借金になっているわけでありまして、私は借金そのものがだめだということではなくて、節度ある、いわゆる他の福祉事業とか、あるいは市民生活関連の生活環境整備事業とかに悪影響を与えないようなやり方で投資的事業も展開するべきでないかということは繰り返し言ってきたので、市長は百も承知でいつも借金借金って遠藤議員は言うというふうに言っているのかなと思いますけれども、実はそうではないということを理解いただきたい。改めて理解いただきたいというふうに思っています。

花咲かフェアについては、市長、アンケートもう1回よく読みかえしていただきたいと思います。いわば3,000万、市職員のボランティア派遣事業、いわゆる出資というふうに資金提供というふうに考えればもっと多くなりますけれども、市の予算を使って花咲かフェアをやっているわけでありまして、まるっきりボランティアでやっているのであれば、それは無料でも構わないわけでありまして、市民のいわば批判の眼目はそこにあったわけです。

つまり、公金を数千万つぎ込んで無料でやるというのはおかしいんじゃないかと。それで、市長はよく言う徴収するための経費もかかる、いわゆるコストがかかるというふうに言ってますけれども、それこそボランティアでやればいいんじゃないかというふうに思います。さくまでつくって、ほかから出入りできないようにする必要があるなんてことも前に言ったような記憶ありますけれども、そんなことまでしなくたって、ちゃんと入り口で入場料をいただくというふうな、それも全部ボランティアでやるというふうにやればお金はかからないわけでありまして、要は考え方、進め方でありまして、何も四角四面に考えずにもっと率直に参加者に訴えればいいんじゃないかと。そういう意味で市民は非常に敏感にそういうところを見抜いて言っているんでありまして、もう少し謙虚な学び方、市民の意見に対する謙虚な姿勢というのが、こうと決めたら絶対動かないというのがやっぱり市長のいい面でもあり悪い面でもあるわけですから、もう少し柔軟な対応を望みたいというふうに思います。

カヌー場も全く同じでありまして……。時間が……。そういう意味ではぜひ謙虚さ、それから物事に対する総合的な目で見ていただきたいということ。もう一つは取り巻きといいますか、そういう人たちの意見ばかりでなくて、広く市民の意見に耳を傾けるというような姿勢を保っていただきたいということを私は心から思います。

なぜなら、市長は個人でありまして、4万3千市民のいわば代表なんですね。同時に4万3千市民の幸せも不幸も全部背負っている人なんです。そういう意味では、市長の一挙手一投足がやっぱり問われるし、注目もされているわけでありまして、大変御高齢でおつらい任務だと思いますけれども、最後までそういう姿勢を堅持して、市政執行に当たっていただき、市長という職務を全うしていただきたいなということを心からお願いをして私の質問を終わります。以上です。

○**新宮征一議長** 佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** ここまで、遠藤議員には御苦労さまでございました。病気を押して通院なされるというのは大変だったと思っておりますが、私も今御高齢と、こう言われましたけれども、年には関係ございません。やる気と気持ちとそれから精神力と信念でございまして、その辺は誤解なく見ていただきたいなど、こう思っております。

それから、聞きづらいのは取り巻き連の御意見だけをお聞きしてと、こういうことを言われましたけれども、それは私は撤回してもらいたいですね。何も今、私がここまで22年やってきましたけれども、そういう方々はおりませんし、その御意見を聞いたというようなことはございませんから、これは御認識を改めていただきたいなど、このように思っております。

それから、このアンケートの中にフラワーロードを廃止しろと、こういうようなこともありました。私もこのアンケートの結果はつぶさに見せてもらいましたけれども、フラワーロードも廃止せよと、こういう御意見には私は全くがっかりしました。山形県はもちろん、全国的にこの寒河江のフラワーロードというのはまさにシンボルでございまして、あそこを、国道112号を通った方にとりましては全く心をいやされるきれいな美しいものだったと思っております。それをどういう理由でやめた方がいいとおっしゃるのか、その辺がわかりませんが、大変私はがっかりしたと。

ですから、どのようにして、先ほども申しあげましたけれども、フラワーロードをやり、花咲かフェアをやり、神輿をやると、こういうことでそれが市民の力で、市民の担ぎ上げる努力でやられておるといふことと、それがいかに寒河江の産業経済分野、観光の分野に大きく貢献して相乗効果を生んでおるかということをおわかりにならない、御理解いただけるのではないのかなということございまして、そういうことでございますので、私の申しあげることもどうかお聞き願いたいと思います。

佐竹敬一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号13番、14番について、19番佐竹敬一議員。

〔19番 佐竹敬一議員 登壇〕

○佐竹敬一議員 私もさっきの遠藤議員と同様に、今回をもって議員を勇退することにいたしました。光陰矢のごとし。振り返ってみれば、はや20年間の歳月も流れ、長くもあり、短くもあり、大変充実感のある議員生活を送らせていただきました。

この20年間、行政の果たす役割とその使命を見詰めてまいりました。寒河江市は、西郡の中核都市にふさわしい風格のあるバランスのよく、確実に発展を遂げてきたことは市民の皆さんが認めるところであります。こうした発展には、市長のすぐれた行政手腕と決断力が功を奏したものだと思います。

ここで、20年を振り返り、私の印象に残った主な事業施行と完成された数多くの中からほんの一部を取り上げ、寒河江市の発展基盤となっているものを挙げてみたいと思います。

昭和63年6月には、さくらんぼが縁でトルコ共和国ギレスン市と姉妹都市締結がありました。同年10月には、寒河江バイパスの全面開通と、産業経済的な面で待望視されていた山形自動車道寒河江山形間の開通があり、平成2年には市立病院の増築と神奈川県寒川町との姉妹都市の締結がありました。また、同年10月には、寒河江川橋のかけかえが完成した年でもあり、そして3年には市立図書館の新築オープンがありました。以来、多くの市民に利用されているようであります。

平成4年5月には、チェリーランドの全面オープン。日本一さくらんぼの里寒河江の情報発信基地として、非常に重要な役割を担う必要不可欠な拠点施設として多くの観光客に利用されている現状であります。同年9月には、高瀬大橋の完成、開通式が行われた年であります。5年には、高松小学校、白岩小学校の屋内運動場の改装完成し、6年には二の堰親水公園の完成がありました。8年には、総合福祉センター、ハートフルセンターのオープン、そして寒河江サービスエリア、フローラさがえなどオープンしたのであります。駅前中心市街地整備の起工式、そして13年にはJR左沢線の駅舎の移転が始まった年であります。

この駅舎移転は、大変に困難な事業であると言われていた事業でございます。市長の新しいまちづくりにかける熱い情熱によって移転が可能になったのであります。心から深甚なる敬意を表したいと思います。平成14年には、第19回全国都市緑化山形フェアがふるさと総合公園で開催され、秋篠宮殿下と同妃殿下が来寒され、記念植樹をなされるなど、県内外から多くの来観者を迎え、58日間にわたる全国最大規模の花と緑の祭典が行われ、歴史に残る大きなイベントでありました。

また、教育関係については、三泉小学校や醍醐小学校の新築移転、中学校の大規模改修工事など教育環境整備を図り、21世紀を担う人材の育成のため重要な事業が行われてまいりました。今後とも安心して学べる施設の整備、教育環境の充実を図り、新しい時代を切り開く人材づくりを目指して頑張っていただきたいと願っております。

また、本市は花、緑、せせらぎのまちづくりが県内外から高く評価され、平成4年には花の国際コンクールで寒河江のバラが世界一に輝き、その後フラワーロード全国花いっぱいコンクールでは自治大臣賞、花のまちづくりで農林大臣賞、緑化推進では内閣総理大臣賞、花と緑の国際コンペでは銀賞、フラワーロード推進協議会が国土交通大臣表彰されるなど、まさしく花と緑のせせらぎのまちづくりにふさわしい数多くの賞に輝いたのは市民の誇りとするところであります。今後とも、花と緑の豊かなまちづくりを進め、心に潤いと安らぎの実感できるまちづくりを願うものであります。

また、佐藤市長のもとで数多く行われた事業の中からほんの一部を挙げてみましたが、どの事業も今後の寒河江市の発展の基盤となるもので、高く評価されるものだと思っております。

これより、質問に入らせていただきたいと思います。平成15年から始まった花咲かフェアINさがえも5年目を迎えました。多くのボランティアと市民の協力に支えられ、立派な花咲かフェアが行われてまいりましたことに敬意を表したい。先般示されました実施計画19年度から21年度のローリングによりますと、花咲かフェアINさがえの事業予算が20年から大幅減額になっておりますが、今後どのような規模で実施される計画なのか、お伺いいたします。

また、寒河江市は日本一さくらんぼの里を全国に発信し、多くの観光客が訪れるようになりました。

しかし、近年は個人客が減少傾向にあり、団体客は日帰りコースが多く、観光業者の話によりますと、日帰りで安い料金の方が客が集めやすい、しかし利潤が上がらないとのこと。客を満足させるには何かが足りない、そこで花咲かフェアは大変魅力があるとのことでした。今後花咲かフェアとさくらんぼ観光をセットにし、観光客の誘致を図るべきと考えております。寒河江の観光の振興を進めるべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、最上川緑地公園についてお伺いいたします。緑地公園は私が議員になったころから南部地区グラウンドとして利用されてまいりました。しかし、グラウンドとは名ばかりで雑草が生え、催しがあるたびに体協の役員の方々は大変な苦勞をしなければならず、何とかしてほしいとの要望があり、南部地区民の署名簿を添えて陳情したのであります。現在は市当局の計らいによって、多目的水面広場、グラウンド、芝生広場など計画されており、計画どおり進行されますことを期待しているところであります。

この広大な場所を今後、野外総合スポーツ公園として活用できるように長期にわたって整備を図り、クアパークと一体化した活用方法などを検討する価値があると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、近年、高齢者が団塊の時代を迎え、一段と高齢化が進む中、健康づくりに気配りされる人が大変多く見受けられます。ジョギングをする人、早足で歩く人、グラウンドゴルフをする人、ラージボールをする人、バドミントンをする人、それぞれ健康づくりに懸命であります。また、近年はパークゴルフをされる方々も多くなってきました。そこで、提案ですが、緑地公園の河川沿岸沿いにパークゴルフ場認定コースをつくり、公園の充実化を図っていただきたいと思いますが、市長の御所見をお願いいたします。

高齢化が進む農政対策についてお伺いいたします。昭和45年から始まった減反政策はいまだに歯どめがかかることなく、毎年減反配分がなされる現状であります。日本の農業も国際的な見地に立って見るべきか、国内農業の現状を将来どのようにとらえるべきか、大変に難しい選択であります。今後、農業後継者が育たないのではと危惧されている現状であります。米の価格の低迷、野菜の暴落、果樹の安値安定、これでは生計が成り立たない。若い者は勤め、老人は農業、これが現在の農業の実態だと思っております。

25年前、私たちは減反の集団化を進めるために、地権者に協力を得ながらいろんな問題を解決し、地権者組合と請負組合を立ち上げ、賃貸契約を結びながら永年転作に取り組み、努力してまいりました。しかし、あれから25年の流れとともに高齢化が進み、農作業もままならず組合を脱会したいという申し入れもあり、大変困惑している現状であります。組合員は話し合いを何回か持ちましたが、よい思案も出ず、組合解散という問題も浮上しました。しかし、そう簡単に解散もできず、大変困った問題に直面している現状であります。

今後は、ほかにも高齢化によって賃貸契約の破棄という問題が、遠からずに出てくる問題ではないかと危惧されます。行政はこうした問題をどのようにとらえられるのか、市長の御所見を伺って第1問とさせていただきます。

○新宮征一議長 佐藤市長。
〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えします。

まず、花咲かフェア I Nさがえに対するところの取り組みでございます。御案内のように、花咲かフェア I Nさがえは花と緑、せせらぎで彩られたまちづくりの推進と、花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向けた、市民参加の手づくりのイベントとして多くの方々から支持を得ており、昨年度は25万3,000人、今年度は28万9,000人も多くの来場者を迎えることができました。今では、本市の美しい景観と市民の温かいおもてなしの心を全国に向けて発信する、山形県を代表するイベントとして県内外に知られるようになったことは御案内のとおりであります。

平成19年度は、来年度は第5回目の開催の節目の年となります。第5回目の開催を記念し、記念式典や記念花壇の造成、過去4年間のフェアを振り返る写真展や、本市ゆかりの芸術家で東京を中心に活躍なされている松田重仁彫刻展などの記念事業を計画しております。

御質問の、平成20年度から実施計画において1,000万円の予算の中で花咲かフェアを実施するとなっているが、どのような規模での開催を考えているのかということでございます。お答えいたします。

まず、会場内の植花についてであります。市民の植栽によります花壇やコンテナガーデンなどの作品については、これまでと同様に計画してまいりたいと考えておりますが、修景花壇についてはお金をかけないで、こういった市民の熱意を今後とも花咲かフェアに注いでいただくよう引き続きお願いし、市民参加の協働による手づくりのイベントを中心とした、魅力と感動のある花咲かフェア I Nさがえを開催してまいりたいと思っております。

したがって、平成20年度からの花咲かフェア I Nさがえの規模は、予算は少なくなっておりますが、計画としては少なくなっておりますが、市民の手づくりや、チェリークアパークの民間施設と市民と一体となった事業の展開により、これまで以上の魅力あふれる寒河江のシンボルイベントとして開催してまいりたいと考えております。

さらに、花咲かフェアと寒河江のさくらんぼというのは、一体として売り出して寒河江の名を広くこれまで以上に広め、それが産業経済観光面でのプラスにしてはどうかという御意見でございますが、全くそのとおりでございます。まさに花咲かフェアもこの開催も全国の都市緑化フェアからスタートしておるわけでございますけれども、寒河江での花咲かフェアは、さくらんぼの時期と合致した時期に開催しなければならないという強い考え方を持って県にもお話し申しあげ、そのとおりになって、そしてまた花咲かフェアに引き継がれておるわけでございますが、やはり寒河江は日本一のさくらんぼの里、そしてまた寒河江は花、緑、せせらぎのまちということで美しい町を全国にお示しすることができたものと思っております。

そういうことにおきましては、花咲かフェアと、そしてまたさくらんぼは一体的に取り上げていかなければならないものでございますし、それが今必要なものはどうして観光の時代を生き延びていくかというような大きな誘因の材料となるものと思ひますし、寒河江をなお一層アピールするための必要なものだろうと、このように思っております。また交流の時代と言われますけれども、このことによって寒河江にさくらんぼの時期に花咲かフェアがあるということになっておりますが、なお一層これをアピールすることによりまして、寒河江があらゆる面で、工業団地の企業誘致にしましても、あるいは宅地分譲にしましても、まちづくり万般につきましても大きな効果が出てくるものと思っておりますので、そういう意味では花咲かフェアの意義は多かろうと思っております。

さらにまた、花咲かフェアのときにはいろいろなイベントがございますし、みこしなども出てまいっておりますし、また場所が場所だけにクアパークの中にも一体となっておるわけでございますので、温泉の町としてのアピールもできようかなと、このように思っております。ことは開湯、温泉を開いてから50周年という年にも当たっておりますし、そのイベントが行われるわけでございます。温泉の町寒河江というものをこの際PRすると、そしてまた温泉の町という売り出し方もこれはやっていかなくちやならないなど、このように思っておりますのでございます。

それから、次に最上川緑地公園の整備充実についてのお尋ねがございました。まず、このパークゴルフコースの件でございますけれども、パークゴルフは世代を越えて遊べる楽しさ、若さを感じさせ

るスマートさ、それから力や体力、上手とか下手の差が少ない気楽さ、それでいて奥深さのあることが大変人気になっておると聞いております。本市におきましても、昨年の秋に最上川ふるさと総合公園においてパークゴルフ大会が開催されるなど、愛好者が増加していると思っております。

そこで、寒河江川緑地にパークゴルフコースを整備してほしいということでございますが、最上川寒河江緑地は広大なグラウンド広場や芝生広場を計画しておりますので、その中でパークゴルフ、さらにはグラウンドゴルフができるような整備を計画してまいりたいと思っております。

また、議員はクアパークと一体となるというようなこともお話を申しあげましたけれども、やっぱり今のパークゴルフ、あるいはグラウンドゴルフというものを整備することによりまして、たくさんの温泉客、特に高齢者がパークゴルフ、グラウンドゴルフを楽しんだ後に温泉に入って、そして体をいやしていく、元気を回復していくというようなことになるわけでございますので、温泉ということと一体となったものにして、あそこ一帯を先ほども申しあげましたように、スポーツレクリエーションの基地として持っていきたいと思っておるところでございます。

それから、高齢者等農業政策の問題の御質問にお答えいたします。本市の農業従事者数は、2005年農林業センサスでは農家数は2,499戸で、農家人口が8,578人となっております。そのうち基幹的農業従事者数は2,424人ですが、約60.3パーセント、1,461人が65歳以上と高齢化しており、高齢化は今後さらに進むものと思われます。農業従事者の高齢化は全国的に進んでおり、山形県においては65歳以上が52.4パーセント、全国では58.6パーセントとなっておりますのでございまして、担い手の育成確保は喫緊の課題となっております。

本市におきましても、これまで国の減反政策に応じ、農協などの関係機関や各種団体の御協力を得て転作の団地化等に積極的に取り組んでまいりました。地域によっては組合等を組織し、さくらんぼ等の永年転作の団地化を推進してきたところであります。

そうした地域でも農家の方々の高齢化が進み、耕作することができない方々がふえているのは事実であります。そこで、担い手の育成確保を図るべく、県、市町村、農協、土地改良区など関係機関団体で組織する山形県農業担い手支援センター及び村山地域農業担い手支援センターにおいて、担い手育成支援活動や経営多角化支援活動、集落営農推進活動、新規就農者確保育成活動、農地流動化支援活動などを行ってきております。

本市におきましても、地域農業のリーダーである認定農業者198人で組織する寒河江市認定農業者連絡協議会、青年農業者で組織する担い手の会などを組織し、研修会の開催や情報交換を行い、農地集積による生産コストの低減や技術の習得による生産性の向上を図ってまいりました。

さらに、来年度からは市の農業経営改善支援センターに、新たに経営改善支援活動推進員を配置し、認定農業者などの経営の安定に向けた支援体制の強化を図るとともに集落営農システムの構築に向け、農地の効率的利用を図る九つの農用地利用改善組合と、既に設立されたり本年度中に設立が予定されている計18の集落営農組合への支援を行い、担い手への農地利用集積と効率的利用を推進してまいりたいと思っておるところであります。

また、地域においては地域の農業は担い手を中心にして地域全体で守るという意識を強く醸成していただき、農用地利用改善組合等での話し合いによる解決が必要であると考えております。今後におきましても、農協や農業委員会、各種団体等と連携を図りながら担い手の育成確保を支援してまいりたいと思っております。

以上でございますが、佐竹議員には先ほどもありましたけれども、最後の一般質問をなされたわけでございますけれども、感無量のものがあるかなと、このように察するところでございます。これまで大変議長職を2回までもお務めになって、議会活動はもちろん寒河江市政の発展に大きく貢献されたことに対しまして、この場から改めて感謝、御礼を申しあげたいと思います。ありがとうございました。以上でございます。

○新宮征一議長 佐竹敬一議員。

○佐竹敬一議員 ただいまは本当に市長から温かいお言葉をいただきまして、本当に私も感無量でございます。ありがとうございました。

花咲かフェア I N さがえの問題で、市長からこれまで同様に市民の力をかりて、そして劣ることなく今後も努力してまいりたいというようなお話でございますので、大変安心したわけですが、私はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、やはり寒河江は日本一のさくらんぼというようなことで本当に多くの観光客が来るわけです。

でも、やっぱり先ほど申しあげましたとおり、年々団体は横ばい、個人客はもう減っていると。これはどういうことかなというようなことでいろいろと業者さん方にもお話聞いたわけですが、やはり長野あるいは山梨の方でもさくらんぼは出ると。向こうの方に早い観光客はもう流れると。でも、向こうの方はおいしくないんだと。やっぱり寒河江のさくらんぼでないとだめなんだというようなことなんですけれども、今山形県内でも産地間競争が非常に厳しいわけです。東根はもとより天童、上山、村山、そして寒河江と。これやっぱりお客の分捕り合戦と申しますか、そうしたことでしのぎを削っているわけですが、寒河江のように観光に来て、そしてやっぱりいろんな面で寒河江は観光客を連れてきても非常に過ごしやすく、観光客から喜ばれると。

いろんな話を聞いてみますと、やっぱり今観光業者も非常に競争感が激しいんだそうです。やっぱり安い料金で連れてこないと来る人はいなくなると。だから、安い料金で日帰りでお客を連れてくるんだと。そして、どのくらいの料金で連れてくるのやと、栃木とか埼玉とか千葉の方から来るわけですが、やっぱり 1 人七、八千円ぐらいの料金で来るんだと。そうすると、やっぱり食事とバス代で業者のマージンなんていうのはもう微々たるものだと。でも、休ませておけないからこうして走らなきゃならないと。

そうしたことを踏まえて考えますと、やはりお客の産地間競争で分捕り合戦というような形の中では、東根は寒河江を目のかたきにして、おらほが日本一だからというようなことで一生懸命 PR をし、また天童は天童で温泉とセットな形の中で一生懸命 PR をしていると。村山市は今度はバラ園があると。バラ園との関係を組み合わせた形の中で PR をしている。しかし、寒河江は花咲かフェアだと。

先ほど遠藤議員の方からも、少し料金をもらってもいいのではないかなというようなお話もありましたけれども、業者さんに言わせると、観光業者に言わせるとやっぱり 1 円でも安い方がいいんだと。1 円でも我々の懐に入らないと困るんだと。だから、土産買ったときにその料金の何パーセントかももらえないでしょうかというような業者さんも中におります。そのくらいに厳しい状況の中で今競争されているというのが現状ではないかなというふうに思っております。

そうすると、村山市に行きますとバラ公園はありますけれども、入場金が 500 円も取られる。これは業者の負担というか、なるわけで、やっぱりそういうのは敬遠される。寒河江の場合は、花咲かフェアが無料だと。しかもあれだけの大きな規模で、そしてあそこに 1 時間とか 2 時間お客さんを、時間を過ごさせられると。非常にいい、何と申しますか、観光とあそこの花咲かフェアとのセットが非常にいいというようなことで寒河江は、観光客がよそに行かないようにするには、そうしたセットで今後とも継続して花咲かフェアをしていただきたいものだなと。そして、観光客が来ることによって、寒河江市内への経済波及効果というものも大きいのではないかなというふうに思っております。

そんなことを踏まえて、花咲かフェアを継続し、そして来られた方に感動を与えられるような規模の花咲かフェアをしていただきたいものだというようなことを願って、質問したところでございました。

それから、河川敷におけるパークゴルフの国際的な認定コースというようなことでありますが、これは市長先ほど答弁いただいたわけですが、最上川ふるさと公園の一角に去年の秋に、おとしの春でしたか、オープンしたわけですが、非常にやっぱりおもしろいし、奥が深いし、そしてやっぱりだれでも参加できるし、そして健康にいいと。今、私どもで 40 人ほどいるんですが、その中で足が痛くてというような方がもう足治ったと。こういうふうな健康面に非常に効果があると。これは事実なんです。これ事実。北海道のある自治体では、介護保険とかそれから老人保健が黒字になったところもあるというくらいに、非常に盛んに北海道は今やっております。

ですから、こうしたことはやっぱりこれから団塊時代を迎えて高齢化がどんどん進むわけですが、健康でなければやっぱり人生はおもしろくない、そして人は必ず二度童子、子供に戻っていくんだと。だから、やっぱり年寄りといっても遊ぶ場をつくってもらわないと健康維持することが非常に大変だと。石川議員のお話が、前に一般質問あったんですけども、うちにばかり年寄りがいるというようなこともこれは大変なことだと。やっぱり野外に出て健康づくりというものが非常にこれからは大切なのではないかなというふうに思っておるわけです。病气してから手当てする、何もしろかにもしろという前にそれを健康予防するような施策が、最も大切なのではないかなと私は思っております。

そんなことを踏まえて質問をお願いをしたところでございましたけれども、御理解をいただきましてまことにありがとうございます。

それから、農業高齢化の問題ですけども、これはやっぱり一行政で云々というようなことも、なかなかこれは難しい問題だなというように思っております。しかし、これは国の施策の中で減反というものが行われてきたわけですけども、これはやっぱり当時20年とか30年前の方々が若きころ夢を見て懸命に取り組んだわけですけども、やっぱり年には勝てないわけです。20年、30年となりますと、当時40代が70代になったり、もう80代になったりしている方が多いわけです。

そうすると、やっぱりさくらんぼのハウスに上って雨よけかけができるか、あるいは何か作業ができるかと、当然これはできない。草刈りもままならないというようなお年寄りがふえてくるわけです。そうすると、問題になってくるのはやはり団地化。団地化するということは交換耕作を盛んにしないと、そこに団地がまとまらないということがあるわけです。その団地に入って賃貸借で貸した方が今度はもう農業放棄して、そしてもう農業はうちでやらないと。だからどうしてもいいから使ってけらしゃいというようなことでありますけれども、使う人が年とっているのだから使いようがない。そして、今度はそれを借りてる者に対してそれほどの収量は上がらないのに、耕作料を支払わなきゃならないというような問題が出てくるわけです。

これは、農業というのはやっぱり1年に1回の作物しか収穫は見られないというようなことで、しかも天候に大きく左右されるというようなことがあるわけです。そうした場合にはやはり必ずしも毎年毎年企業のように計画を立てて、何ぼ何ぼことしの収益性を上げよう、目標努力を上げよう、でもこれはままならないのが農業の難しさではないかなと私は思っております。

そんなことを考えるときに、やはり一行政でこうしろ、ああしろとは言えないと思いますけれども、これは国の施策の中で、減反というものがやむを得ず農家の方々が、米が将来下がることのないように、安定して米の価格が獲得できるようにというようなことで、当時は減反にみんな農家の方々が協力したのではないかなというように私は理解しているわけですけども、それもままならず、今また今度はこうしたEPAなどというようなことで議会にも陳情が出ておりますけれども、豪州から農産物がまた入ってくるということになれば、当然農業は踏んだりけったり。将来どのように農業というものをとらえたらいいのかと悩んでいるのが今の農業やってる方々。そして後継者の育たない原因がそこにあるのではないかなと私は思っておるわけです。

ただし、これは先ほども言いましたけれども、じゃあ寒河江市でどうするといってもなかなかこれは大きな問題で、簡単に結論の出せる問題ではないだろうというように理解はしておりますけれども、避けて通れないということだけは、高齢者になるのは避けて通れない。賃貸借を結んでいる方は、これは簡単に破棄できない。返されても困るというような実態がこれから多く見られてくるのではないかなというような懸念をしているわけです。

そしてまた、国の施策の中でいろいろと農家の人も努力してきた経緯はあるわけですけども、今度集落営農というようなことで国はまた方針を打ち出して、そして先行き余り不透明なような形の中で集落営農を進めようと。5年後には法人化していくんだというようなことをやられるようでございますけれども、これにも農家の方々は両手を挙げて賛成ということでなく、やむを得ずそういうふうにならざるを得ないのであろうかなというようにのが、一般的な農家の方々ではないかなと私は思っております。

ですから、今後高齢化していく農業に対して県、国会、国はどのように施策を立てられるのかわかりませんが、非常に差し当たって困っている方々もいるということだけひとつ御承知していた

だきたいというように思っております。

そして今、これから10年ぐらい前までは国でも農業問題を取り上げて議論する議員の方々も数多くあったんですけども、近年はその農業を取り上げていろいろと議論する国会議員もいない。あるいは、県あたりも余り活発に検討されていない。農業というのはもう置き去りにされていく、はざまに置かれていくのではないかと、このように私は考えるわけですけども、こんなことをひとつ農業者の方々も私のみならず多くの方々が考えていると思います。

やっぱり、日本は工業国にならざるを得ないんだろうというふうに私は見ているわけですけども、ひとつこんなような農業の取り組み方もあるんだということを御認識いただいて、私の質問を終わらせていただきますけれども、市長、私に対して大変ありがたいお言葉をいただいたわけですけども、市長もひとつ体に十分御留意されて、しかもやはり年ではなく、これは情熱とやる気があれば必ず人間はやり遂げられるものであると私は信じております。そのようなことを踏まえてひとつ寒河江市のこれからの展望を弱まることなく、これからも市長のすぐれた政治手腕を十分に発揮させていただいて、明るく住みよい安全なまちづくりに御尽力を賜らんことを心からお願い申しあげて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午後 2 時 37 分

○**新宮征一議長** 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成19年3月15日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（20名）

1番 新 宮 征 一 議員
 3番 鴨 田 俊 廣 議員
 6番 松 田 孝 議員
 8番 石 川 忠 義 議員
 10番 荒 木 春 吉 議員
 12番 高 橋 勝 文 議員
 14番 佐 藤 良 一 議員
 16番 川 越 孝 男 議員
 18番 那 須 稔 議員
 20番 遠 藤 聖 作 議員

2番 佐 藤 毅 議員
 5番 木 村 寿 太 郎 議員
 7番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 9番 鈴 木 賢 也 議員
 11番 柏 倉 信 一 議員
 13番 高 橋 秀 治 議員
 15番 佐 藤 暘 子 議員
 17番 内 藤 明 議員
 19番 佐 竹 敬 一 議員
 21番 伊 藤 忠 男 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収 入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会
 尾 形 清 一 総務局
 有 川 洋 一 総合政策課長
 柏 倉 隆 夫 総合政策課長
 佐 藤 昭 市 民 生 活 課 長
 兼 子 善 男 建 設 課 長
 鈴 木 英 雄 都 市 整 備 室 長
 兼 子 良 一 下 水 道 課 長
 熊 谷 英 昭 商 工 観 光 課 長
 工 藤 恒 雄 会 計 課 長
 宇 野 健 雄 病 院 事 務 長
 生 涯 学 習
 振 興 課
 監 査 委 員 長

荒 木 恒 助 役
 大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
 佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
 片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
 菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
 三 瓶 正 博 財 政 改 革 推 進 室 長
 浦 山 邦 憲 税 務 課 長
 犬 飼 一 好 建 設 課 長
 安孫子 政 一 花 緑 世 世 せ ぎ
 斎 藤 健 一 推 進 課 長
 荒 川 貴 久 農 林 課 長
 芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長
 菊 地 宏 哉 水 道 事 業 所 長
 安孫子 雅 美 教 育 長
 清 野 健 学 校 教 育 課 長
 監 査 委 員
 農 事 業 委 員 会 長

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第 5 号

第 1 回定例会

平成 19 年 3 月 15 日（木）

午前 9 時 30 分開議

再 開

- | | | | | |
|-----|----|---------|------|--|
| 日程第 | 1 | 議第 | 1 号 | 平成 18 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 〃 | 2 | 議第 | 2 号 | 平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 〃 | 3 | 議第 | 4 号 | 平成 18 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号） |
| 〃 | 4 | 議第 | 5 号 | 平成 19 年度寒河江市一般会計予算 |
| 〃 | 5 | 議第 | 6 号 | 平成 19 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| 〃 | 6 | 議第 | 7 号 | 平成 19 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| 〃 | 7 | 議第 | 8 号 | 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| 〃 | 8 | 議第 | 9 号 | 平成 19 年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| 〃 | 9 | 議第 | 10 号 | 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| 〃 | 10 | 議第 | 11 号 | 平成 19 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| 〃 | 11 | 議第 | 12 号 | 平成 19 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算 |
| 〃 | 12 | 議第 | 13 号 | 平成 19 年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| 〃 | 13 | 議第 | 14 号 | 平成 19 年度寒河江市水道事業会計予算 |
| 〃 | 14 | 議第 | 15 号 | 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 15 | 議第 | 16 号 | 寒河江市副市長定数条例の制定について |
| 〃 | 16 | 議第 | 17 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 〃 | 17 | 議第 | 18 号 | 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 18 | 議第 | 19 号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 19 | 議第 | 20 号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 20 | 議第 | 21 号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 21 | 議第 | 22 号 | 寒河江市土地開発基金条例の廃止について |
| 〃 | 22 | 議第 | 23 号 | 寒河江市市税条例の一部改正について |
| 〃 | 23 | 議第 | 24 号 | 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 24 | 議第 | 25 号 | 寒河江市道路占用料条例の一部改正について |
| 〃 | 25 | 議第 | 26 号 | 寒河江市都市公園条例の一部改正について |
| 〃 | 26 | 議第 | 27 号 | 山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について |
| 〃 | 27 | 議第 | 28 号 | 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について |
| 〃 | 28 | 議第 | 29 号 | 土地の処分について |
| 〃 | 29 | 請願第 1 号 | | 「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願 |
| 〃 | 30 | 請願第 2 号 | | すべてのひとのワークルール確立をめざす請願 |

- // 31 請願第3号 日豪EPAに関する意見書の提出を求める請願
- 日程第32 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
- // 33 質疑、討論、採決
- // 34 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- // 35 議会案第2号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- // 36 議会案第3号 西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書の提出について
- // 37 議会案第4号 日豪EPAに関する意見書の提出について
- // 38 議会案第5号 道路整備財源の確保・充実にに関する意見書の提出について
- // 39 議案説明
- // 40 委員会付託
- // 41 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

○**新宮征一議長** おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○**高橋秀治議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営については、昨日午前10時41分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第1号から議会案第5号までの5案件であります。

追加議案の取り扱いについては、議会案第1号から議会案第5号を一括上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるよう、お願い申し上げ、御報告といたします。

○**新宮征一議長** お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

なお、報道関係者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 案 上 程

○**新宮征一議長** 日程第 1、議第 1 号から日程第 31、請願第 3 号までの 31 案件を一括議題といたします。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

委員会審査の経過並びに結果報告

○**新宮征一議長** 日程第32、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○**新宮征一議長** 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○**松田 孝総務委員長** おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月7日9時30分から市議会第2会議室において委員6名中5名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第27号及び議第29号の11案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第15号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、政務調査費の月額が1万円から1万5千円になるが、議員だけが上がるのはどうなのか、市民感情から見ても納得いかないのではないかと問いがあり、当局より、議会で行財政改革の検討委員会を設置していただき、必要のないところは大幅に削減し、必要なところは手だてをし、全体としてのバランスを考えるという提言を受け、市でもそれを評価し、改正しようとするものです。また、寒河江市においては、議会みずから使途を厳しく制限しており、今問題になっている報道には当てはまらないと理解しています、と答弁がなされました。

議第15号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市副市長定数条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、平成19年4月1日からの副市長の任期はどうなるのか、また給料体系はどのようになるのかとの問いがあり、当局より、現行の任期の残任期間となります、給料体系は現行のままです、との答弁がなされました。

議第16号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、民間人から地区公民館長を採用することになるが、地方公務員法の適用はなるのか、また1週間の勤務時間の割り振りはどうなるのかとの問いがあり、当局より、非常勤特別職ですので、地方公務員法の適用はなりません、勤務時間については1日7.5時間の週4日勤務で週30時間になり、原則的には8時30分から16時45分までの勤務を考えております、との答弁がなされました。

委員より、公民館等の行事が集中する土日の勤務についてどのように対応するのかとの問いがあり、当局より、基本的には平日の勤務としますが、土日に事業が重なる場合は土日を勤務日とし、平日に振りかえ運用していきたいと考えています、との答弁がなされました。

議第20号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、行革大綱での管理職手当のカットと、その退職金への影響についての問いがあり、当局より、18年度から22年度までの5年間、50パーセントカットで実施しています、退職金については給料月額を対象にします、直接関係はありませんとの答弁がなされました。

議第21号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市土地開発基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、基金残高は幾らぐらいか、またその残金は一般会計に戻すのかとの問いがあり、当局から、現金については225万5千円ほどで、一般会計に繰り入れます、との答弁がなされました。

議第22号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

○**新宮征一議長** 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○**荒木春吉文教厚生委員長** おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月7日午前9時30分から市議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号、議第4号、議第24号、請願1号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、介護予防プランで要支援1、2で5分の1しかなかった、その内容は、との問いがあり、当局より、介護予防事業は今年度から取り組んだ事業で、高齢者老人の4パーセントを見込んだもので、包括支援センターの受託部門で3,100件ほど見込んだのですが、介護予防プランを立てたところ、結果的に対象者が少なかったため、計画より大幅に下回ったということです、との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第2号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、入院患者、外来患者それぞれ減っている理由はほかに接遇の問題があるのでは、という話を聞くがどうなのかとの問いがあり、当局より、感想箱に意見が寄せられていますが、その中には接遇や食事、施設整備などの要望もあります、接遇については院内会議を開催し、対応しているほか、接遇の外部監査を受け、御指摘、御指導をいただき、具体的なものを目に見える形で改善に努力しております、との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、料金の減免ということだが、これまでの利用状況と料金は、との問いがあり、当局より、身障者の方については浴室1人用ですが、身障者浴室があります、介助者をつけて入浴していただ

き、1時間から1時間半ぐらいの入浴です、これまでの料金は200円です、また1日平均四、五人ということです、との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「西の町交差点に右折用信号機の設置を求める意見書」の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、請願第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○**新宮征一議長** 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9 番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○**鈴木賢也建設経済委員長** おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3 月 7 日午前 9 時 30 分から議会図書室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 25 号、議第 26 号、議第 28 号、請願第 2 号及び請願第 3 号の 5 案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第 25 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、これまで公園を借りる場合は管理センターに行けば借りられたが、今後はどうなるのかとの問いがあり、当局より、市民に不便をかけないように、これまでどおりさくらんぼ会館で申請をしていただけたようにと考えております、との答弁がありました。

委員より、使用料は有料になるのかとの問いがあり、当局より、これまでどおり無料です、との答弁がありました。

議第 26 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 28 号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、変更内容の詳細及びその金額についての問いがあり、当局より、一つは請負差金による減額が 2,492 万 7 千円、二つには設計精査による減額が 4,284 万円、三つには設計変更による増額が 3,013 万 5 千円です、また入札による請け差や設計の精査については、これは出てくるものと思います、との答弁がありました。

委員より、全国の自治体で日本下水道事業団にこのような形で依頼をしているのかとの問いがあり、当局より、規模の大きな自治体で電気設備や水処理設備などの専門技術者がいるところでは自前でやっているようですが、ほとんどの市町村が事業団に委託しているようです、との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第 28 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、請願第2号すべてのひとのワークルール確立をめざす請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、願意妥当で多数の労働者が該当するような内容であり、採択すべきと思います、との意見がありました。

委員より、全体的な社会情勢やいろいろな労働者がいることから、この請願には賛成しかねます、との意見がありました。

委員より、願意は認められるところもあるけれども、小さい零細企業もあるわけで、その経営者の立場も考慮する必要があるのではないか、また今、国でも全体の底上げについての議論がなされている問題でもあり、その推移を見る必要もあり、継続審査とした方がよいと思います、との意見がありました。

委員より、昔のように労働者の賃金を守るとか、そのことだけに走ると会社そのものがつぶれ、失業者がふえてしまう、今は地方の零細な企業を守るためには踏ん張らなければならない時期で、時期尚早の面があると思います、との意見がありました。

委員より、基本は労働者の生活がどうなっているのかということであって、安い賃金で人材を派遣してもらって、それで企業が成り立つということであれば、その企業の姿勢にも問題があるのであり、人口の大半を占める労働者やその家族の生活向上を中心に考えないと、いつまでたってもよくならないと思いますので、ぜひ採択をお願いしたいとの意見がありました。

請願第2号については、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、多数で継続審査にすべきものと決しました。

次に、請願第3号日豪EPAに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、全会派一致でもあり、問題ないけれども、こうした交渉においては表向き強い交渉態度をとりながら、実質的には妥協を重ねてきたということがあり、政府にはもう少し毅然とした態度で交渉に臨んでほしいと思います、との意見がありました。

請願第3号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○**新宮征一議長** 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○**柏倉信一予算特別委員長** おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本特別委員会は、2月28日午前9時58分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第1号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、議第5号平成19年度寒河江市一般会計予算、議第6号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第7号平成19年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第8号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号平成19年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第10号平成19年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号平成19年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号平成19年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号平成19年度寒河江市立病院事業会計予算、議第14号平成19年度寒河江市水道事業会計予算であります。

11案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

議第1号については、一つ、農林水産業費の減額理由について、一つ、県農林事業との連携対応について、一つ、一般会計から病院事業会計への繰り入れについて。

議第5号については、一つ、固定資産税などの収納率向上の対応について、一つ、新寒河江温泉使用料の内容について、一つ、指定管理者制度導入に係る市民浴場の使用料について、一つ、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジ利用の効率化について、一つ、岡本太郎彫刻活用事業内容について、一つ、地域子育て支援センター設置事業の内容について、一つ、特定不妊治療の助成額について、一つ、休廃止鉱山の中和処理について、一つ、米づくりやまがた日本一運動の取り組みについて、一つ、木の下土地地区画整理事業の財政負担と軟弱地盤への対応について、一つ、学校給食及び図書館管理業務委託の業者選定等と給食費の未納状況について、一つ、いのちと心を育む学校づくり支援事業について、一つ、障がい児者等に係る文書表現の対応について。

議第6号については、一つ、下水道使用料の未納金の対応と汚泥処理について、一つ、汚泥処理に係る県税について、一つ、工業団地の下水道事業の取り組みについて。

議第8号については、一つ、国保税の滞納対策及び課税について。

議第10号については、一つ、地域包括支援センターの役割と人的体制について、一つ、特別養護老人ホーム等の待機者数について。

議第12号については、一つ、緑環境税と財産区とのかかわりについて。

議第13号については、一つ、病院事業における委託料について、一つ、病院の欠損金について、一つ、医師確保と未収金の対応について、一つ、一時借入金の限度額について。

議第14号については、一つ、給水戸数の見通しと第4次拡張事業の進捗状況について、一つ、水道事業における経営方針等の諮問について、一つ、県村山地区水道からの受水単価について、一つ、

起債の借入先についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第7号、議第9号、議第11号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月14日、午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第1号から日程第11、議第14号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 2 号は原案のとおり可決されました。

議第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 4 号は原案のとおり可決されました。

議第 5 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員** これ、お尋ねしたいわけでありますけれども、19年の4月1日からこういうふうに変更なるわけでありますけれども、それに伴って助役が副市長というふうな名称になるわけでありますけれども、市の条例で助役というふうな表現になっている条例がたくさんあるというふうに思うわけでありますけれども、それらの条例の改正の部分についてはどうなるのかということが疑問がなされたのか、あるいは委員からの質疑でなくて当局からの議案の説明の際にそういうふうなことが説明されたのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○**新宮征一議長** 松田総務委員長。

○**松田 孝総務委員長** お答えします。質問は全くありませんでした。当局からの説明もありませんでした。以上です。

○**新宮征一議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** そうしますというと、4月1日からこの条例が発効というふうな、効力が発生をするというふうなことになりますというと、どういうふうになるのか。この間に臨時議会を招集をしたりなんかするのでしょうか。あるいは、制度的にどうなっているのかも、私もちょっとわからない部分もあるわけでありますけれども、お聞きをしたいというふうに思うんです。もうきょうで今議会は終了する手はずになっているわけでありますので、この点について議長から取り計らいなどいただければ幸いに思いますけれども。

○**新宮征一議長** ただいまは委員長の報告に対して質疑を求めていますので、御遠慮願いたいと思います。川越議員。

○**川越孝男議員** わかるんです、委員長に……。しかし、今議会が、この条例が通りますというと、4月1日からそういうふうになるわけでありますから、議会としてその間に臨時議会をしたりなんかするのかなども含めて、あるいはそういうことが法律上、制度上必要ないのかなどかもわからないものですから、お尋ねをしたんです。

○**新宮征一議長** この案件に関しては、これはそれぞれの委員会に付託して審議してもらってるわけですから、この議場でこの問題を取り上げることはできません。（「それじゃ、そういう問題がありますので、議長の方から受けとめていただいて、後ほど検討を願いたいということを申し入れを、議長に対して」との声あり）

○**新宮征一議長** この件については検討いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

この際、地方自治法第117条の規定により、次の議員の退席を求めます。寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤 明議員。以上の方は

退席を願います。

〔指名議員 退席〕

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員、7番猪倉謙太郎議員、12番高橋勝文議員、13番高橋秀治議員、17番内藤 明議員の復席を求めます。

〔指名議員 復席〕

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について、建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択とすることに決しました。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

議 会 案 上 程

○**新宮征一議長** 日程第34、議会案第 1 号から日程第38、議会案第 5 号までの 5 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 5 号までの 5 案件については、会議規則第37条第 2 項の規程により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第40、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 5 号までの 5 案件については、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

もう一度お願いします。

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成議員 挙手]

挙手全員であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

発言の申し出

○**新宮征一議長** この際、猪倉謙太郎議員、佐竹敬一議員、高橋秀治議員、内藤 明議員、遠藤聖作議員から発言の申し出がありますので、これを許します。猪倉謙太郎議員。

○**猪倉謙太郎議員** 貴重な時間をいただきまして、ごあいさつをさせていただく機会を得ましたことに對しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

議員生活は 2 期 8 年でありましたが、充実した議会活動をさせていただき、感謝をいたしております。今期をもちまして議員を辞することといたしました。きょうまで多くの皆様方からお世話になりましてありがとうございました。市当局を初め、同僚議員の皆様に変更して厚くお礼を申し上げたいと思います。

これからの社会は人口減少と高齢化がますます進むわけですが、財政状況も急に改善する見通しもない中で、それぞれの町に見合った独自性豊かな魅力あるまちづくりが求められてくるんだろうと思います。コンパクトシティが大きな流れになるんだろうと思います。地域住民の皆さんが参加してみんなで町の将来像を考える必要があると思います。

また、自分の住んでいる地域に愛着を感じるとともに、人とのかかわる教育が今求められているんだろうと思います。教育目標である、いのちと心を育み、輝く人間の育成につながるものと思います。

ことは第 5 次振興計画と行政改革大綱が、そして教育振興計画が策定され、新たな一步を踏み出した年でもあります。この大事業に取り組むに当たり、自信と確信を持って事業の完成に努力していただきたいと思います。

最後になりますが、寒河江市の発展と寒河江市議会のますますの御発展を心より祈念を申しあげ、あいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○**新宮征一議長** 佐竹敬一議員。

○**佐竹敬一議員** きょうで議会も終わり、万感迫るものがございますけれども、20 年を振り返ってみますと、本当に当時初当選したときには寒河江市の将来というものを描きながらいろいろと活動してきた、そんなことが今思われるわけですが、非常に当局、あるいは議員の皆様方からいろいろと御協力をいただき、議長を 2 回させていただきましたことなど、私の将来の宝物として厚く御礼を申し上げたいと思います。

いろんな思い出がたくさんございますけれども、寒河江市とトルコ・ギレスンが姉妹都市をいたしまして、締結 15 年の記念のときに市長が都合によってトルコに行けないというようなことで、私が団長としてギレスン市を訪問した。思い出してみますと、非常にいろんな要人の方々との出会いがあったり、あるいはテレビ出演なんかもあったり、私にとっては生涯忘れ得ることのできないすばらしい経験をさせていただいたなど、このように思っております。

今後ひとつ寒河江市市政発展のために議員の皆様方にはチェックアンドバランスというものを肝に銘じながら、議会と行政は両輪であるということも肝に銘じながら、今後寒河江市の発展に御尽力を願いたい。私も 20 年間この議場にいろいろとお世話になりましたことを本当に感謝を申しあげ、寒河江市勢発展、寒河江市が今後西郡の中核都市として大きく発展し、市民の幸せを心からお祈りしつつ、議会のますますの御発展を御祈念申しあげて、感謝の言葉にさせていただきたいと思いま

す。まことにありがとうございました。(拍手)

○**新宮征一議長** 高橋秀治議員。

○**高橋秀治議員** ただいまは議長よりあいさつする機会をいただき、ありがとうございます。

私、昨年の後半に思いもかけぬ病魔に襲われ、議会並びに大勢の皆様方に御迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわびを申しあげます。また、病氣療養入院中には励ましの言葉、またお見舞いまでいただき、まことにありがとうございました。

さて、平成19年第1回定例議会を最後に、私、今期をもって議員を辞することといたしました。顧みて、平成7年の初当選以来、3期12年の議員活動ができましたことに、多くの市民の皆様方、当局の方々、また議員諸兄の御指導、お支えがあればこそ深く感謝申しあげます。私の人生の中で最も充実した時間でありました。

思い起こしますと、寒河江市は福祉の町の幕あけでもあり、第4次振興計画の真ただ中で大きく飛躍しながら日本一さくらんぼの里を全国に発信し、花と緑とせせらぎで彩る潤いのあるまちづくりにこだわりながら、全国都市緑化やまがた花咲かフェアの開催など、目覚ましい発展を遂げてまいりました。美しい町、豊かな町に誇りを持ちながら、市民と一体のまちづくりに取り組んでまいりました。

このようなまちづくりの中で、議員活動ができましたことに感動と喜びを覚えているところであります。第5次振興計画も力強く歩み始めたわけではありますが、足元を見据えながら着実に飛躍発展され、中核都市としての役割を果たされることを期待いたしています。私も一市民に立ち返り、熱意を持ってまちづくりに参加をしていきたいと思っていますところであります。

終わりに当たり、寒河江市の輝かしい発展と多くの市民の皆様方、当局の方々、議員諸兄の御健勝を祈念いたしながら、去る者の感謝と御礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。(拍手)

○**新宮征一議長** 内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 発言の機会をいただきまして、まことに恐縮に存じますとともに、心から感謝を申しあげる次第でございます。

私も次の市議会議員選挙に出馬しないことを決めました。初当選以来、この16年間、今日まで市長初め職員の皆さんにはいろいろとお世話になり、心から厚く御礼を申しあげる次第でございます。

私はこれまで、地方政治は民主主義の学校という教えがありますが、主権者は市民であるということの基本に、市長から提案されるさまざまな議案について是々非々という態度で臨んでまいりました。そのことが寒河江市発展のもとになるというふうに信じてきたからであります。言葉で言えば、是々非々、5割が非ではありますが、実際は会議録を詳しく調査したわけではありませんが、議案についての是々非々は是々々非ぐらいで、約2割ぐらいが非であったのかなと、こういうふうに思っているところであります。ある番組で、前の宮城県知事の浅野史郎氏はこのぐらいが緊張感があって地方自治体では大変いいというようなことを申しておりました。そういう意味で、私も少しでも緊張感を持たせることができたならば私の役割も果たせたのかなと、こういうふうに思っているところであります。

振り返ってみますと、大型開発事業と財政問題などについて市長との考え方が大きな隔たりがあったことを今でも覚えております。地方交付税の持つ性格と危うさ、みんなで渡れば怖くないという

ふうなことでは、後に大変なことになるということを指摘しながら警鐘を鳴らしてきたつもりであります。今日の国の財政の厳しさ、本市の財政状況の厳しさの中で市民生活に身近なところまで予算を削減しなければならなかったり、あるいはクアパークの事業の半端さ、周辺部の下水道事業の事実上の計画変更で着手しないということなどを見るにつけ、私の指摘もあながち間違っていなかったのではないかなというふうに今思っているところであります。

申しあげたいことはたくさんありますけれども、最後に寒河江市のますますの御発展、市長初め職員の皆さんの御健勝、そしてまた同僚議員の皆さんの御健勝と御健闘を御祈念申しあげて私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**新宮征一議長** 遠藤聖作議員。

○**遠藤聖作議員** 私も今期で勇退をします。健康上の理由なんですけれども、道半ばというところで大変残念ではありますけれども、今後は体調の回復に努めて私のできることをやっていきたいというふうに思っています。

今、振り返ってみますと、29歳で初当選したんですけれども、私の人生のこれまでの半分近くが市会議員だったわけです。壇上にいる、ひな壇にいる課長も市長も私が当選したときはいませんでした。1人もいませんでした。目の前にいる議員の皆さん方も1人もいませんでした。いつの間にか一番古い議員になってしまったわけであります。当時の市長は武田市長で、それからずっと2人の市長といろんな意味で議論も交わしてきたし、さまざまな御提案も申しあげてきたりしたことが大変懐かしく思われます。

ややもすると、議会がチェック機能を果たしづらくなる、これは長年の議員活動を通して痛感していることでありまして、やっぱり行政がちょっと危うくなった場合は議員がそれを軌道修正する、そういう責任があるというふうに私は常々思っています。100パーセント正しいということはないし、そういう意味では議員が厳しく目を光らせるという責任を果たしていく必要がこれからもあるのではないかと思います。

ある政治学者が言っていましたけれども、行政は動き出したらとまらない、そういう特徴があるという指摘をした学者がいました。やっぱり振り返って、どうだったんだというふうに思いとどまってやり直すということも行政の中では必要なこともあるのではないかなというふうに思います。同僚の議員の皆さんは今後再挑戦される方にはぜひ再びこの議場に戻ってこられて、このような中での議論を、ちょうちょうはっしの議論をぜひやっていただきたいというふうに心から思う次第です。

私はまだ58歳、4月27日で59歳になって、まだまだ若いんですけれども、1日も早く体調の回復に努めて、何らかの形でお役に立てる仕事につきたいなというふうに思っております。ぜひ、引き続き皆さん方との御交遊も続けたいなというふうに思っておりますので、私より早く皆さん亡くならないようにだけしていただきたいなというふうに思っています。

最後の発言の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。（拍手）

○**新宮征一議長** この際、市長からも発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

○**佐藤誠六市長** 平成19年3月議会第1回定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつ申しあげたいと思います。

議員の皆さんにとりまして、私にとりまして、4年ということの区切りというのは大きく受けとめていなければならない時期でございます。ましてや、ただいま5名の議員の皆様から今議会を

最後にして寒河江市議会議員を勇退なされるということの御発言がございました。5名の皆様からそれぞれ思い入れのあったところのお話が聞けたわけでございますけれども、皆さんにとりましても、私にとりましても、感慨深いものを覚えておるところでございます。

5名の方々には、私より前に市政に携わった方もいらっしゃいますし、私よりも後で御就任なられ、そしてまた早くおやめになる方もあるわけございまして、でも、それぞれの方とこの議場において、あるいは市政万般におきまして議論を闘わし、意見を交換し、そして寒河江市の発展、市民の幸せのためにお互い尽くしてきたということは同じだろうと思っております。

そういうわけでございますので、皆様が今限りで議場から姿を消されるということに対しましては、本当に感慨深いものがあるわけでございますけれども、皆さんにおきましてはどうかこれからも御健勝にわたらせまして、それぞれのまた部門におきまして、まだ若いのでございますから、存分のお働きをいただきたいと、このように思っております。

今、地方の時代は大変な難しい局面にあらうかなと、このように思っております。地方分権と言われても、まだまだこれから紆余曲折の時代を迎えようとしておりますし、寒河江市におきましても第5次振興計画、あるいは行財政改革、教育振興計画を、三つの計画を寒河江の将来像を眺めながら推し進めておる段階でございますけれども、これまでの中におきまして皆さんのお力をかりましてここまで来たことは御案内かと思っておりますけれども、これからが大切な年だろうと、このように思っておるわけでございますので、どうか去られる議員の方々も、そしてまたお残りになる方も寒河江の将来のためになお一層お力をおかしいただくように、そしてまたそれぞれの立場で寒河江の発展に御貢献くださることをお願い申し上げたいと思っております。

本当に5名の方にはありがとうございました。そしてまた、まだ残られる方も試練の時期を迎えておるわけでございますので、どうか十分市民の声を取り入れられるように御奮闘なされることを祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。(拍手)

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 1 1 時 0 1 分

○**新宮征一議長** これにて平成19年第 1 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 19 年 3 月第 1 回定例会

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 猪 倉 謙 太 郎

会議録署名議員 佐 藤 暘 子